

I 通 史 —

第1章 組合創立 昭和35年～昭和40年

第1節 概 説

柳泉園組合(以下、「当組合」と表記する)は、昭和35年(1960)9月30日、保谷町・田無町・久留米町の3町によって設立された。設立時の名称は「北部三ヶ町衛生組合」である。

当組合設立の背景には、東京周辺町村において昭和30年代に急速に進んだ流入人口の激増とそれに伴う都市化があった。保谷・田無・久留米の3町では昭和30年代を通じて総人口が3倍近くにまで膨張し、これにより3町には都市問題という新たな行政課題が浮上した。なかでも、日に日に増えつづけるごみとし尿の処理は待ったなしの課題となった。その際、円滑な収集もさることながら、3町が最も苦慮したのは、ごみ・し尿の最終処分の問題であった。当時、3町にはごみ・し尿の最終処理施設がなく、このため町内の山林等に埋立投棄するしか処分方法がなかったからである。地域の衛生面や住民感情を考慮する観点からも、最終処理施設の建設を急がなければならなかった。

このような事情を背景に、3町が共同でごみ焼却場の建設・運営するための一部事務組合として、当組合は設立された。設立直後の昭和35年(1960)12月に久留米町大字野火止の山林に囲まれた土地(柳泉園組合の現所在地)を買収し、翌36年9月には、ここに1日37.5tのごみ焼却能力を持つごみ焼却施設(固定炉)を完成させ、稼働を開始した。

こうして当面のごみの処分問題は解決したが、しかし、し尿の最終処分問題は依然として残されていた。この解決を図るため、昭和37年(1962)に入り、ごみ焼却場に隣接して新たにし尿処理場を建設する計画が立てられた。しかし、ごみ焼却場に統いて同じ地所にし尿処理場を建設する計画は周辺住民の反発を招き、同年夏、住民は設置反対同盟を結成し反対運動を開始した。その後、昭和38年3月には建設用地はいったん清瀬町下里地区(現、清瀬市竹丘)へと変更され、ここでも同地区住民の反発により昭和39年5月に再び旧予定地の久留米町大字野火止へと変更されるなど、問題は糺余曲折をきわめ、長期化した。反対同盟が環境整備・補償など6項目の条件付きで建設に同意し、し尿処理場建設問題がようやく決着したのは、計画発表後2年半を経た昭和39年11月であった。翌40年9月には1日処理量200㎘のし尿処理施設(高速酸化方式)を完成し、ただちに稼働を開始した。これにより、設立後5年にして、当組合の行う事業の両輪であるごみ処理・し尿処理の体制が整ったのである。

なお、昭和40年(1965)4月には組合の名称を「北部三ヶ町衛生組合」から「北部三町衛生組合」へと変更している。

第2節 組合設立前の北多摩郡3町とごみ・し尿処理

1. 保 谷 町

保谷は、江戸時代前期までは「穂谷」または「穂屋」と書いた。穂の生い茂る谷というほどの意味のようである。その後は保谷と書かれるようになった。

現在の保谷市域およびそれ以前の保谷町域は、江戸時代に成立した上保谷村・下保谷村・上保谷新田の3村を合わせた地域そのままである。天領であった保谷3村は明治維新後、めまぐるしく所属が変わった。すなわち、明治2年(1869)には品川県、同4年の廢藩置県後には入間県、同6年には熊谷県という具合である。明治9年に埼玉県に編入されてからはやや落ち着き、同12年からは埼玉県新座郡に属し、明治19年からは5村による連合村(保谷3村と橋戸村・小樽村(練馬区))を形成した。そして明治22年の町村制実施により、保谷3村が合併して「保谷村」となり、ここに現在の行政区域が成立した。その後、明治40年(1907)4月には、保谷村は埼玉県から東京府に移管され、「東京府北多摩郡保谷村」になった。保谷が町制を施行して「北多摩郡保谷町」になったのは昭和15年(1940)11月、人口は約1万400人であった。

太平洋戦争時の空襲・疎開等により一時激減した保谷の人口が、再び急増し始めるのは昭和25年(1950)ころからである。言うまでもなく、このころから東京近郊の“衛星都市”として新住民が流入し始めたからであり、これ以降は、昭和25年の約1万5,000人から同30年には約2万3,000人、35年には約4万6,000人と爆発的に増加していくことになる。

そして、人口増加に伴って急増したごみ・し尿の処理が、緊急の行政課題として浮上してくることになった。排出量の少なかった時代には、ごみは廃棄・焼却など自家処理すればよく、またし尿については農地還元で事足りていたのであるが、量の急増がそれらの許容限界を超え、その処理が新たな課題となってきたのである。

保谷町営のごみ収集(塵芥処理)が開始されたのは、昭和28年(1953)9月である。これは3名の職員がそれぞれリヤカーによって町内を回ってごみ(厨芥・雑芥、さらにガラスや空き缶などの危険物を区別しない、文字どおりの「混合収集」であった)を収集し、それを町内4か所の用地に埋め立てて処理するものであった。収集にあたっては町を6地区に分け、1日1地区を回った。昭和34年2月には、オート3輪車2台を新たに導入し、またリヤカーも5台に増やした。同時に、久留米町の山林を借り受け、ここにごみを埋立処分するようになった。また、この年7月以降は、厨芥を分別収集するようになり、集めた厨芥は養豚業者に引き取ってもらっていた。なお、リヤカーによる収集の際には鈴を鳴らして周囲に知らせた(振鈴)が、そこから、人々はこれを「ちりんちりん(収集)」と呼んでいた。

一方、し尿については從来から民間のし尿汲取業者(各戸を回ってし尿を汲み取り、それを農家に売っていた)がいた。そのため、町では直営方式をとらなかつたが、昭和34年(1959)4

月施行の保谷町清掃条例に基づき管理を強めることになり、同年6月からは町が料金を徴集して汲取券を発行し、処理業務を民間業者に委託するという形をとった。これにより、それまで業者によりまちまちだった汲取料金は一律(1樽15円)となった。汲み取られたし尿は、町周辺の適当な土地を借りて、そこに投棄していた。

昭和30年代半ばまで、保谷町ではこのようなごみ・し尿処理を行っていたが、しかし、投棄する用地の確保の問題や衛生上の観点から、抜本的な対策が早急に必要とされていることは明らかであった。

2. 田無町

田無は、江戸時代初期に成立した田無村が、ほぼそのまま田無町・田無市に続いている。田無が近世の村としての形を整え始めたのは、江戸時代初期(17世紀前半)に青梅街道が開かれ、その人馬繼立て場として町割が行われたころである。17世紀末の元禄時代には、田無村は約930石の村高となるまでに開発が進んでいた。ただし、武藏野台地上にあって水には恵まれなかったため水田はなく、すべて畑であった。そのため古くから、田が無いから「田無」であるという地名伝承が伝えられている。同じころ、田無全村は天領となって幕末に至った。

明治元年(1868)には一時埼玉県に属した。同2年に品川県に、さらに同4年に入間県に編入されたのは、保谷3村と同様だが、しかし明治5年にはそこから分かれて神奈川県の管轄下に入った。明治11年に神奈川県が郡区町村制を施行するに伴い、明治12年6月には「神奈川県北多摩郡田無町」となった。もっとも、この場合の町はその後の制度上の町とはやや異なっており、明治22年に町村制が施行されたとき町制を敷いて、名実ともに「田無町」になったのである。そして、明治26年(1893)4月に三多摩が東京府へと移管されるに伴い、「東京府北多摩郡田無町」になった。昭和18年の都制施行以後は「東京都北多摩郡田無町」となった。

多く多摩地域の町と同様に、田無町においても戦後の人口増加は激しかった。敗戦直後の昭和21年(1946)に約1万2,000人だった人口は、同28年には約1万7,000人、同32年には約2万3,000人と増え、同34年にはついに3万人を突破した。したがって、この時期、ごみ・し尿処理の問題はここでも大きくクローズアップされることとなった。

昭和29年(1954)には、折から施行された清掃法に基づき、田無町は東京都知事から特別清掃地域に指定され、地区内のごみ・し尿の収集と処理が義務づけられた。これにより田無町では昭和31年4月に田無町清掃条例を施行し、翌32年1月から、まず町直営によるごみの収集(塵



ちりんちりん作業(『保谷町広報』32号)

芥処理)を開始した。これは申込み制で、申し込んだ住宅には町の職員2名がリヤカーを引いて月に3回、収集に訪れるという方式であった(もっとも、業務開始から2年近くがたった昭和33年末の申込み者は2,800世帯で、総戸数6,283世帯の半分にも達していなかった)。収集したごみは、はじめは近隣市町(新座町、所沢市、清瀬町、立川市)の山林を借り受けて埋め立て、その後、昭和33年からは久留米町内の山林に埋め立てるようになった。

一方、し尿については、昭和32年からは汲取券を発行し、汲取り業務は民間の登録業者にまかせる方式とした。バキュームカーで汲み取ったし尿は、町内や下保谷など近隣の土地に穴を掘って投棄していた。しかし、昭和34年(1959)頃には、宅地化が進んでなかなか投棄場所が見つかなくなつたため、業者も十分に汲み取りに回ることができなくなった。月に1回も汲み取りが回ってこない地域もあったという(昭和34年11月「三者糞尿懇談会」、『田無市史』第2巻)。

昭和30年代半ば、田無町においても、ごみ・し尿の埋立ての投棄処分はままならず、抜本的な対策が望まれていた。

3. 久留米町

現在の東久留米市の市域は、中世以来の古い村や江戸時代に開発された村(神山村、小山村、前沢村、下里村、南沢村、落合村、門前村、柳窪村、柳窪新田、栗原新田、田無町飛地)を合わせた地域である。江戸時代には、この地域は天領・旗本領が複雑に入り組んでいた。

明治維新に際して、これらの村はまず武藏県に組み入れられた(慶應4年・明治元年(1868))。翌年からの変遷は、ほぼ田無町と同じである。すなわち、明治2年には品川県に、次いで4年には入間県に、さらに5年には神奈川県に編入されたのである。そして、明治22年3月、町村制施行に伴いこれらの村が合併して、その後の久留米町・東久留米市の母体となる「神奈川県北多摩郡久留米村」が成立したのであった。「くるめ」の名は、一説には「来梅」に由来すると言われるが、それは旧柳窪村(現・東久留米市柳窪)の天神社境内に、府中六所大明神(現、大国魂神社)の宮司が記し、安政4年(1857)に建てられた「梅林之記」の碑文中に、久留米の由来として「来梅」「来目」と書かれているからである。

その後、明治26年(1893)4月、三多摩の東京府移管に伴い、「東京府北多摩郡久留米村」となり、昭和18年の都制施行以後は「東京都北多摩郡久留米村」となった。

久留米村は終戦後の昭和25年(1950)ころまでは純農村地帯といってよかつた。例えば、この年の人口は約8,400人であるが、広さが久留米村(約12.9km²)の半分ほどしかない田無町(約6.8km²)は、この頃には既に1万3,000人を超えていたのである。しかし、これ以降は、都営住宅や分譲住宅の建設が開始されるとともに人口はうなぎのぼりに上昇し始め、昭和30年には1万人の大台に乗った。これにより、同村は昭和31年8月に町制を施行し、「東京都北多摩郡久留米町」となった。

久留米町は町制施行以後、年々増加し続ける人口に対処していくなくてはならなかつた。ともかく、昭和30年(1955)に約1万人だった人口は、同35年に約1万6,000人、そして同40年に

は何と約4万4,000人に膨れ上がるのである。そして、この人口爆発とともに、同町はごみ・し尿処理の問題に直面することになった。そこで同町では、昭和34年6月から町営のごみ収集を開始し、次いで昭和36年4月の久留米町清掃条例施行に伴い、汲取券によるし尿の委託汲取り業務を開始したのである。以下に、昭和36年6月1日発行の「久留米町報」(第13号)から、業務実施の告知記事を一部引用する。この方式は、ほぼ保谷町・田無にも共通するものであった。

塵芥処理について

- (1) 申込みにより従前通り町営で行っていますので希望される方はお申込下さい。料金1ヶ月分一般所帯三十円 そのほか一般所帯以外は手数料徴集基準表により料金が定められて居ります。
- (2) 犬・猫の死体について占有者は土地建物内の犬猫等の死体を遅滞なく処理することになりますが、処分が困難な場合は町長に届出て処理の依頼をすることができます。処理料金は死体一頭につき二〇〇です。

糞尿処理について

ご家庭で現金の支払は一切してはいけません。町で発行する糞尿汲取券は町の煙草屋さんで売っておりますから、まえもってお求め下さい。

汲取券の種類

- (イ) 一樽券(三六リットル)
二十五円券四枚綴りで百円
- (ロ) 半樽券、十二円五拾銭四枚綴りで五拾円

皆様は汲取の都度汲取樽数に応じた汲取券を汲取業者にお渡し下さい。

糞尿汲取は町で汲取業者を指定してございますので業者が皆様のご家庭を巡回汲取することになっております。

(以下略)

第3節 北部三ヶ町衛生組合の設立

1. 組合設立の時代背景

昭和30年代には、首都東京の発展に伴って流入する人口が急増し、その受け皿となった近郊市町村では急激な人口増加と都市化が進行した。

この現象は保谷・田無・久留米の3町においても顕著に見られた。例えば3町合計の人口は、昭和30年代初頭の約6万人が同40年(1965)には約16万人と、実に3倍近くにも増えた。そして、この膨大な人口を受け入れるため各町域内の農地は急速に宅地化され、かつての武藏野の純農村地帯は今や大東京のベッドタウン化への道を歩み始めた。そのことを象徴するのは、3町にまたがって建設され、昭和34年(1959)から入居が開始された「ひばりが丘団地」である。同団地は、もと中島飛行機の工場跡地を日本住宅公団(現、住宅・都市整備公団)が買収して建設したもので、約33haの広大な敷地に総戸数2,738戸の集合住宅(テラスハウス型、鉄筋コンクリート4階建て中層型、星型ハウスなどのタイプがある)が建ち並ぶ、当時においては日本一の規模の“マンモス団地”であった。

しかし、このような都市化の波は、農村時代の3町には存在しなかった「都市問題」という新たな問題を生じさせることとなった。その代表が、市民生活の基礎部分ともいべき「ごみ処理」そして「し尿処理」の問題である。しかも、ごみは時を追って増えつづけるため、その円滑な処理は“待ったなし”的緊急な行政課題であった。既にふれたように、保谷町では昭和28年(1953)9月から、また田無町では昭和32年(1957)1月から、久留米町はやや遅れて昭和34年6月からそれぞれ町営のごみ収集が開始されていたが、それらは当初は、3名の職員がリヤカーによって行う(保谷町)程度の規模にすぎなかった。また、人口急増に対応するため、保谷町では昭和34年2月には清掃車(オート三輪)2台を配備し、リヤカーを5台に増やし、職員を7名に増員したが、進行する事態に十分に対応するものとはいえなかった。

さらに、収集のことにも増して問題となったのは、「集めたごみを、どう処理するか」という終末処理の問題である。昭和30年代前半におけるごみ処理の主流は埋立て(投棄)であり、東京都のごみの80%は主として東京湾埋立地の埋立てに回され、焼却処分されたのはわずかに15%程度にすぎなかった。そのため、3町においても、ごみ(及び「し尿」)の終末処理は、「町内の山林の凹地を対象として埋立処理」(『田無町汚物処理事業概要案』昭和30年(1955)9月)することとして、地主との契約による投棄地の確保という方法をとっていたのである。「要するに協力してくれそうな地主をみつけては、その土地に穴を掘って捨て、穴がいっぱいになつたら別の地主をさがして……ということの繰り返し」(『保谷市史』)だったわけである。しかし、この方法は、ごみ量の急増に照らせば早晚行き詰まることは目に見えており、何よりも「汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にする」という「清掃法」(昭和29年施行)の主旨に反するものであった。

これから、抜本的なごみ処理対策であるごみ焼却場建設への要求が住民の間にも高まってくることとなったのである。

2. 組合設立

このような時代の流れと将来への見通しの上に立って、ごみ焼却場を3町共同で設置しようという話合いは、3町による都市計画合同審議会(昭和32年11月発足)などを通じて、遅くも組合設立の2年前、昭和33年度中には始まっていた。その過程で、田無町ではすでに昭和34年度予算の保健衛生費中に焼却場建設のための自己財源200万円、起債200万円の計400万円を計上している。

その後、共同ごみ焼却場の設置場所、運営の形態、各町の分賦金の割合について等の具体的な検討が行われ、昭和35年(1960)夏には、焼却場を久留米町内に建設すること、その建設・運営のため一部事務組合を設立することで3町が合意に達した。組合の名称は「北部三ヶ町衛生組合」とすることになった。

ここでいう一部事務組合「北部三ヶ町衛生組合」が、すなわち当組合のことである。一部事務組合とは地方自治法(昭和22年公布)第284条第1項に定める組合で、「普通地方公共団体及び特別区が、団体の事務又は機関委任事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合」である。これは衛生、民生の広域的処理、とりわけ消防・病院・ごみやし尿処理事業に運用されている。保谷・田無・久留米3町がともに運営に参加する広域的組合としては、法制の異なる戦前にさかのぼるが、昭和3年(1928)に設立された北多摩郡昭和病院組合(現、公立昭和病院)。設立当初の組織町村：田無町、小平村、国分寺村、武蔵野村、大和村、東村山村、清瀬村、久留米村、保谷村)の例があった。

こうして規約案作成等の準備を終えた昭和35年(1960)9月、「北部三ヶ町衛生組合設立の件」は3町の町議会定例会に上程され、久留米町議会では9月22日、田無町議会では9月26日、保谷町議会では9月29日に、それぞれ原案どおり可決された。これを受け3町では、昭和35年9月29日付で東京都知事に対して一部事務組合設立許可申請書を提出した。以下に掲出する。

保総発第343号

田総発第2,195号

久総発第200号

昭和35年9月29日

保谷町長 原田彰俊 印

田無町長 賀陽賢司 印

久留米町長 番場憲隆 印

東京都知事 東龍太郎殿

I 通 史

一部事務組合設立の許可申請書

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により左記のとおり一部事務組合を設立致したいので御許可下さるよう申請致します。

記

一、一部事務組合を設立しようとする地方公共団体名

保谷町、田無町および久留米町

二、一部事務組合の設立を必要とするに至つた理由

都市近郊地帯である保谷、田無、久留米三ヶ町は、近年住宅団地の激増により、市街地的様相を呈して参つたのであります。もつとも行政の悩みはごみ処理の問題であり、三ヶ町一様に苦慮致して居ります。この時に当り三ヶ町住民の要望でもあり、又衛生的見地から完全ごみ焼却施設の設置をし、三ヶ町のごみ焼却を共同で行いその運営の合理化を期し以て住民の環境衛生の実を挙げるべく一部事務組合を設立しようとするものであります。

三、組合規約案の写 (省略)

四、関係町の議会の議決書の写と議会の会議録の写 (省略)

この申請は、昭和35年(1960)9月30日付で東京都知事から許可され、北部三ヶ町衛生組合は設立された。当組合では、この日をもって設立日としている。

3. 組織と原始規約

設立された北部三ヶ町衛生組合の組織と事務内容については、「北部三ヶ町衛生組合規約」(昭和35年(1960)9月30日施行、原始規約)に規定されている。以下に掲出する。

北部三ヶ町衛生組合規約

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は北部三ヶ町衛生組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する町)

第二条 この組合は保谷町、田無町及び久留米町(以下「関係町」という。)を以つて組織する。

第三条 この組合はごみ焼却場建設及び経営に関する事務を共同で処理する。

(組合事務所の位置)

第四条 この組合の事務所は東京都北多摩郡久留米町大字南沢一、二四〇番地の一久留米町役場内に置く。

第二章 組合の議会

(議会の組織)

第五条 この組合に組合議会を置く。

2 組合議会議員(以下「議員」という。)の定数は九人とし、関係町から各三人を選出する。

(議員の選挙)

第六条 前条第二項により選出する議員は関係町の議会においてその議会議員のうちから選挙する。

(議員の任期)

第七条 議員の任期は町議会議員の任期による。

- 2 議員がその資格の要件を有しなくなつたときはその職を失う。
- 3 議員が欠員を生じたときは、その前任議員の属する町議会において補欠選挙を行わなければならない。

(議長及び副議長)

第八条 議会に議長及び副議長を各一人置く。

- 2 前項の議長及び副議長は議員のうちから選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は議員の任期による。
- 4 議長に事故あるときは副議長が議長の職務を行う。

第三章 組合の執行機関

(執行機関組織)

第九条 この組合に管理者一人、副管理者二人、収入役一人及び監査委員二人を置く。

- 2 前項に定めるもの外、組合に書記若干人を置く。

(執行機関の選任及び任期)

第十条 管理者及び副管理者は組合議会において関係町の町長のうちから選挙する。

- 2 管理者及び副管理者の任期は町長の任期による。
- 3 副管理者は管理者を補佐し、管理者に事故あるときは予め定めた順序により、その職務を代理する。
- 4 収入役は関係町の助役又は収入役のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 5 収入役の任期はその町の助役、収入役の任期による。
- 6 収入役はこの組合の現金及び物品の出納その他の会計事務を掌る。
- 7 監査委員は議員及び学識経験を有するもののうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。
- 8 監査委員の任期は三年とする。但し議員のうちから選任された者については議員の任期による。
- 9 書記は管理者が任免する。

第十二条 管理者は条例に定める外、必要な職員を置き事務又は作業に従事させることができる。

(経費の支弁方法)

第十三条 この組合の経費は関係町の分賦金及びその他の収入を以つて支弁する。

第十四条 分賦金は組合議会の議決を経て毎年度これを定める。

附則

この規約は地方自治法第二百八十四条第一項の規定により東京都知事の許可のあつた日から施行する。

昭和35年(1960)11月5日、組合設立後の初議会(第1回臨時会)が組合事務所の置かれていた久留米町役場で開会された。規約に従って出席した議員は次の9名である。岡仙次・藤若定義・村田禎三(保谷町)、伊東喜助・宮下有信・土方宇衛三(田無町)、佐藤瑞彦・島崎貞家・横山福賀(久留米町)。また地方自治法第121条に従い、番場憲隆久留米町長、賀陽賢司田無町長、原田彰俊保谷町長も出席した。

同議会において、組合の初代管理者に番場憲隆久留米町長、議長に佐藤瑞彦議員、副議長に藤若定義議員が、それぞれ選任された。また、ごみ焼却場建設工事事業費起債議案(1,120万円)が可決された。これにより名実ともに体制を整えた組合は、ごみ焼却場建設に向けて活動を開始したのである。

第4節 ごみ焼却場(固定炉)の建設と業務開始

1. ごみ焼却場の建設

(1) ごみ焼却場建設予定地

ごみ焼却場(当時は「塵芥処理場」と呼んでいた)の建設予定地となったのは、久留米町大字野火止(現、東久留米市下里四丁目)の約2,200坪(7,272.73m²)の土地であった。すなわち現在の柳泉園組合が所在する場所である。この場所は比較的早くから候補地にあがっており、少なくとも組合設立時点ではこの土地を買収することはほぼ既定の方針となっていた。

昭和30年代前半のこの周辺は、わずかに麦畑・サツマイモ畑が散在するほかは、コナラ・クヌギの茂る雑木林とアカマツの林が交錯する一面の山林であり、地元住民は一口に「山」と呼んでいた。南には黒目川、中央に出水川、北には野火止用水がそれぞれ北進し、それらによって比較的起伏に富んだ地形が形成されるなかを一筋の道が南北に通っていた。これが、現在も柳泉園組合の西前面を通る道である。当時は西の新青梅街道も東の228号線もできていなかったため、東村山町の恩多周辺から都心に向かうには、ここから柳窪・前沢を経て田無へ抜けるのが唯一の道筋であった。いわば“幹線道路”であった。しかし東村山町恩多地区と久留米町柳窪地区の生活圏の狭間に位置するせいもあって、人通りはごく少なかった。また、道幅もわずかに3m足らずであり、もちろん舗装などされていないため、雨が降れば至るところがどろどろにぬかるんで、通りがかりの大八車がよくはまつては押しても引いても動かなくなるような状態になったという。

しかし、そのような人けのない「山」であるだけに、昭和30年代前半には、このあたりは恰好のごみ・し尿の投棄場所に



投棄場所からあふれそうなし尿

なっていた。投棄には、町と地主の合意による投棄と、人目を忍んで捨てる不法投棄とがあつたが、それらが混在していたようである。いずれにしても投棄の結果、雑木林の窪地に捨てられたごみは山のように盛り上がっていた。また、し尿はそのまま窪地に投入された。野火止用土に窪地に投入されたことさえあったという。

(2) ごみ焼却場の建設

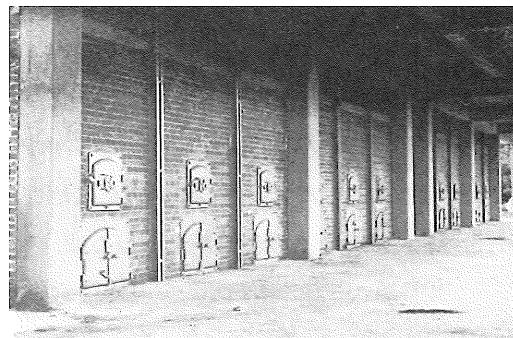
ごみ焼却場予定地の買収は、昭和35年(1960)12月20日に完了した。当該地は、都市計画としては東村山区域であるが無指定区域であったため、東村山町及び隣接する清瀬町の了承を得たうえで都市計画事業としての特許を得ることとした。特許申請は昭和36年3月10日、許可を受けたのは同年6月23日である。

焼却場は2つの焼却炉(1号炉・2号炉)と付属施設からなる。全体は2階建てで、2階がごみの投入口、1階が焼却炉になっている。焼却炉はバッチ式固定炉(焼却能力37.5t/日)とした。これは、耐火レンガで囲まれた炉内に、上部からごみをロストル(火格子)上に投入し、それに下部のハッチから火を着け、ロストル下から供給される燃焼空気で自燃させる方式である。いわば、すのこの上で焚き火をするような単純な原理であるが、これが当時の主流の形式だった。上階の建物部分を貫く形で搬入路・搬出路が通っており、車は盛土して造った桟道を上って建物上階に入り、そこでごみを下ろして、そのまま下り桟道へ抜けるよう設計されている。上り桟道の下に職員休憩室、下り桟道下に倉庫が、それぞれ設けられた。焼却炉の横腹からは2本の主煙道が出て、建物背後の煙突(直径2m、高さ50m)につながる。そのほか、高架水槽と沈殿槽が設けられた。

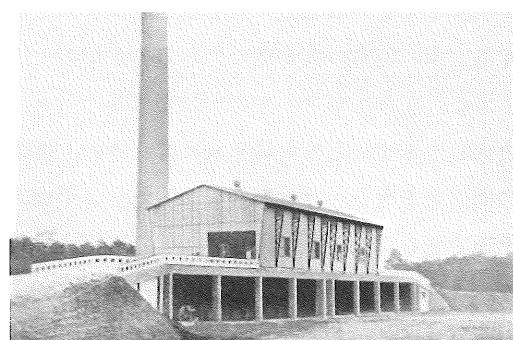
工事は2社の入札に基づき東京太陽築炉工業株に発注した。工事開始は昭和36年(1961)3月22日、完工は同年9月10日である。なお、追加工事として風呂場と便所を設けた。また、付属工事として作業職員住宅二棟(スレート葺き平屋建、一棟12.5坪)を新築し、昭和37年3月から入居した。

本施設建設の総事業費は1,728万円(起債1,120万円、一般財源608万円)であった。

すでに述べたように、この焼却場は人家から離れた「山」に建設したものではあるが、それでも近隣地区にある程度の影響を与える施設であることは事実である。一般によく知られて



固定炉(炉前)



焼却炉全景

I 通 史

いるのは、次節で述べる「し尿処理施設建設反対運動」であるが、この焼却場建設に際しても、久留米町下里地区・柳窪地区及び東村山町恩多(大岱)地区の住民による反対運動があったという証言がある(本史編さんのために行った合同インタビューによる)。もっとも、この地域に処理場をつくるのは反対であるが、かといって、ごみ・し尿の不法投棄が放置されている現状もそのままでは困るという、複雑な心境での反対運動であったようである。この反対運動については、組合資料にも行政側資料にもふれられていないので、ひとつの時代の証言として、ここに記しておく。また、そのことと関係があるかどうかは分明ではないが、建設に際して、当組合から下里・柳窪地区に20万円ずつを支出している。両地区では、それによって可搬式消防ポンプを購入したようである。

2. 初期のごみ処理作業

新築の焼却場でのごみ処理は昭和36年(1961)10月1日に開始された。作業にあたったのは3名の新規職員である。

初日に搬入されたごみは清掃自動車3台とリヤカー2台分であり、その後もしばらくは、1日に車5台からせいぜい10台分という日が続いた。今でこそ都会では1人1日のごみ排出量は1kgを超えるようになっているが、当時はおよそ300~400gであった。当時の3町の人口合計は約10万人であるから、3町から出るごみの量は最大に見積もっても1日30~40tである。厨芥は養豚場に送られていたので、実際にはこれよりもずっと少なくなる。したがって、1日37.5tの焼却能力をもつ焼却炉にとっては、十分に対応できる量であった。処理能力を超えるごみが毎日搬入され、本焼却炉での処理に赤信号がともるようになったのは、3町総人口が15万人を超える昭和39年(1964)ごろからである。

作業は、次のような手順で行われる。ごみを積んだ自動車(またはリヤカー)は、棧道を上って焼却炉2階の仕込台に到着し、床にごみを下ろす。ここで燃えるごみと燃えないごみを選別する。床に四角い穴が開いているのが炉の上口部のハッチで、万能で集めたごみをここから投下する。ごみはロストルの上にたまる。一方、階下の焼却炉部分にも開口部があり、そこから点火した紙屑などの火種を入れて、その上部にたまっているごみを燃やす。あるいは、煙突下の開口部で火をつける場合もあった。いずれにせよ、煙突の吸引力を利用して自然通風による燃焼である。このようにして、上のハッチからごみを補充しながら1日中ごみを燃やすのである。1日の終わりには上口部・開口部のハッチをすべて閉じておく。すると、翌朝には昨日分がすべて燃えつきており、炉の基底部に灰がたまっている。朝、この灰を万能や鉄棒で掻きだすのが1日の最初の仕事であった。

第5節 し尿処理場建設問題

1. し尿処理場建設計画の背景

し尿の終末処理は、3町において都市化が進むに伴い、ごみ処理と一体となって浮上してきた問題である。

かつて農村地帯では、し尿は肥料として農地還元の方法がとられていた。そのため、昔は農家が直接、各戸をまわって汲み取っていたが、大正期あたりからは、専門のし尿汲取業者が行うようになった。業者は、料金(あるいは野菜などの現物)を支払って住宅からし尿を汲み取り、それを農家に売るか、またはそれを畑に撒布して農家から料金を受け取っていた。つまり、し尿処理については従来、行政は関与せず、民間業者が行っていたのである。

しかし、昭和30年代に入り、人口の少ない純農村地帯であった3町が人口の急増する近郊都市に変貌するにつれて、し尿処理は新たな行政課題となった。まず環境衛生の問題である。農地の宅地化が進み、畑と住宅とが接する場所が多くなるに伴い、その臭気もさることながら、畑に撒いたし尿が乾き、赤く染った薄紙などが風に乗って住宅に吹きつけるようなケースも出始め、衛生上からも見過ごすことのできない問題となった。次には、団地の建設や宅地化が進むにつれて排出されるし尿量が飛躍的に増えるに伴い、もはや農地還元という方法だけでは十分に処理しきれなくなった。さらに、農家がし尿に代わって化学肥料を使い始め、農地還元が行われなくなるにいたって、し尿はついに行き場を失ったのである。

こうして3町では、し尿処理に取り組むこととなった。その場合、町直営のし尿処理体制が望ましいことはもちろんだが、すぐには対応できない。そこで、汲取券発行によって町が汲取料金を徴集し、処理業務を民間業者に委託するという形がとられた。田無町では昭和31年(1956)4月施行の清掃条例に基づき翌年からこの方式が実施され、保谷町では昭和34年4月施行の清掃条例に基づき同年6月から実施された。また久留米町では、昭和36年4月施行の清掃条例に基づき同月から実施している。

しかし、ごみの場合と同様に、実際の問題はそこから先であった。すなわち、汲み取ったし尿をどう処理するかという終末処理の問題である。といっても、し尿処理場がない以上、終末処理とは実際には「し尿をどこに投棄するか」ということを意味する。東京23区のし尿は海洋投棄されていたが、しかし内陸部にある3町ではそれも叶わなかった。また、いたるところにし尿の溜池がつくられていたが、それだけでは間に合わなくなるのは時間の問題だった。

そこで各町では、町内または埼玉県方面の土地を借りて、そこに穴を掘り、し尿の捨て場とするようになった。穴の大きさはさまざまだが、深さ3m、広さ500~900m²ほどであったようである。昭和35年頃には3町のし尿の90%はこのようにして投棄されるようになっていたが、しかしそのような土地が無尽蔵にあるはずもない。同じ頃、3町のし尿処理は早くも危機的な状況に立ちいたった。当時の地元新聞は、「近隣町でこの問題で困らない所はなく、大げさに

云えば今に町内は人糞やゴミでうづまりそうな状態、捨場がないため業者がくみ取りに廻ってこず、ある住宅では便所からウジが玄関まではい出してくることもあると云う」(「東興通信」昭和35年(1960) 5月23日付)と伝えている。このころ、組合の焼却場建設予定地周辺の山林も、ごみ・し尿の不法投棄場所となっていたのは前述のとおりである。

このように、し尿の終末処理の問題は、浮上した背景もその後の展開もごみの問題と一体化したものであった。当組合の設立を議決した昭和35年(1960) 9月26日の田無町議会において、小川昇議員が、「……屎尿処理場についても両方を同時に出来る様なものを国立町ではやつております。将来その様な構想をもつてやる様この際理事者にお願いしたい。……」と述べているのも、そうした事情を踏まえてのものである。

昭和36年(1961)10月、当組合のごみ焼却場が作業を開始したことにより、ごみ処理の問題は当面の解決をみた。しかし、依然としてし尿の終末処理の問題は残っていた。しかも、捨てる場所はすでに頭打ちであり、したがって問題は日に日に切迫していた。終末処理場の早急な建設が必要であることは明らかだった。3町はここで、どのような形の終末処理場を、どこに建設するかの問題に直面したのである。

2. し尿処理場建設計画

(1) 処理場建設への3町合意

ここでいうし尿処理場は、最終的には当組合(北部三ヶ町衛生組合。昭和40年(1965) 4月からは北部三町衛生組合)が建設・運営を行うことになったのであるが、3町では必ずしも当初から当組合を通じての共同処理方式に一決していたわけではなかった。

最初に行動を起こしたのは田無町と久留米町である。昭和37年(1962) 1月20日、両町は共同で「屎尿処理施設設置計画」を内容とする「昭和37年度清掃施設整備計画」を東京都清掃局に提出し、建設許可申請を行った。同計画は、「昭和34年頃より人口の急増に加えて大工場の拡張及び新設等による転用面積の増大は、屎尿の終末処理についてその隘路は更にせばめられ、現在止むを得ず行つてゐる不衛生処分も環境衛生の観点から考えてもこの処置は不可能の情勢にあり、本事業計画も焦眉の問題として立案したもの」であり、総事業費1億6,385万円で、久留米町野火止の北部三ヶ町衛生組合塵芥焼却場の隣接地3,000坪を買収し、ここに処理能力1日100kℓのし尿処理場を昭和37年度中に建設するというものだった。

当組合を構成している3町のうち、なぜ2町だけが共同で計画を立てたのかについては、自治体間の問題であるのでここでは立ち入らない。これについて、当組合の管理者でもある番場久留米町長は、町議会の答弁で、「この件については久留米町も非常に困つてゐる状態であるので都の指導をおおいだ結果、屎尿処理場を作る計画があれば起債等も申請してもらいたいとのことでございましたが、これも一町では対象にならないので二町ないし三町合同でするのがよいだろうという指導がございまして田無、保谷、久留米の三町でやつたらどうかという指導がございまして三町で話しあいまして、三町合同で設置しようということになつた次第でござ

います」と答えている(昭和37年(1962)7月臨時会)。

こうして保谷町が加わり、3町の間で処理施設の建設方法(各町が個別につくるか、組合による共同処理方式にするか)について検討を重ねた結果、各町が個別に施設をつくるのは規模の問題からもそれに要する建設費や運営費からも合理的でなく、3町による共同処理方式(すなわち当組合による運営)とするのがよいということになったのである。この合意は、遅くも昭和37年(1962)5月には結ばれた。同年5月25日付の東京都清掃局長名による「昭和37年度清掃施設整備費国庫補助金交付額の内示について」(37清作指収第258号)の宛名は「久留米田無保谷3町共同組合殿」となっており、また、同年5月29日付東京都清掃局長宛「清掃施設整備計画書」の発信者は「北部三ヶ町衛生組合管理者 番場憲隆」となっている。

これにより同年8月9日には、田無町・久留米町に保谷町を加えた3町は共同で、先に提出した「昭和37年度清掃施設整備計画」の変更申請を厚生省環境衛生局長に提出した。変更点は、買収地の広さを3,000坪から2,500坪にしたこと、処理方式を消化槽方式から化学処理方式にしたこと、そして総事業費を2億885万円へと増額したことである。処理施設の設置場所は前回どおり久留米町野火止の組合塵芥焼却場の隣接地であり、昭和37年度中の建設予定にも変更はなかった。

(2) 設置反対運動の始まりと組合規約の改正

3町共同によるし尿処理場建設への動きは水面下で行われたものだったが、しかし計画進行中の昭和37年(1962)5月には早くも周辺住民の知るところとなった。6月16日には、この件について説明するため地元住民に集まつてもらおうとしたところ、わずかに2名が来ただけだった。すでにこの時点で地元民は、「如何に立派な説明をされてもだめだ」と表明したことが報告されている(昭和37年7月久留米町議会臨時会の島崎議員報告)。

久留米町野火止には、ごみ焼却場という“迷惑施設”がすでに設置されている。その煙突からの煙や灰で被害を受けているうえに、さらに同じ場所に“汚物”的処理場まで建設しようという計画に対して、住民の反応は早かった。同年6月29日に地元下里自治会が「屎尿処理施設設置反対に関する請願書」を久留米町議会に提出したのに続いて、同年7月には隣接地主が連名で同様の請願書を出した。さらに、周辺住民による「屎尿処理場反対同盟」も結成された。これが、以後2年半に及ぶ屎尿処理場設置反対運動の始まりである。以下に、同年7月13日付で屎尿処理場反対同盟が久留米町議会に提出した請願書を掲出する。

請願書第九号

屎尿処理施設設置反対に関する請願書

我々は貴議会が地方自治の本旨に基づき住民の福祉のために日夜努力されていることに対し深く敬意を抱くものであります。さて仄(そくぶん)聞するところによれば、久留米町、田無町及び保谷町は合同して屎尿処理場の設置を企画、推進されその設置候補地として久留米町前沢野火止附近を考慮され既に三町の協議体において内定をみているとのことでありますが、当該地附近に居住し、

I 通　　史

または耕地その他の活動によつて利害関係を有する我々として甚しい驚愕と前途に深い憂慮を感じて居ります。申すまでもなく屎尿処理場が設置された場合、その臭気醜状によつて近隣に多大の迷惑を及ぼし土地利用と財産の保全について物心両面に於ける直接、間接の被害を及ぼすのみか屎尿運搬中処理工程中及び処理後の排水、排氣、その他の原因により保健衛生上の被害をも考慮せざるを得ないのであります。その杞憂に止らざることはすでに各地に先例をみるとあります。尚前沢野火止附近の土地の現状をみますに、当該地は豊沃にして交通至便な平坦地であり現在農地としてよく開発されていることは勿論、将来において商工業活動または居住地として再開発さるべき好地であり、すでに隣接東村山町では当該地附近の土地數十ヘクタールを都市計画上の準工業地域として指定し、その育成を図つているところであり、貴議会においても屎尿に同様の観点から調査を進めていると聞き知るところあります。このような好地に対して万一屎尿処理場のごときを設置せんかその開発、発展の可能性は永遠に失われ土地の合理的利用と経済上の見地からも由々しき問題であります。勿論住民の福祉上屎尿処理施設の必要性を否定するものではないが、ただそれが公共の美名の下に地元住民の一方的永続的な犠牲に於いて設置されるならばこれに対して甚しい憤りを感じるのであります。然も久留米町のみならず他の自治体の屎尿までも引受ける(と)あつて(は)論外の沙汰であります。すでに当該地において三町の廬芥処理が行われており、我々は有形、無形の被害を受けて居り、この上屎尿処理場の設置によつて犠牲を加えられることは耐えられないところであります。負担の公平から云えばすでに共同の受益者である田無または保谷町の地域に屎尿処理場が設置されることが妥当であり、公共の利益は公共の平等な負担に於いてのみ追求さるべきであります。ただ幸いに賢明であり、かつ民意を最も重しとされる貴議会におかれでは以上の如き一方的愚計を許さないであろうことを我々は信じ疑わぬのですが、当該地に屎尿処理場の建設されることに対して断乎反対すると共に、あらゆる手段を以つて生活上の権利を防衛することを表明するものであり、貴議会におかれではこのような議案は未然に葬り去り我々の意とするところを御明察の上他の地域に候補地を求められたく適切な措置を心より期待し、こゝに請願する次第であります。

昭和三十七年七月十三日

屎尿処理場反対同盟

久留米町議會議長殿

この請願書で反対同盟が主張している要点は、野火止地区へのし尿処理場の設置は、①土地利用を阻害し、②保健衛生上の被害を与え、③負担の公平を損なう、ということであった。いずれも理由のある指摘だが、とりわけ、同じ場所に二つの“迷惑施設”が設置されることによつて負担の公平が損なわれるという指摘は説得力があった。反対同盟は、し尿処理場設置の必要なものは認めていたが、その野火止地区への設置に絶対反対の立場を表明したのである。

一方、場所はどこになるにせよし尿処理場の設置そのものは必要であり、そしてその建設・運営は当組合が主体となって行う以上、組合規約の変更を行う必要があった。すなわち、組合規約第3条「この組合はごみ焼却場建設及び経営に関する事務を共同で処理する」に、第2項として「し尿処理場建設及び経営に関する事務」を加えるのである。そのためには、組合を構成す

る3町の町議会の承認を得なければならない。田無町・保谷町の議会では問題なく承認された。しかし、問題は地元久留米町であった。

昭和37年(1962)9月の第7回久留米町議会定例会は、設置反対の住民100人が庁舎に座り込むなかで開会された。9月27日(第1日)は、前掲の屎尿処理場反対同盟による請願及び下里自治会・隣接地主による請願の審議を行ったが、その際、「反対を押し切ってまでも野火止地区に設置する考え方があるのか」との質問に対する回答を求められた番場町長は、「……できるならば条件闘争に切替えて話したいを進めたい希望をもつておりますが、先日反対者の方々に会つて話しましたがその時の空気では条件闘争ということも非常に困難であると思いました。ですから……反対を押切つてまで屎尿処理場をあの場所に設置する意志はないことを表明致します」と述べた。これを受け議会は、「請願三件にもられた趣意を尊重し、請願者の意志にのつとつて町長の言明通りこれを結論とすることを決定」した。つまり、反対がある以上、野火止地区には設置しないということである。これを踏まえ、翌9月28日の定例会(第2日)では、久留米町地区内には設置しないことを条件として、当組合の規約変更を承認した。この時点で、屎尿処理場は設置するにしても、それは久留米町内ではないということになったわけである。この決定が、のちに紛争の火種の1つとなる。

このような問題を抱えてはいたが、ともあれ、当組合の行う共同事務に「屎尿処理場建設及び経営に関する事務」を加える件は3町において承認された。これを受け当組合では、組合議会の議決を経て、昭和37年(1962)10月3日に「北部三ヶ町衛生組合の共同事務の一部変更申請」を東京都に提出し、同年10月15日に許可を受けた。また同年12月26日には、屎尿処理場建設事業決定の建設省告示を受けた。

3. 建設計画の変更と設置反対運動

(1) 新たな建設予定地

3町の屎尿を当組合を通じて共同で処理する体制は整った。しかし、肝心の建設予定地は白紙に戻っていた。3町と当組合は、新たに建設用地を選定しなくてはならなくなつた。

そのような困難に直面していた昭和37年(1962)10月、隣接する清瀬町から、3町に清瀬町を加えた4町が共同で屎尿処理を行うことを条件に、同町内の土地を建設用地として提供するとの申し出があった。清瀬町も3町と同様、屎尿の処理に苦慮していたからである。3町では協議の結果、この申し出を受け入れることとした。同年10月26日、清瀬町から組合宛に「町有地使用承認」文書が提出された。次いで11月1日には4町間で、①清瀬町所在地に屎尿処理場を建設すること、②建設完了後には清瀬町は正式に北部三ヶ町衛生組合に加入すること、を確約した文書を締結した。

建設用地とされたのは、清瀬町下里中原(現、清瀬市竹丘3)の畠地7反4畝29歩(7,289m²)であった。国立療養所多摩全生園南側に道路をはさんで隣接し、東京都職員共済組合清瀬療養所の南西に位置する一角である(この土地は、翌38年(1963)3月に当組合が購入する)。

I 通 史

この新たな建設用地を得て、4町共同によるし尿処理場建設計画は実現に向けて大きく一歩を踏み出したかに見えた。しかし実際は、問題は始まったばかりだったのである。

(2) し尿処理施設設置反対共闘会議の反対闘争

隣接地へのし尿処理施設建設計画が進行しているのを知った国立療養所多摩全生園の職員・自治会、東京都職員共済組合清瀬療養所の職員たちは、昭和38年(1963)2月14日、「し尿処理施設設置反対共闘会議」(東本敏樹議長)を結成し、反対闘争を開始した。その反対の根拠は次のようなところにあった。

東村山と清瀬が境を接する地帯は世界的にも有名な医療地区であり、そのなかの全生園と都職員共済組合療養所に道ひとつへだけの至近地域へ、四町二〇万人のし尿処理場を設置したらしいといふことになるか。悪臭は大気にしみわたり、多量の水利用から起こる水不足は直接、医療施設の存立をおびやかし、医療行政、環境衛生、都市計画の見地からもまさに百害あって一利なく、ことに一度は社会から放逐され、いままた糞尿との同居を強いられようとする入所者のショックは大きかった。

(『俱会一処 患者が綴る全生園の七十年』)

同共闘会議は、清瀬町議会が「し尿処理場設置の同意方について」を審議している同年(1963)2月26日には、役場前広場に約100名を動員して決起集会を開き、「医療地区にし尿処理場はいらない」と建設絶対反対を訴えた。また、13の医療機関も連名で建設反対の請願書を提出した。

これに対し当組合では、同年3月1日、同共闘会議に対して、①地下水の枯渇については、さく井の取水槽を変更するほか、周囲の井戸に対しては影響を及ぼさない方法をとる、②臭気に対しては万全の措置をとり迷惑をかけない、の2条件を提示した(第1回条件提示)。しかし、計画の無条件撤回を目指す共闘会議にはまったく受け入れられなかった。

こうして事態が紛糾するなか、清瀬町議会は同年(1963)3月31日、賛成12票、反対9票で、原案どおり下里中原へのし尿処理場の設置を議決した。それでも共闘会議は絶対反対の姿勢を崩さず、合意点を見いだせないままいたずらに日数が過ぎた。

しかし、国・都の定めた工事期限と補助金の期限が迫っていた。やむを得ず同年(1963)4月29日、当組合は建設用資材・砂利を下里中原の現地に搬入し、工事に着手した。これに共闘会議は反発した。5月2日からは全生園入所者30名ほどが座り込んで工事を阻止する一方、4町長に対して工事中止を要求した。また、現場には闘争本部が設けられ、支援団体の旗が立てられた。

5月6日、共闘会議は田無町・保谷町・久留米町の各町役場に抗議行動をかけ、抗議書を提出した。これに対し組合は、副管理者の指田吾一田無町長・原田彰俊保谷町長名(同年(1963)4月30日投票の統一地方選挙により管理者であった久留米町長が交替し、まだ引継ぎが行われていなかったためである)で、第2回の条件を提示した。内容は、①付近の地下水に影響を与

えないよう充分な措置をとる、②処理施設はできるだけ既設の施設から遠ざける、③所沢街道から直接出入するような運搬径路とする、④都職療養所に隣接する山林は手入れをする程度で残す、⑤敷地に余裕があるので内部は公園のように清潔にする、⑥要望事項については考慮を約束する、というものであった。しかし共闘会議側はこの提示を拒否し、田無町では庁舎内に40名ほどが座り込み、そのまま徹夜して、翌5月7日も抗議は続けられた。

5月8日、国立療養所多摩全生園大講堂において、当組合と共闘会議の話し合いがもたれた。組合側からは副管理者の指田田無町長・原田保谷町長ほかが出席、共闘会議側は全生園入所者ほかの500~600人が会場を埋めていた。ここで指田田無町長は、現地に搬入した資材は5月9日中に撤去すること、また、今後は納得がいくまで話し合い、了解が得られるまで工事には着手しないことを明言した。これにより、5月6日から続いている田無町庁舎での座り込みは、三日ぶりに解かれた。

しかし、その後の話し合いにおいても結論は出ず、また、5月27日には岡山県の全国ハンセン氏病患者代表からの抗議書(工事を強行するようなことがあれば、全国のハンセン氏病患者を動員して実力行使する、との内容であった)が送付されるなど、問題の波紋はさらに広がった。

このような強硬な反対運動の前に、清瀬町下里地区へのし尿処理場建設はしだいに困難なものとなっていましたのである。

(3) 組合新体制と野火止地区の再浮上

し尿処理施設設置反対共闘会議の反対闘争がまさに展開されている最中の昭和38年(1963)4月に行われた統一地方選挙(30日投票日)において、久留米町では町長・町議会議員の選挙が、また田無町では町議会議員の選挙が行われた。この結果、久留米町では、番場憲隆氏(当組合初代管理者)に代わって藤井顕孝氏が新町長となった。

これに伴い当組合では、同年5月29日に組合議会臨時会を開会し、指田吾一田無町長を第2代管理者に選任した。指田氏は、前年の昭和37年4月に賀陽賢司氏に代わって田無町長に就任、同時に当組合の副管理者となっていた。同氏はすでに、副管理者の立場からし尿処理施設設置反対共闘会議への対応の前面に立っていたが、これ以後は管理者としてし尿処理場建設問題で困難なかじ取りを強いられることになった。6月11日、事務引継ぎが行われ、組合事務所は田無町役場衛生課内に移転した。指田管理者は、組合事務局長に木部正雄田無町総務課長(7月1日から助役)を、事務局次長には金子宏徳田無町衛生課長・桜井茂辰保谷町衛生課長・榎本文治久留米町社会課長を、それぞれ任命した。

昭和38年(1963)6月19日、田無町役場において第4回組合議会定例会を開催し、し尿処理場問題を論議した。問題は、すでに事業認可のおりている清瀬町下里地区にどのようなことがあるとも建設を強行するのか、それとも、それが困難であれば他の候補地(久留米町野火止地区・清瀬町下里地区に続く第三の候補地)を早急に選定することができるのか、ということであった。「早急に」ということの背景には、補助金・起債等の手続き上の問題もあったが、なに

よりも、し尿処理行政が破綻にひんしているという事情があった(それより1年前の昭和37年8月には、すでに捨て場がなくなったとして、汲取業者がし尿処理場の早急な建設を求めてデモを行っていた。またこの6月には田無町・保谷町の汲取業者が、もう業者だけの力では捨て場を借りることはできないので、町で借りてほしい、と申し入れていた)。しかし、結論は出なかった。

次いで同年(1963)7月1日には、清瀬町を含めた4町長会議が開かれたが、ここでも結論は出なかった。しかし、すでにこの時点では、清瀬町下里地区への建設は無理であるとの認識が大勢を占め、一方、新たな用地を探すことも難しいとの判断から、久留米町野火止地区への建設案が再び浮上しつつあった。これに強硬に反対をとなえたのは藤井久留米町長である。前年の37年9月、番場前町長の言明を踏まえて、久留米町議会は「野火止地区には建設しない」ことを決議し、そのことを前提として北部三ヶ町衛生組合の規約変更を承認したといいういきさつがあった。そのいきさつから藤井町長は、同地区につくることは不可であり、処理場は各町がそれぞれつくるべきであると主張して譲らなかった。

(4) 三地区反対同盟の結成

し尿処理場の設置場所として久留米町野火止地区が再浮上しつつあることは、昭和38年(1963)7月1日の4町長会議のころには地元住民にも知れわたっていた。

そこで、処理場予定地周辺の久留米町下里・柳窪地区及び東村山町大岱(恩多)地区の住民(約200名)は、ただちに「し尿処理場設置反対期成同盟」(三地区反対同盟)を結成して反対運動を起こし、7月5日には、組合管理者である指田田無町長に対して陳情書を提出した。その主要な内容は、すでに塵芥焼却場の臭気・煤煙が周辺地区の環境を悪化させており、これ以上、精神的・経済的な被害を受けるのは耐えられない、というものだった。もちろん、同地区には設置しないとする町議会の決議がくつがえされ、「負担の公平」が踏みにじられようすることへの憤りは、さらに大きかったことであろう。また、地主にとっては地価が下がるという現実的な理由も当然あった。

反対同盟は、ごみ焼却場の正門前(現在の自転車置場)に監視小屋を建て、ここに毎日2、3名が交替で詰めて、組合の動きを監視し始めた。一方、組合側では、事務局次長の金子田無町衛生課長・桜井保谷町衛生課長が毎日のようにここに立ち寄っては、反対住民と交流をもつよう努めたのである。この訪問は翌年まで一年間ほど続き、その間に地元住民との間に一定の人間的関係も生まれたが、しかしそのようななかでも、住民たちは処理場設置絶対反対の立場は崩さなかった。桜井課長の黒塗りの中古車に住民たちは“黒い戦闘帽”とあだ名をつけ、この車が野火止地区に近づくと、送電線の鉄塔が乱打され、それを合図に住民たちが集まってきて警戒するという具合であった。

昭和38年(1963)8月15日開会の組合議会において、清瀬町下里地区への処理場建設は強行不可能という判断から、取り止めることに決した。このうえは新たな用地を確保する以外に道はなくなった。その4日後の8月19日、組合は処理場用地を検討するため、管理者・副管理者全

員及び組合議会議員とで3町内を視察調査した。しかし田無町・保谷町では宅地化が進んで処理場建設に適した場所は見あたらず、大方の感触は野火止の既設ごみ焼却場に併設するのが適当との判断に傾いた。視察後、組合ごみ焼却場において組合と反対同盟約100名との懇談会を開いた。まだ決定していたわけではなかったが、流れが野火止地区に強く傾いてきているを感じた地元住民からは、「3町等分して、田無・保谷でもつくればいいではないか」「20万人(4町での人口)を助けるために200人(地元の人口)を死なせてもいいというならとんでもないことで、これは民主政治とはいえない」といった激しい発言が相次いだ。

(5) 「指田構想」の発表

昭和38年(1963)9月7日、組合管理者の指田田無町長は、し尿処理場に関するまったく新しい構想を発表し、9月17日の組合議会第5回定例会全員協議会でその内容を詳しく説明した。この構想は、建設用地の確保に行き詰まるなかで、その隘路あいろを切り開くべく従来の発想を転換し、文化厚生施設の整った環境のなかにし尿処理場を位置づけようとするもので、「指田構想」(「指田ビジョン」)として知られることになった。

指田構想は、一言でいえば総合文化センター構想あるいは公園化構想である。ごみ焼却場・し尿処理場と同じ敷地のなかに、住民が日常的に利用できる場(焼却炉の熱を利用した温水プール・保育所・公会堂・遊園地など)をつくり、全体を樹木や芝などの緑地で包むことによって、焼却場やし尿処理場は“きたないもの”といった従来のイメージを払拭あつしょくし、また周辺には工場を誘致して地元の発展を図ろうというのである。敷地は約1万5,000坪、予算は約2億円を予定し、全体は5か年計画で次のように建設するものとした。

1年度 25mプール建設(予算約500万円)

2年度 保育所建設(同約350万円)

3年度 公会堂建設(同約500万円)

4年度 50mプール建設(同約700万円)

5年度 児童遊園地その他建設(同約500~600万円)

この構想が久留米町野火止地区を想定したものであることは明らかであり、また当時の新聞も同地区であることを前提として報道した。しかし藤井久留米町長は、取材に対して「管理者の構想は聞いたが、この計画に対し、久留米町はあくまでも白紙だ」(9月10日付産経新聞)と語り、また9月17日の組合議会全体協議会においても、構想は了解したが場所は決まっていないと再び確認したうえで、すでに問題は3町の力だけではどうしようもないところまでてきており、北部全体に共通する政治問題として取り上げていかねばならない、と発言した。

現在から振り返れば、これ以降のし尿処理場建設問題は事実上、久留米町野火止地区を再び用地として選定するのかどうか、それに際しては指田構想をどのように扱っていくのか、を軸として展開していくと言えよう。その過程で指田構想は、当初は野火止地区選定を前提とするものとして住民の大きな反発の対象となり、問題の収束に際しては1つのよりどころとなつたことは事実であった。

(6) 野火止地区への建設決定

指田構想が発表された昭和38年(1963)9月から、久留米町野火止のごみ焼却場隣接地に位置決定する昭和39年5月までの8か月間、組合議会は、一方で3町における毎日のし尿処理が切迫していく状況をにらみつつ、一方で論議をつくして位置決定を行うために、毎回ぎりぎりの審議を続けていた。

昭和38年(1963)12月13日開会の第6回定例会では、他県に土地を求めていること、また、水洗式になるまでの15年間は暫定として海洋投棄するべく船の拝借方を都議会に働きかけていること、が報告されたが、いずれも法令等の関係で望み薄とされた。これを踏まえて、設置場所は「柳窪(野火止地区のこと)より他にないことを確認すべきではないか」との議員の発言があり、野火止地区の選定が公然と語られ始めた。これに対し副管理者の藤井久留米町長は、「何でも久留米に押しつけるように感じられる」と答えている。結局、この議会では、「し尿処理問題に死力をつくすことを決議」するにとどまった。

年が明けて昭和39年(1964)2月25日開会の第1回臨時会では、指田管理者がし尿処理場建設について「固い意志」を表明したが、しかし議員からは、「管理者と副管理者の間に意志統一がない」ことが指摘された。同年3月18日開会の第1回定例会は、主として財政面での審議を行った。

同年(1964)4月30日開会の第2回臨時会では、まず指田管理者からし尿処理の危機的状況が報告された。前月の3月に3町内を流れる黒目川・田柄川・石神井川・落合川にし尿が放流されていることが発覚し、その現場調査に訪れた厚生省の担当官に、「この現況で、し尿処理場設置についてどういう考え方を持っているのか」と強く問いただされたというのである。そして指田管理者は、「この現状はいかなる立場からいっても、都市づくりからいっても、緊急に設置しなければならない。町長としても、管理者としても、この問題については、特に積極的に努力していく」「この問題に対して、十二分に反対者には説得し、交渉していくつもりであります」と改めて決意を表明した。これもまた久留米町野火止地区を念頭に置いての発言であることは明らかだった。この日、傍聴席には、指田管理者が並行して開催されていた田無町議会において、「……多少の地元の反対が残ろうと最善をつくして建設着工の決意をもつものだ。しかし一部反対者の利益を守るよりも十五万町民の生活環境を守りたい」と発言したことにより危機感を強めていた反対同盟員40名が詰めかけていた。この議会は5月6日まで会期を延長したが、ここでも決着はつかなかった。

同年(1964)5月17日開会の第3回臨時会は、この議会でし尿処理場の位置変更が議決される見通しとの報道があったことなど



組合議会当日の反対運動(昭和39年5月17日)

から(5月16日付産経新聞)、会議場の田無町役場には鉢巻を締めノボリを立てた反対同盟員100名以上が詰めかけるなど、騒然とするなかで開会された。事実、この日には、「し尿処理場建設用地を清瀬町下里中原から久留米町野火止の3町共同ごみ焼却場隣接地に変更する議案」が理事者提案される予定であった。しかし開会後すぐに、議員提案により議事運営委員会に切り換えられた。そして、その場に呼ばれた組合副管理者の藤井久留米町長は、“現在の反対運動はあくまでも野火止地区への位置決定そのものに反対している。しかし私は、(立場としては)処理場をつくらなければならない。そのため、条件闘争に切り換えるよう努力している。そのためには、もう少し時間がほしい。本日の議決は反対である”と述べた。結局、議会はこの発言を受け入れて、会期を5月いっぱいに延長することとし、採決は最終日の5月30日と決まった。反対同盟は、「他に候補地を探す努力が見られない」「建設の経緯が陰険不明朗だ」「犠牲を伴う施設の設置は地域的にみて平等にすべきである」など15項目にわたる緊急請願書を佐藤瑞彦議長に提出した。

同年(1964)5月17日から10日間にわたり、藤井久留米町長は、地元住民とさまざまに接触し、説得を重ねたようである。しかし、それらは不調に終わった。5月28日開催の第4回久留米町議会臨時会において藤井町長は、“人を変え、手を変え努力したが、どうにもならなくなつた。この問題については、このまま30日の組合議会に臨まざるを得ない”と説明している。

昭和39年(1964)5月30日、第3回臨時会最終日、午前10時。田無町役場周辺には、反対同盟約150名が前回同様に鉢巻にノボリを持って詰めかけ、石油缶を叩いて絶対反対を訴えた。一方、もう捨て場がなくなったとして同日から汲取り業務を中止した三町清掃事業組合は、10台以上のバキュームカーを役場に集結させ、「もう捨てる穴がない屎尿処理場を早くつくれ」と書いた大きなビラを役場の壁に張りつけるなどして、処理場の早期建設を訴えた。

議会には予定どおり、議案第八号「屎尿処理場の位置変更について」が提案された。指田管理者は質疑のなかで、以下のように答弁した。①3町の排出するし尿は年間150万樽(バキュームカーにして3万数千台)にも及ぶ。現在は山林・山間に投棄処理しているが、その結果、3町の井戸の77%が大腸菌を含有している。もはや事態は切迫している。②海洋投棄は原始的な方



議会風景(昭和39年5月30日)



収集業者側のストライキ

I 通 史

法であるうえに莫大な費用がかかり、実際には絵に画いた餅である。③「指田構想」については今後、責任をもって努力する。④可決された場合、補償については強い決意をもっている。⑤周辺農家の生活、立場は守る。処理法については最新式の化学処理とする。

その後、篠宮万吉議員(久留米町選出)が「番場前管理者は久留米町地内にはどんなことがあってもし屎尿処理場はつくらないと確約した。農民の立場は深刻である。地元民の立場に立つて考えていただきたい」と議案に対する反対意見を述べ、また、岩田頑郎議員(田無町選出)が「十分に慎重に審議はつくした。われわれは政治的には困るが、しかし3町のどこかに犠牲を求めるなければならない。屎尿処理はもう1日の余裕もない」と賛成意見を述べた。また大西洋議員(保谷町選出)は「管理者の答弁に不満がある。管理者ははっきりと決意表明し、反対者の心配にどのように対処していくか、腹を決めていただきたい」と、保留の見解を述べた。

次いで採決に入った。

反対 1名(篠宮万吉)

保留 2名(大西洋、川崎久一)

賛成 5名(田代重則、岩田頑郎、土方宇衛三、角田力三、金子みさほ)

この結果、賛成過半数により議案第八号「屎尿処理場の位置変更について」は原案どおり可決され、北部三ヶ町衛生組合の屎尿処理場は久留米町野火止のごみ焼却場隣接地に建設されることが決定した。

(7) 工事着手と反対運動の展開

昭和39年(1964)5月30日の位置変更決定後も、久留米町柳窪・下里地区、東村山市(同年4月市制施行)恩多(大岱)地区の地元三地区住民で組織する屎尿処理場設置反対同盟は絶対反対の姿勢を崩さなかった。その反対理由は、同年5月17日に佐藤瑞彦組合議会議長に提出した「緊急請願書」に15項目にわたって列記されている。以下に引用する。



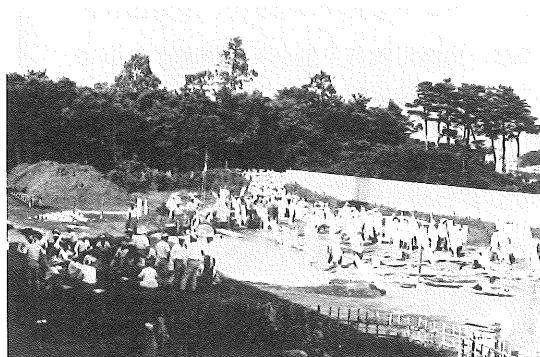
反抗同盟と話合う木部事務局長

- 一、既に焼却場があって、我々は多大の犠牲を払い、三町の清掃事業に協力している。
- 一、この協力的な気持を踏みにじって、更に屎尿処理場を作ることは、政治的悪徳以外の何物でもない。
- 一、他に候補地をさがす努力が一向に見られない。
- 一、既に過ぎ去った事ではあるが、今までの建設の経緯が陰険不明朗極まりなく、地元民に約束した事項も実行されていない。
- 一、焼却場の被害の実態調査も一切行われていない。
- 一、三町全体からみて、あの地区は高低差から云って高く、地域的に極めて一方に偏する。

- 一、バキュームカーの往来は我慢出来ない。
- 一、この処理水は黒目川全域を汚染する。
- 一、屎尿処理の理想は現場解決主義でゆくべきだ。
- 一、水洗便所の普及を考えない清掃行政はあり得ない。
- 一、この不適格地を選んで補助、起債を仰ぐことは、長い眼でみると國をあざむき國民の税金をドブにぶち込むに等しい。
- 一、そこに土地があるからという安易な考え方で設置を強行することは無定見無責任と云わざるを得ない。
- 一、結局、大衆の物笑いの種となり、“安物買いの銭失い”的をまぬがれない。
- 一、屎尿処理は下水道設置に直結することを頭に叩き込んで頂き度い。
- 一、住民に多大の犠牲を強いられる施設の設置は、地域的に平等になすべきものである。

これらの理由に基づき、反対同盟はあくまでも設置反対を貫く構えをとり、昭和39年(1964)6月から11月までの半年に及ぶ激しい反対運動を展開していくことになる。

昭和39年(1964)6月11日、組合は久留米町野火止のごみ焼却場敷地で、し尿処理場建設のためごみ運搬車の搬入搬出路の付け替え工事を開始した。これは予備工事で直接処理場建設のための工事ではなかったが、処理場建設工事開始とみた反対同盟は「地元民の意向を無視して工事を始めるのは許せない」として、翌6月12日には約100名がノボリを押し立ててごみ焼却場正面前に集まった。同日昼には、3名の反対同盟代表が田無町役場を訪れ、木部組合事務局長(田無市助役)に工事の即刻中止を申し入れた。同日夕方、指田管理者は、久留米町下里公会堂において反対同盟約70名と懇談会を開いて処理場の必要性を訴え、その後も6月15日、17日、19日の3回にわたって反対同盟代表と話し合ったが、同盟側は絶対反対を表明し、話し合いはまとまらなかった。



現場に座り込む反対派約100名とノボリ

同年(1964)6月24日、組合は反対同盟に対して工事通知書を送り、翌25日から予備工事に着手することを伝えた。6月25日午前10時、組合は現地測量および杭打ちをもってし尿処理場建設の予備工事を開始し、同日午後には木部事務局長が参列して地鎮祭をとり行った。同じく25日、反対同盟の代表20名が田無町役場を訪れ、組合事務局に工事通知書を突き返して工事の中止を求めた。

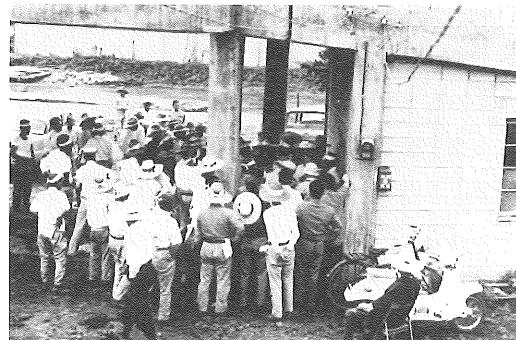
6月26日午前7時、反対同盟員約70名は組合敷地内に入り、工事現場に座り込んだ。人数はその後さらに増え、午前9時ごろには200名を超えた。これでは工事を行うことができないため、組合では金子宏徳事務局次長、桜井茂辰同次長が説得を続け、夕方には木部事務局長も到着して同盟側と話し合いを行ったが調整はつかず、結局、この日の工事は延期せざるを得な

かった。一方、この日午後には、東京都北多摩事務所の雨宮北部支所長と都総務局行政部の西脇地方課長が田無町役場を訪れ、指田管理者に対し、「地元とは十分に話し合い、納得のうえで工事を進めてもらいたい」と要望した。

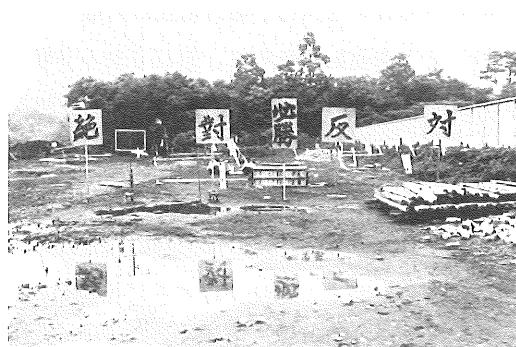
反対同盟による現場座り込みは、この6月26日に始まり、闘争が終結するまでほぼ5か月にわたり、一日も欠かさず続けられることになる。同盟は全体を3班(1班は70~80人)に分け、まず毎朝6時から7時の間に組合敷地に150~200名が入り込み、全員で気勢をあげたのち、その日の当番班の者が残って夕方5時過ぎまで座り込みを行うのである。また同盟は特別対策本部を設け、“有事”の際には電話連絡等で迅速に動員できる体制をとった。同本部のいわゆる行動隊長として、運動を指導した一人が石塚政寿氏である。石塚氏は当時、久留米町議会議員であり、のち昭和41年(1966)5月~45年8月、同46年5月~50年2月の間は当組合議会議員を務め、昭和50年3月~53年10月の間は東久留米市長として当組合の第4代管理者となった。

組合側では、田無町役場の金子宏徳衛生課長(組合事務局次長)・江菅同課長補佐・金子重雄主事・岩崎主事、保谷町役場の桜井衛生課長(組合事務局次長)ほかが、連日交替で、朝5時30分ごろから現場に詰めた。朝6時過ぎには反対同盟側が組合敷地内に入り込もうとするので、これを表門・裏門で制止するためである。マイクを通じて、「ここは三ヶ町衛生組合の敷地内ですので、入らないでください。ただちに場外に出てください」と呼びかけるのが早朝の第一の仕事であった。また午前9時以降は、3町のごみ収集車がやってきた際に、同盟員たちとのトラブルを防止するのも重要な仕事であつた。このような日々のなかで、6月29日朝には、田無町職員2名が反対同盟との小ぜりあいで軽傷を負うという事態も発生した。

同年(1964)7月9日には処理場予定地中央および焼却炉上り桟道の土手などに「絶・對・反・対」と4枚に大書きしたプラカードを立てたり、敷地内外のいたるところにプラカードを立て、貼紙をして反対をアピールした。暑い日中には、焼却炉桟道下の日陰に入って座り込みを続けた。また敷地正門脇には、丸太組み高さ4mほどの見張りやぐらを建てて周囲の情勢を常時監視し、何かことがあった場合には鐘か缶のようなものをカンカンと鳴らして周辺住民に急を知らせた。この間、反対同盟は焼却場の作業を特に妨げることはなかった。しかし、焼却炉前に何十人もの人間がひしめ



つめによる反対同盟



反対同盟のプラカード

いているため、当時の焼却場作業月報には「場内乱雑」と報告されている。

こうして同盟員たちは、早朝、組合敷地に集まり、その後は当番班を残して仕事にでかけ、急を告げる音が鳴れば駆けつけるといった闘争を5か月にわたって続けた。男たちは作業着に麦わら帽をかぶり、女たちはモンペにエプロンがけ、頭にほうかぶりといった姿で、なかには赤ん坊を抱いての参加者もいた。まさに、日常のなかでの戦いであった。

4. 収束への動きと合意成立

(1) 久留米町長の建設同意

反対同盟員の現場座り込みにより、し尿処理場建設工事は測量・杭打ちの段階で中断したまま、2か月後の昭和39年(1964)8月になっても再開の目処はたたなかった。組合が工事を強行しなかったのは、ひとつには住民の納得を得たうえで工事を行うべく説得を重ねていたためであったが、より大きな理由としては、手続き上の問題として組合副管理者である藤井久留米町長が建設同意の明確な意志表示を留保していたからである。

し尿処理場建設にあたっては、東京都および国の許可が必要である。すなわち組合は、処理場を設置する町の長および隣接市町の同意を得たうえで認可申請を東京都を経て建設省に提出する。計画は東京都都市計画地方審議会において、首都圈整備法および都市計画法に基づき、計画・事業決定の議決を受ける。その後、都市計画法に基づく建設省告示を受けて、工事着手ということになるわけである。当組合では同年(1964)6月22日に認可申請を提出していたが、この時点において、藤井久留米町長は地元町長としての同意書に調印していなかった。「組合副管理者としては建設に賛成だが、久留米町長としては建設反対」の立場をとっている事情から、明確な意志表示を避け続けていたのである。

その藤井町長がはっきりと態度表明をしたのは同年(1964)9月13日のことである。この日、藤井町長は処理場建設予定地に座り込んでいる反対同盟を訪れて、これまでの経過を述べ、また追いつめられた心情を述べ、そして「久留米の開発に都の補助、監督を得て行いたいと決心した」「この問題について東京都都市計画部長が計画施行に当っては全責任をもってやると云うので私も政治生命をはって取組む決心をした」「田無・保谷等、念頭に置かないで、なんとか町長を助けてもらいたい」「久留米清掃行政上からもつくりなければならない」と処理場建設の決意を述べて、住民の協力を求めたのである(9月22日付北多摩新聞)。この決意表明に対し、反対同盟は「心変わり」として反発し、それまで行ってきた田無町役場への抗議行動を久留米町役場へと変更し、9月22日からは役場内への座り込みなどを行った。しかし、「心変わりではなく、前進したのだ」とする藤井町長は同年10月15日、「3町共同し尿処理場を久留米町に建設することに賛成する」との同意書に調印した。

これにより3町の足並みはそろい、し尿処理場建設に向けての法的手続き上の問題は解決した。

I 通 史

(2) 合意成立

藤井久留米町長の建設同意ののち、反対同盟はなおも建設絶対反対の原則的立場を取り続けたが、微妙に空気が変わり、処理場への毎日の座り込みの人数も数人程度に減った。無条件反対闘争から条件闘争へ、対立から話し合いへという機運が生まれてきたのである。

昭和39年(1964)11月、小山林平東村山市長・土方洋一東京都議会議員のあっせんもあって、反対同盟側は条件付きで処理場設置を認める意向を示した。これを受け組合は交渉を開始し、同年11月20日および11月23日に話し合いが行われた。20日の話し合いで反対同盟側が出した諸条件に基づき、組合では6項目からなる条件承諾の文書を作成した。23日の話し合いには、反対同盟側からは代表役員の久野鶴藏・野崎源吾・石塚政寿・原孫治の各氏をはじめ50名が、また組合側からは木部正雄事務局長ほかが出席した。この話し合いで、前記文書について合意が成立した。以下に、その文書を掲げる。

昭和39年11月20日

原 孫治

石塚政寿

久野鶴藏 殿

野崎源吾

北部三町衛生組合管理者

指田吾一印

し尿処理場建設について

北部三町衛生組合にて昭和37年より計画してまいりました、し尿処理場建設については途中紆余曲折を重ねながら、昭和39年5月30日北部三町衛生組合議会の議決により、北多摩郡久留米町字野火止にある焼却場敷地内に設置することになり、その後法律的手続を進めてまいりました。しかし乍ら予定地周辺の住民より反対運動が起こり、今日までその解決が遅れしておりましたが、今回反対同盟側の条件として地域開発計画を中心として、久留米町当局並びに東村山市当局のあっせんにて同意せらるるに当り別記の条件を承諾致します。

記

1. 地域開発について

開発計画については、現在地域指定が準工業地域となっている関係上、都市計画法上の手続として地域指定の変更を上記関係機関の全面的な努力によって実現を期す。

2. 周辺の環境整備について

環境整備については、あらゆる方途をこうじその実現を期す。

3. 補償については、地元の迷惑とならないよう話し合いに同意する。

4. 出水川の河川改修と建設後の公害においては責任をもつ。

5. 公営住宅を積極的に誘致し、土地あっせんを行い差額の生じた場合はその差額を補償する。

6. 処理場建設を先行して行わない。

立会人

東村山市長

小山林平 印

東京都議会議員

土方洋一 印

この合意に基づき、同盟側は「久留米町野火止地区へのし尿処理場建設に協力する」と言明し、昭和39年(1964)11月23日をもって、「し尿処理場設置反対期成同盟」(三地区反対同盟)を「地域開発期成同盟」へと改称した(その後、反対同盟としては同年12月29日には正式に解散)。

これにより、2年半に及んだ反対運動は終結し、し尿処理場は久留米町野火止地区に建設されることになった。指田管理者は、このときの感慨を次のように記している(昭和40年10月17日付「町報たなし」掲載の手記「町政を大いにお話する記」)。

私への塔婆や、墓や首だけのプラカードも雨霜にぬれていたが、プラカードを燃やしてカガリ火にできることと相成った。改めて地元住民と地主や東村山市長、久留米町長の協力に感謝する。

助役、課長、職員もよくやった。また相手もよくやった。座り込み総数三百五十家族、のべ一万五千人。どちらもよくやった。

昭和39年(1964)11月24日、神田学士会館で開催された都市計画審議会に指田管理者は前掲合意文書を携えて出席し、地元の了承を得たことを報告した。その結果、同審議会において計画・事業決定がなされ、これに基づき同年12月16日には、建設省告示第3,369号をもって事業決定の許可がおりた。同年12月25日開会の組合議会第3回定例会において、三信衛生工業㈱との「屎尿処理場工事請負契約」が議決された。こうして建設体制は整った。

(3) 用地の買収と出水川の改修

年が明けて昭和40年(1965)1月、組合は6項目合意を具体化するため、地域開発期成同盟との話し合いに入った。都合8回にもおよぶ話し合いの結果、同年3月5日にいたり、①処理場敷地として2万5,000坪を買収する、②山林の立木補償を行う、③出水川の改修を行う、などで合意した。

用地買収については、組合では当初、処理場周辺1万坪を買収し、その外側50m範囲の1万5,000坪は補償地域とする予定であったが、地元からの要望をいれて2万5,000坪の全域を買収することになった。土地買収に当たっては、通常の譲渡より税負担が軽減される租税特別措置法を適用させるため、東京都と再三にわたって交渉を行った。また買収資金5億円の調達については、交付公債制度(地主に公債を交付し、長期にわたり利息をつけて支払うことを原則とする年賦購入方式)を適用することとし、そのため、特別地方公共団体である組合が買収する土地を抵当物件として金融機関から融資を受けるという異例の措置を講じた。22名の土地所有

I 通 史

者との売買契約書は同年9月25日に取り交わした。買収および立木補償の内容は次のとおりである。

- ・土地所有者 22名(40筆)
- ・買収面積 2万5,112坪(約8万2,870m²)
- ・買収単価 坪当たり2万円
- ・立木補償 山林 300坪(約990m³)当たり2万1,000円
畑 300坪(約990m³)当たり1万5,000円
茶並木 1.8m当たり680円

一方、し尿処理場からの放流河川となる出水川は、現在の東村山市萩山の新青梅街道付近に源を発し、恩多から組合敷地を貫流して、下里地区の北東端で黒目川に合流する幅3.8m全長2km足らずほどの小河川である。といっても通常ほとんど水は流れおらず、雨季になると水が出る(これが名の由来か)あぜ堀のような川であった。組合では住民の要望に基づき、敷地から下流約900mの黒目川合流地点までを柵渠とし、底はコンクリート打ちに改修した。

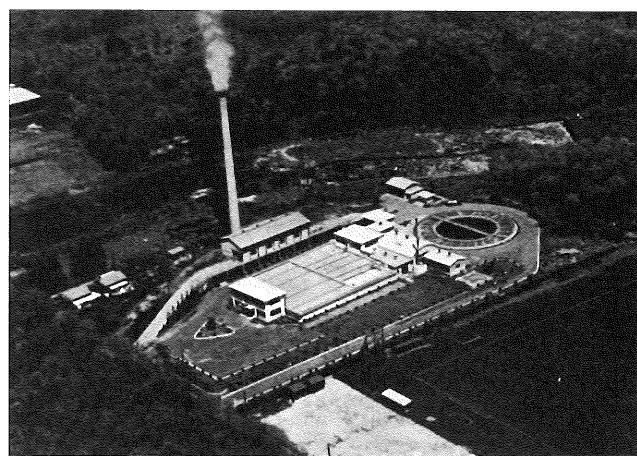
第6節 し尿処理場の稼働開始と業務体制の確立

1. し尿処理場の建設

昭和40年(1965)2月15日、当組合では開発期成同盟の了承のもとに、し尿処理場(1日処理量200kℓ)の建設に着手した。設計施工は三信衛生工業株(本社・兵庫県明石市)が請け負い、順調に工事は進んで、同年9月に竣工した。9,240m²の敷地に投入槽・貯留槽・第1曝気槽・汚泥濃縮槽・第2曝気槽・活性汚泥槽・最終沈殿槽等の施設を処理工程に沿って配置し、正門正面には2階建て事務所を建設した。建坪は2,541m²である。建設に要した総事業費は2億3,810万5,000円で、内訳は国庫補助金6,207万3,000円、東京都補助金6,207万3,000円、起債9,360万円、一般財源2,035万9,000円であった。

北部三町衛生組合し尿処理場は、同年(1965)9月の竣工後、ただちに稼働を開始した。この業務のため、組合職員を3(準職員8)名を新規採用し、11月12日には3町議員、都議会議員、国会議員、東京都関係者、地元住民など257名の参列を仰いで落成式を挙行した。

本処理施設の1日処理量200kℓは、1人1日排出量を1ℓと



し尿処理場(手前)と固定炉(奥)

して20万人分を想定したものである。昭和40年(1965)当時の3町合計人口は約16万5,000人であったから、計算上は十分に余裕があった(もっとも、その後の人口急増により、3年後には第2工場の、5年後には第3工場の建設を余儀なくされることになる)。

ともあれ、し尿処理場の始動に伴い、当組合は設立からちょうど5年目にして、事業の両輪であるごみ処理およびし尿処理の業務体制が整ったのである。

2. 初期のし尿処理作業

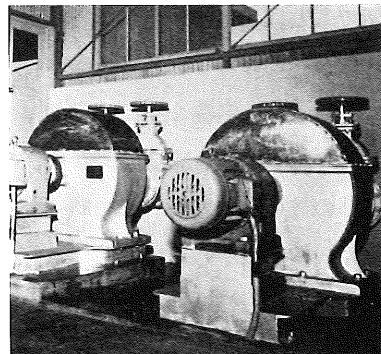
(1) 酸化処理法

このし尿処理施設では、従来の消化槽方式に代わって酸化処理という処理法を採用した。これは活性汚泥中の好気性微生物の生理作用を利用して、し尿を酸化安定させることによって浄化処理する方法であり、その一連の流れは次のとおりである。

バキュームカーによって運ばれてきたし尿は、まず投入槽に投入される。ここでカッティング・マシンによって大きな夾雜物が破碎され、貯留槽を経て、第1曝気槽に送られる。ここでは一定倍率の水で薄められ、また、注入されたオゾンを含む空気により全体の酸化作用が促進される。その後、活泥濃縮槽に流入し、遠心分離機で固形物を汚泥ケーキとして取り出す。汚水は第2曝気槽に流入し、酸化されたのち活性汚泥槽に導かれる。そしてここで、さらに活性汚泥中の好気性微生物の働きにより急速に酸化分解される。こうして処理された水は、最終沈殿槽を経て、滅菌されたのち河川に放流されるわけである。

(2) 処理作業

酸化処理法は当時では日本で初めての処理法であり、しかもすべてが機械化されていた。従って、処理場での作業は中央監視盤の目視と機械のメンテナンスが主なものであるはずだった。しかし新しいシステムではあったが、細部についてはまだ完璧というわけにはいかず、そのためなかなか大変な作業をしなければならなかった。端的な例はカッティング・マシンである。バキュームカーは強い吸引力をもつため、汲取りの際、し尿以外にも布・ストッキングなどの夾雜物や砂・石などを吸い込み、そのままし尿処理場に投入する。し尿中の砂・石などは沈砂槽で除かれ、次に投入槽からカッティング・マシンに送られる。投入槽では夾雜物がスカム(浮き)となって槽の上に溜ったり、カッティング・マシンの破碎力が弱いため十分に破碎されず、ポンプに詰まったりした。そのため作業職員は、しばしばし尿に満たされた槽の中に入り、腰まで浸かりながら、スカムを搔きだしたり掃除したりしなければならなかつたのである。稼働を開始した早々の昭和40年(1965)11月の作業報告書によれば、11月7日(7人で投入槽内の土砂等を駆除)、11月21日(3人が貯留槽のなかに入り、固まったし尿を除去)、11月28日(6



夾雜物破碎装置(カッティングマシン)

人が投入槽内の掃除)にこの作業を行っている。

3. 「北部三町衛生組合」への改称

昭和40年(1965)4月15日、当組合は名称を「北部三ヶ町衛生組合」から「北部三町衛生組合」へと変更した。すなわち「ヶ」を取ったわけであるが、この名称変更には特に子細があったわけではない。

「ヶ」は、箇・个・個と同様に物をかぞえる場合に使われる語で、字体はおそらく「个」から来たものであろうといわれている。「三ヶ条」のように語中にはさまる場合は漢音風に「か」と読み、「三ヶ」のように語尾にくる場合は吳音風に「こ」と読む。したがって、三つ(三こ)の町が共同で設立した当組合に「三ヶ町」とつけるのには十分な理由があった。

しかし、「ヶ」という語自体は限りなく無意味に近いため、特に必要がない限りは文中でも会話でもしばしば省略される。そのため、いわば読み癖、書き癖の問題として、当組合は当初から「三町」と呼称されることが多く、新聞などでもよく「三町衛生組合」と表記されていた。

もちろん、名称変更は比較的早くから議会の話題とはなっており、昭和37年(1962)8月27日開会の第3回組合議会臨時会で「ヶ」を取ることが議決され、同年10月には名称変更に関する東京都の許可を受けた。この時点で、正式名称は「北部三町衛生組合」となったのであるが、しかし、規約条文中的組合名称には「三ヶ町」が残ってしまったのである。昭和40年4月の名称変更は、名実ともに「北部三町衛生組合」となるための手続きであった。

第2章 4市体制の確立 昭和41年～昭和46年

第1節 概 説

昭和40年代に入っても、3町の人口は増加し続けた。組合設立の昭和35年(1960)に9万人台だった3町総人口は、毎年約1万人以上ずつ増加し、設立10年目の昭和44年にはついに20万人を突破した。これに伴い、ごみ・し尿の搬入量も予想を超えて増加したため、当組合では処理施設の新設・増設によって、これに対応することになった。

ごみ焼却施設は、稼働後3年の昭和39年(1964)ころから、ごみの大量投入・焼却のため損耗が激しくなり、加えて、ごみの急増により焼却能力が追いつかなくなるようになった。このため、昭和43年5月から連続式機械炉(タクマ炉)の建設を開始し、44年8月には完成、稼働した。同施設の焼却量は日量300t(150t×2基)と従来の8倍であり、これによりごみ処理能力は飛躍的に高まった。また、し尿処理施設については、昭和45年(1970)3月に第2工場(日量100kg、高速酸化方式)、翌46年8月に第3工場(日量100kg、高速酸化方式)を、相次いで完成させた。

一方、し尿処理場の稼働開始(昭和40年)に伴い、当組合は、ごみ焼却場・し尿処理場は周辺住民にとって“迷惑施設”であるとの認識に立って、環境整備事業への取り組みを開始した。昭和40年(1965)6月には、野球場・プール・テニスコート・バレーコート・遊園地等の厚生施設整備を骨子とする「北部三町衛生組合立公園(仮称)新設事業」構想をまとめた。ここで計画された施設の整備は、その後の経過のなかで、おおむね実現されていくことになる。昭和42年4月には、その最初の施設として、2面の組合営野球場を敷地内に完成、オープンさせた。次いで昭和46年8月には、屋外プール(25m 6コース、幼児用)をオープンさせた。

組合組織の面では、昭和42年(1967)1月に、当組合を構成している保谷町・田無町がそれぞれ市制施行して保谷市・田無市になった。これにより当組合の構成団体は2市1町になったため、北部三町衛生組合の名称を変更する必要が生じた。新名称には、組合敷地近くの柳窪の字名をとって柳泉園とする案が賛同を得て、昭和42年3月17日、「柳泉園組合」と名称を変更した。昭和44年(1969)12月には、助役制を施行し、併せて、それまでは管理者の所属する役場に置かれていた組合事務所を、久留米町大字野火止字前沢の柳泉園組合内に移した。以後、現在に至るまで、組合事務所はここに置かれている。

昭和45年(1970)4月には、かねてから加入希望を表明していた清瀬町が当組合に正式加入し、これにより組合を構成する団体は保谷市・田無市・久留米町・清瀬町の2市2町になった。清瀬町の加入により、同町所有のごみ焼却施設「清柳園」(清瀬町清戸下宿、キルン式機械炉、1日焼却量75t)が移管されて組合施設になった。

昭和45年(1970)10月、久留米町・清瀬町が市制施行して東久留米市・清瀬市になった。これ

を受けて翌46年1月に規約を改正し、ここに当組合は、保谷市・田無市・東久留米市・清瀬市の4市によって構成される現在の組織体制を確立したのである。

第2節 2町の市制施行と組織の改編

1. 田無市・保谷市の誕生

昭和42年(1967)1月1日、当組合の構成団体である東京都北多摩郡田無町と同保谷町がそれぞれ市制施行して、東京都田無市(面積6.80km²、人口約5万2,000人)、同保谷市(面積9.05km²、人口約7万1,000人)となった。東京都で第16番目と第17番目の市の誕生である。

両町の間では、昭和20年代末から、合併市制の問題が常に追求され論議されてきた(昭和28年の武蔵野市・田無町・保谷町・小金井町の1市3町合併、昭和29年からの田無・保谷・久留米の3町合併、昭和38年以降の田無・保谷の2町合併)が、さまざまな事情で実現せず、それぞれが単独市制を敷いたのであった。

田無市の初代市長には指田吾一氏が、保谷市の初代市長には原田彰俊氏が、それぞれ現職町長から就任した。指田田無市長は当組合管理者を、原田保谷市長は同副管理者を引き続き努めることになった。

(なお、その後30余年を経て田無市・保谷市は合併への運びとなり、平成12年(2000)7月30日には、両市民への投票による「意向調査」が行われた。その結果両市とも合併賛成が反対を上回り、新市名は最多得票の「西東京市」が採用される見通しで、平成13年(2001)1月の合併に向けて最終的な手続きが行われている。)

2. 「柳泉園組合」への名称変更

昭和42年(1967)4月1日、当組合は名称を北部三町衛生組合から「柳泉園組合」へと変更した。同年1月の田無・保谷の市制施行で、当組合の構成団体が3町から2市1町となったことによる名称変更である。

改称の件については、実はこれより早く昭和40年(1965)12月の組合議会において、折からのし尿処理場の落成・稼働を機に、「もう少し近代的な名前」にしたいとの話が出たことがある。言うまでもなく、ごみ処理場・し尿処理場は最も重要な都市施設の1つではあるが、しかし、



表 札

一般に必ずしも清潔なイメージを持たれているとは言いがたい。そこで、近代的な処理施設ができたこの機会に、「衛生組合」という旧来のイメージが強い名称から、より清新なイメージの名称に変更したいというものであった。ここで「柳泉園」「柳水

園」「柳香園」などの候補が挙げられた。しかし、このときにはまだ構成団体は「3町」であり、また、「衛生」という呼称の取り扱い方をめぐっていくつかの意見も出たため、新名称を決定するには至らなかった。

このようないきさつから、昭和42年(1967)1月に新名称への変更に取り組む際には、比較的すんなりと「柳泉園組合」に決定したのである(昭和42年3月17日変更申請、4月1日許可)。なお、新名称の選定にあたっては、漢学に造詣の深い藤井顕孝副管理者(久留米町長)の果たした役割が大きかった。

柳泉園の「柳」は、地元の柳窪の名からとったものである。柳窪はもと柳窪村で、同村は元禄期(1688～1704年)に成立、明治22年(1889)3月に久留米村ができる際にこれに組み入れられるまで存続し、それ以降は大字として現在に至っている。柳窪の名の由来は、江戸時代にこのあたりに柳の木の生えている畠(柳畠)があったところからきているようである。また「泉」については、周辺が窪地の多い地形で、いたるところから水が湧いていた事実(例えば柳窪・泉久保といった大字名・小字名があり、また黒目川も出水川もこれらの湧き水を源泉としている。また、近隣にカシナラシという地名があった様だが、これは泉源が定かでない「頭無し」の転化といわれる。)があり、その事実に、“こんこんと水が湧き出る園”という清新なイメージを重ねたものである。

3. 組織の改編

(1) 指田管理者の逝去と藤井管理者の就任

昭和44年(1969)3月24日、当組合の管理者である指田吾一田無市長が逝去した。享年59歳。指田氏は昭和37年4月に田無町長に就任、同時に当組合の副管理者となった。次いで翌38年4月には、し尿処理施設反対闘争が熾烈に展開されている真っただなかに第2代管理者となり、し尿処理施設計画を粘り強くおし進め、処理場の実現に尽力した。また昭和42年1月からは、市制施行した田無市の初代市長として市政に取り組んでおり、市長としても、当組合管理者としても、任期半ばの逝去であった。

これを受けて当組合では、第3代管理者に藤井顕孝久留米町長を選任し、同氏は昭和44年(1969)4月に就任した。藤井新管理者は、久留米町長に就任した昭和38年4月以来、当組合の副管理者を努めていた。

なお、指田氏の後任の田無市長には木部正雄氏が当選した。木部氏は昭和38年(1963)以来、同市の助役であり、同時に当組合の事務局長を兼務していた。木部市長は昭和44年5月に当組合の副管理者に就任した。

(2) 事務所の位置変更と助役制の導入

昭和44年(1969)12月、組合事務所を久留米町大字野火止字前沢1,540の柳泉園内に移した(同年11月7日申請、12月25日許可)。それまでは、管理者の所属する役場に置かれていた(初代番場管理者のときは久留米町役場内、第2代指田管理者のときは田無市役所(田無町役場)内)が、

I 通 史

組合事務所と現場を一体化することにより、業務の円滑化を図ったのである。これ以後、現在に至るまで、組合事務所はここに置かれている。

また、このとき、組合に特別職として助役制を導入した。助役は、「関係市町の助役のうち

から管理者が組合議会の同意を得て選任する」(変更規約第10条第4項)ものとし、その職務は「管理者の事務を補佐する」(同第6項)こととした。初代助役には、久留米町助役の町田吉男氏が選任された(昭和44年(1969)12月就任)。後の専任助役制と区別して、この時期のものを兼任助役制と呼ぶ。



管理事務所

第3節 施設拡充へ

1. 連続式機械炉(タクマ炉)の建設

(1) 建設の背景

昭和36年(1961)9月に稼働を開始したバッチ式固定炉(37.5t/日)は、稼働開始後3年を経た昭和39年頃から破損・消耗が激しくなった。最大の理由は、3町の総人口が予想を超えて急増したことと伴い、ごみの量も急増したことにある。すなわち、昭和36年に約10万3,000人であった3町人口は、39年には約15万2,000人と3年で1.5倍に増え、これに伴いごみも毎年20%近く増え続けていたのである。

このごみ量の増加に対応するため、焼却炉は常にフル稼働での酷使を余儀なくされた。また、3町では従来、雑芥(可燃ごみ)と水分が多く燃えにくい厨芥(生ごみ)とを分別収集し、焼却場

には原則として雑芥のみを搬入することとなっていたが、人口増加に連れて雑芥に混入する野菜芥や灰等が増え、これらが効果的燃焼を著しく阻害し、またこの頃にはすでに混入していたプラスチック類が高温を発生し、焼却炉を損耗させた。これにより、ロストル(火格子)の変形破損、炉内天井煉瓦や、仕切壁の崩壊などが頻発するようになり、昭和39年(1964)1月には1・2号炉の、同年5月には3・4号炉の大補修を行ったものの、傷みは激しく、昭和41年初



当時の街中のゴミ箱設置状況

(田無市西原町5-3-16付近)
画面右側が東久留米市、左側が田無市(市境)

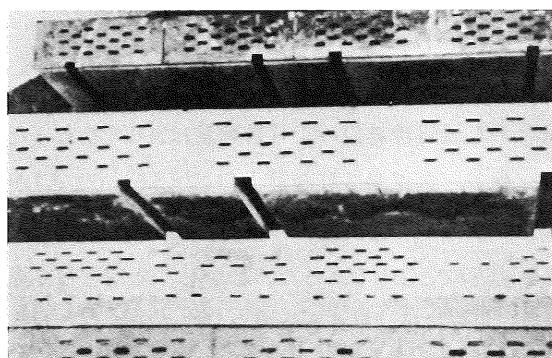
めには「其の命数の近きを痛感」(「焼却場作業月報」)せざるを得ない状況になった。加えて、養豚場の減少により厨芥の焼却処理も必要な状況になってきていたのである。

(2) 連続式機械炉の選定と建設

このような状況を踏まえて、当組合では昭和42年度から新たな焼却炉の検討に入った。新焼却炉の選定にあたって考慮すべき条件は、次のような点である。まず、周辺環境への配慮から、煤煙による公害を出さないこと。また、増大するごみ量に対応するため、より大量のごみ焼却が可能であること。そして、混合芥(雑芥・厨芥が混ざった塵芥)の焼却が可能であること、などである。これらの点については、昭和40年(1965)3月の東京都清掃審議会答申「清掃工場の規模及び焼却炉の構造について」も指摘するところであり、時代の要請でもあった。

そこで議会全員協議会に業者を招いての技術的検討(昭和42年6月)などを行った結果、連続焼却・混合芥焼却のできない従来の自然通風式固定炉に代わって、田熊汽缶製造株の連続式機械炉を導入することに決定した。

タクマ式連続機械炉の最大の特徴は、その燃焼のシステムにある。まず、ごみ供給ホッパから炉内に投入されたごみは、階段状になった乾燥ストーカにおいて、可動火格子の前後運動に



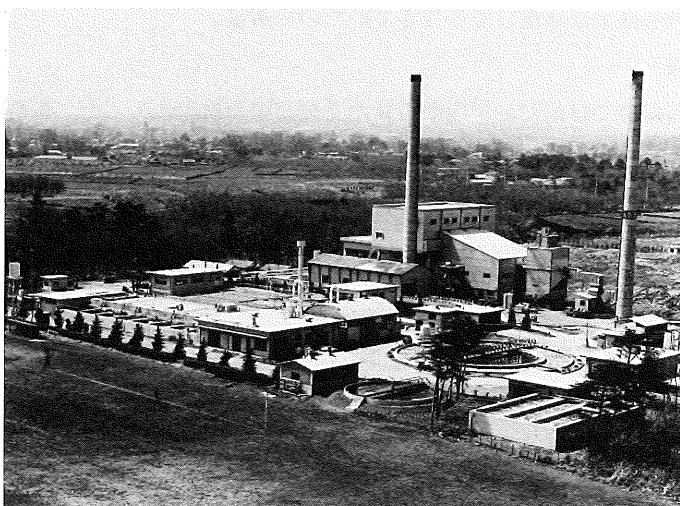
乾燥ストーカ

によって適度に反転・攪拌され、燃えやすいように乾燥されながら落下する。このようにして落下したごみは、コンベア式に移床する燃焼ストーカ(主燃焼装置)の上で燃焼される。その際、かきならし装置によって均一にかきまぜることによって、下層のごみが表面に絶えず露出して、燃焼が促進される。さらに、燃えにくいごみは、後燃焼装置内で高温の灰と混ぜ合わせることによって完全に水分を蒸発

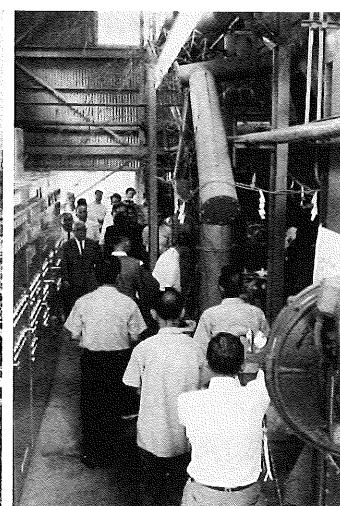
させて処理する。この方法により、水分が多くて従来は燃えにくかった厨芥も燃やせることになった。炉から出た灰は、飛散を防ぐため、いったん水中に落として沈降させたのち、フライトコンベアで灰パンカに運ばれ、ここからトラックで搬出する。一方、燃焼ガスについては、煙道途中に設置した集塵装置(マルチサイクロン集塵装置・電気集塵装置)でダスト(塵)を捕集して除塵したのち、煙突から排出することで煤煙による公害を防除する。これらのシステムにより、24時間の連続焼却と低公害化が実現することになった。また、1日処理量300t(150t×2基)は従来の固定炉の8倍であり、当面の人口増にも対応できるものと考えられた。

昭和43年(1968)5月、田熊汽缶製造株(本社・大阪市)と建設契約を締結して直ちに着工、翌44年8月に完成し、稼働を開始した。総事業費は3億2,000万円(国庫補助金1,900万円、東京都補助金8,570万円、起債2億1,000万円、一般財源530万円)であった。設置位置は既設固定炉と出水川にはさまれた場所である。この焼却炉の完成に伴い、組合を構成する田無市・保谷

市・久留米町では、従来の分別収集からプラ袋による混合芥の一括収集に切り換えた。



完成当時のタクマ炉
(手前に固定炉、し尿処理第1・2工場も見える)



完成火入れ式

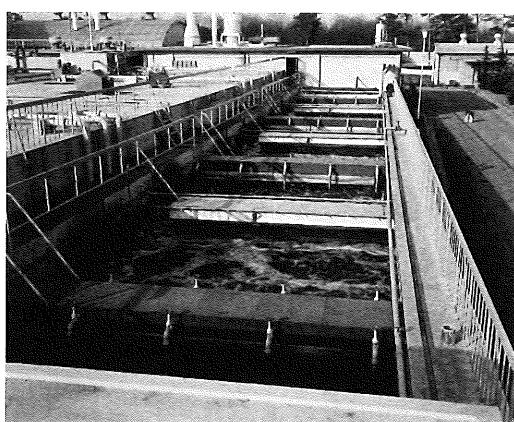
2. し尿処理施設の増設

(1) し尿処理第2工場の建設

昭和40年(1965)9月に稼働を開始した当組合のし尿処理施設の1日処理量は200kℓであった。前述のように、この施設規模は、当時の田無・保谷・久留米3町合計人口(約16万5,000人)が1人1日1ℓを排出するものとして算出した量、すなわち3町合計の1日排出し尿約165kℓを目安として設定したものであり、相当の余裕を見込んだものであった。しかし、依然として進行する人口増の前に、稼働して2年半後の昭和43年春には、早くも新たな対応を余儀なくされることになった。

昭和43年(1968)6月末の田無市・保谷市・久留米町の合計人口は約19万3,000人である。こ

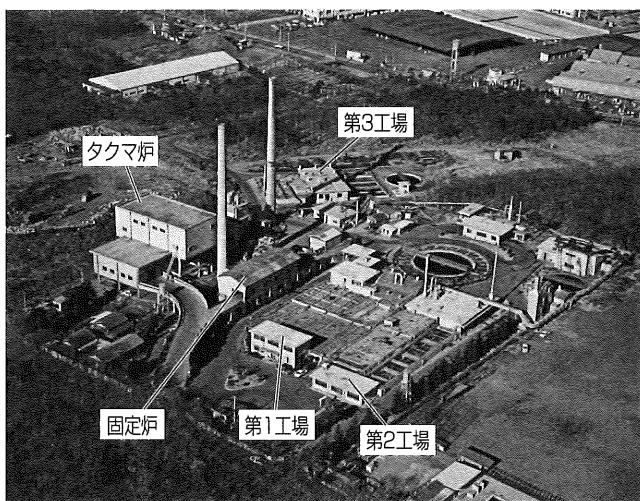
のうち、この間の下水道整備に伴い浄化槽の使用人口が約3万5,000人となったので、これを除いたし尿処理の対象人口は約15万8,000人となる。しかし昭和42年には、食生活の変化により排出量が増えたとして、1人1日排出量の厚生省基準が従来の1ℓから1.2ℓと改められた。これに、浄化槽汚泥(下水道に流す分とは別に浄化槽に溜まり、処理を必要とする汚泥)分を加えると、1人1日排出量は1.4ℓとなる。これを基準に算出すると、2市1町での1日排出量は221,2kℓと



し尿処理第2工場

なり、1日の処理能力を21.2kℓ上回ることになるのである。

この事態に対応するため、当組合では1日処理量100kℓのし尿処理施設を増設することとした。処理方式は前回同様に高速酸化処理で、設計施工も同じく三信衛生工業(株)に発注することとした。昭和43年(1968)10月に同社と契約を締結して工事着工、昭和45年3月に完成し、直ちに稼働を開始した。総事業費は1億9,400万円(国庫補助金3,760万円、東京都補助金5,000万円、起債7,300万円、一般財源3,340万円)であった。



新処理施設は、従来の処理施設の南側に平行して建設された。これにより、従来のものをし尿処理第1工場、新設のものを同第2工場と呼ぶこととした。

(2) し尿処理第3工場の建設

し尿処理第2工場が稼働を開始した直後の昭和45年(1970)4月、当組合に清瀬町が加入した。これにより、当組合を構成する団体の人口は、従来の田無市・保谷市・久留米町の約21万

9,000人に清瀬町の約4万9,000人を加えて、約26万8,000人となった。

清瀬町分のし尿搬入が増えるとなると、第1工場(1日処理量200kℓ)・第2工場(同100kℓ)の計300kℓでは、すぐに処理能力の限界を超てしまうことは明らかであった。このため当組合では、第2工場に続き、第3工場の建設を行うこととし、処理方式は従来の工場と同じく高速酸化処理、設計施工も同じく三信衛生工業(株)とした。処理量については、構成団体において折から整備中の下水道によって追い追い、し尿処理の必要が減少していくことに鑑み、1日処理量100kℓの規模とした。事実、第3工場が稼働を開始した昭和46年(1971)から4年後の昭和50年に年間のし尿搬入量は約11万3,000kℓと最大になり、以後は減少の一途をたどることになった。ちなみに平成9年(1997)は、昭和50年に比べて総人口は約35万5,000人と5万人増えているにもかかわらず、し尿搬入量は約8,000kℓと実に7%程度にまで減少している。これは、清瀬市下宿に東京都の流域下水道処理場(着工、昭和53年1月、供用開始、昭和56年11月)が設置され、各家庭の下水放流が進められたからである。

し尿処理第3工場は昭和45年(1970)11月に着工、同46年12月に完成、稼働を開始した。場所は第1・第2工場の北西部、現在リサイクルセンターが建っている位置である。総事業費は1億9,180万円(国庫補助金4,430万円、東京都補助金5,700万円、起債9,000万円、一般財源50万円)であった。

第4節 環境整備事業への取り組み

1. 環境整備構想

昭和40年(1965)のし尿処理場の稼働開始に伴い、当組合の行う事業の両輪であるごみ処理・し尿処理の施設が整った。両施設は、当時としては最新の科学的達成を踏まえてのものだったが、しかし、多少ではあれ煤煙や臭気などが周辺住民に及ぼす影響があったことは事実であり、また、排出物・排泄物が大量に集積される場である以上、心理的に抵抗感があったことも事実であった。ごみ焼却場・し尿処理場の必要はだれもが認めるが、しかし周辺住民にとっては、やはりどこまでいっても“迷惑施設”なのである。

当組合では、このような認識に立って、環境整備事業への取り組みを開始した。昭和40年(1965)7月には、野球場・プール・テニスコート・バレーコート・遊園地等の厚生施設整備および植樹を骨子とする「北部三町衛生組合立公園(仮称)新設事業」構想をまとめ、同年9月には土地収容法に基づく事業認定を受けた。ここで計画された施設の整備は、諸般の事情による多少の遅延と計画変更はあったが、平成13年度事業として現在計画が進行中の「柳泉園組合福祉施設(仮)」を含め、その後の経過のなかでおおむね実現されていくことになった。

2. 組合営野球場の建設

環境整備事業による最初の施設が野球場である。当初計画では1面、3面などの案も出たが、結局2面とすることになった。これは、し尿処理場東側の約2万1,000m²の敷地に、両翼87mの野球グラウンド2面と付帯施設(バックネット、フェンス、ベンチ、水栓、便所)および駐車場を整備したもので、昭和41年(1966)9月に整地を開始し、昭和42年3月に完工した。総事業費は840万円である。

完成した野球場は「柳泉園組合営野球場」として、昭和42年(1967)4月から関係市町の市民の使用に供したが、当時はこのような施設が少なかったこと也有って、使用申込みが殺到した。

3. 組合営プールの建設

昭和46年(1971)8月には組合営プールをオープンした。プールは周辺住民の間で要望の高い施設であり、当初から建設計画に組み入れられていた。この間、50mプール構想、焼却の余熱利用などの案が検討されたが、主として財政面の事情から、さしあたり25mの屋外プールを建設し、余熱利用の温水プールは後続の課題とすることとした(温水プールが実現するのは昭和61年3月である)。

用地は先に野球場に付帯して整備した組合敷地東南角の駐車場として確保されていた部分(約1,600m²)とし、ここに一般用プール(25m×13m、6コース、水深0.9~1.1m)・幼児用半円形プール(水深40cm)およびろ過機と付帯施設(更衣室、シャワー、便所)を、昭和46年(1971)

6月から建設を行い、同年8月から使用に供した。総事業費は1,130万円である。

初年度は昭和46年(1971)8月1日から9月12日までオープンし(利用日38日間)で1万7,760人が利用、1日平均では約470人であった。



屋外プール
(竣工時の利用風景。後ろに久留米西団地 昭和46年8月)



造成中の野球場



バックネット建設

第5節 清瀬町の組合加入と4市体制の確立

1. 清瀬町の組合加入

(1) 加入の経緯

清瀬町は、明治22年(1889)に神奈川県北多摩郡清瀬村として成立、明治26年に東京府に移管になったのち、昭和29年(1954)に町制施行して北多摩郡清瀬町となった。久留米町(東久留米市)、東村山町(東村山市)、埼玉県所沢市・新座町(新座市)と境を接する郊外の町であり、府立清瀬病院(昭和6年開院、現、国立療養所東京病院)で知られるように戦前からの病院の町であった。

清瀬町の清掃行政は、田無町・保谷町・久留米町の3町と同様、東京のベッドタウンとして都市化が進行し始めた昭和30年代に開始された。昭和36年(1961)4月に町営の塵芥処理を開始し、翌37年4月からは雑芥・厨芥の分別収集を開始した。雑芥については、隣接する東村山町秋津のごみ焼却場秋水園に出向処理していた。しかし、し尿については、当時の3町と同様に処理施設がなかったため、その処理に苦慮していた。そのため、昭和37年11月には、町内下里

I 通 史

(現、竹丘)の多摩全生園に隣接する土地をし尿処理場建設地として当組合(当時、北部三ヶ町衛生組合)に提供し、建設終了後は組合に加入する方向で動いていたのである。しかし、既述のように、この建設計画は反対運動によって実現せず(第1章第5節「3. 建設計画の変更と設置反対運動」)、したがって清瀬町の当組合加入の件も立ち消えとなった。

その後、ごみ処理については、昭和42年(1967)に1日処理量75tのキルン式機械炉を建設し、ごみ焼却施設「清柳園」として使用していた(次項参照)。しかし、し尿については、し尿処理場の用地取得が難航し、昭和40年代半ばに至っても依然として業者に委託し、町外搬出処理を行う状態が続いていたのである。

このような事情から、清瀬市は早くから、当組合への加入の意向を表明していた。加えて東京都も、広域行政推進の見地から加入が望ましいとする指導を行っていた(事実、都が昭和41年(1966)に策定した環境整備5か年計画には清瀬町の当組合加入がうたわれていた)。

昭和44年(1969)6月、清瀬町長・同町議会議長連名による加入依頼があり、何度かの折衝ののち同年12月19日付をもって正式に加入申込みがあった。組合議会では2度にわたる全員協議会において、清瀬町加入の場合の処理能力等の業務運営面および負担金・資産等の経営の見通しについて審議を行ったのち、昭和45年2月12日の臨時議会において清瀬町の加入を正式決定した。これにより、昭和45年3月4日付で都知事宛に組合規約の変更申請を提出し、同年3月17日付で許可を得た。清瀬町の正式加入日は、変更規約施行の同年4月1日である。

清瀬町加入に伴う組合規約の変更点は次のとおりである。

- ① 柳泉園組合を組織する市、町(関係市町)は、田無市、保谷市、久留米町および清瀬町の4市町となった(第1条)。
- ② 組合議会議員は関係市町から各3人が選出されるため、定数が従来の9人から12人になった(第5条第2項)。
- ③ 副管理者が従来の2人から3人になった(第9条第1項)。

清瀬町加入時の管理者は藤井顯孝久留米町長、副管理者は木部正雄田無市長、内藤利紀保谷市長および渋谷邦蔵清瀬町長である。

なお、久留米町の住居表示変更(昭和44年11月1日)に伴い、柳泉園組合の所在地は「久留米町大字野火止字前沢1540番地」から「久留米町下里4丁目3番10号」に変更された。

(2) ごみ焼却施設「清柳園」の組合施設編入

当組合に加入するにあたり、清瀬町と組合は「清瀬町は現有塵芥焼却場に係る一切の資産を柳泉園組合に移管する」との約定を結んだ。これに従い、清瀬町所有のごみ焼却施設「清柳園」が当組合に移管された。

清柳園は、昭和43年(1968)3月、清瀬町が清瀬町清戸下宿555番地(現、清瀬市下宿2丁目)に建設し、組合加入までの2年間、稼働させていた焼却場である。敷地は、柳瀬川と現在のJR武蔵野線(昭和48年に開通で当時は未開通)が交差する地点に接する3,770.8m²(1,142坪)で、焼却炉は1日焼却量75tのキルン式連続焼却炉(三機工業株)が導入された。同焼却炉の特徴は、

ごみ供給ホッパと燃焼装置の中間に設置された回転式の乾燥装置(ロータリードライヤー)にある。タクマ式機械炉の場合は階段状の乾燥ストーカをごみが落下していくわけであるが、このキルン式では乾燥装置は長さ7mの回転する円筒である。すなわち、供給ホッパから投入されたごみは、ここで反転され、燃えやすいように乾燥されながら燃焼装置に運ばれるわけである。

本焼却施設は、昭和45年(1970)4月に当組合の施設となって以降、作業職員5名を配して稼働を継続し、後に予備炉として隨時稼動させ、昭和60年12月まで使用した。

2. 東久留米市・清瀬市の誕生

昭和45年(1970)10月1日、当組合を構成する東京都北多摩郡久留米町と同清瀬町が市制施行し、東京都東久留米市(面積12.92km²、人口約7万7,000人)、同清瀬市(面積10.19km²、人口約4万9,000人)となった。

東久留米市は町制施行(昭和31年)からわずか14年目、清瀬市は同じく町制施行(昭和29年)から16年目という短期間での市昇格であった(ちなみに、田無における町制から市制までの期間は89年間、同じく保谷市は27年間である)。このことは、両町における都市化がそれだけ急激であったことを端的に物語っている。例えば久留米町では、町制施行時の昭和31年(1956)に約1万人だった人口が、その後14年間で7倍にまで増えた。そのほとんどは、ひばりが丘団地(昭和34年入居開始)・東久留米団地(同39年)・滝山団地(同44年)・久留米西団地(同44年)などの団地および住宅への入居者である。これほどではないが、清瀬町においても旭が丘団地(昭和42年入居開始)の建設などにより、流入人口が飛躍的に増えた状況は同様であった。

市制施行にあたり久留米町は、「東久留米市」との名称になった。すでに福岡県に久留米市があるので、混同を避けるため“東の久留米”としたのである。東久留米市の初代市長には藤井顯孝氏が、清瀬市の初代市長には渋谷邦蔵氏が、それぞれ現職町長から就任した。藤井市長は当組合管理者を、渋谷市長は同副管理者を引き続き努めることになった。

当組合では、昭和46年(1971)1月6日付で都知事宛て東久留米・清瀬の市制施行に伴う規約変更申請書を提出し、同年1月22日付で許可された。これにより当組合は、田無市、保谷市、東久留米市および清瀬市の4市で組織する現在(平成12年)に至る体制を確立したのである。なお、このとき、組合の所在地も「北多摩郡久留米町下里4丁目3番10号」から「東久留米市下里4丁目3番10号」に表示変更した。これが現在も当組合の住所表示となっている。

第3章 施設の多様化と処理の進展

昭和47年～昭和55年

第1節 概 説

昭和40年代後半から50年代前半にかけての時期は、清掃行政にとって転機ともなった時期である。高度経済成長下に工業化・都市化が進むにつれ、昭和40年代には大気汚染・水質汚濁などによる公害問題が続発し、人々は改めて自らを取り巻く生活環境に目を向け始めた。昭和42年(1967)には「公害対策基本法」が制定され、事業者・地方自治体の公害防止に果たすべき責任が明らかにされた。次いで45年には、「清掃法」(昭和29年制定)が廃止され、新たに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が制定された。同法により、従来「汚物」と呼ばれていた「ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿等」の法的名称は「廃棄物」となり、廃棄物はさらに「産業廃棄物」(事業系廃棄物)と「一般廃棄物」(家庭廃棄物)に分類された。同法制定の背景には、工業化に伴うプラスチックなど新素材の大量排出や消費社会の出現に伴うごみの多量化・多様化などの問題があった。

以上のような状況に対応して、この時期以降は当組合においても、公害防止・環境への配慮と多様化するごみの適切な処理とが最大の課題となっていくことになる。

まず、ごみ処理においては、昭和50年(1975)3月、耐久消費財や木材・家具などを選別・切断処理する粗大ごみ処理施設(圧縮破碎方式、50t/5時間)を完成、稼働させた。次いで昭和51年4月には、当時における最先端の技術を取り入れた湿式連続機械炉(IHI炉、150t/日)を建設、稼働させた。これは前処理によりごみを水中で破碎し、金属等の有価物を回収する一方、焼却で生じた蒸気の熱交換によって用水の循環利用を図るという資源回収型・無公害型の焼却炉で、当組合が日本で最初に導入したものであった。

また、し尿処理においては、昭和47年(1972)3月に周辺環境に配慮する観点から、脱臭装置(410m³/分)を設置したのをはじめ、余剰汚泥処理施設(昭和48年12月)、排水量測定装置(50年1月)、脱臭廃液処理設備(54年11月)などの付帯設備を設置した。また、昭和49年からは、余剰汚泥の合理的処理と資源再利用を兼ねて、汚泥を発酵させてコンポスト(堆肥)とする研究を進め、昭和56年3月にはし尿汚泥コンポスト施設を建設、稼働させた。

環境整備事業では、昭和42年の野球場設置と昭和46年の屋外プール設置に続き、その後昭和47年にはテニスコート2面、バレーボールコート1面の計3面を建設した。

組織面では、昭和54年(1979)8月、それまで兼任制であった助役を専任制とし、また事務局を規約上に明文化した。

第2節 ごみ処理施設の多様化

1. 粗大ごみ処理施設の建設

(1) ごみの多様化と粗大ごみ

昭和30年代後半から昭和40年代を通じて、日本は高度経済成長の真っただなかにあった。国民総生産(GNP)の平均成長率は毎年10%を超え、実質国民所得も急上昇した。電気洗濯機・冷蔵庫・テレビなどの耐久消費財が大量に生産され、大量に消費された。それらを通じて人々の生活様式は一変した。これに伴い、排出されるごみは年々増加の一途をたどり、加えて昭和40年代に入ると、ごみに大きな質的変化が現れた。すなわち、ごみの不燃化・大型化である。

昭和30年代までは、ごみは一般に雑芥(紙類・繊維・木くずなど)・厨芥(台所から出る「生ごみ」)・危険物(ガラス、空き缶、陶磁器など)と分類されていた。このうち、雑芥は焼却処理ができる、水分の多い厨芥は燃えにくく、危険物はまったく燃やすことができなかった。昭和36年(1961)に当組合が最初に建設したごみ焼却施設(固定炉)の場合は、原則的には分別収集した雑芥だけを燃やすのが建前であった。しかし実際には収集された雑芥はどうしても少量の厨芥・危険物が混ざっており、そのため、焼却炉に負担がかかって炉が損傷したり、缶やビンが炉内で小爆発を起こしたりしたものであった。

次いで昭和40年代に入ると、1つには養豚場の減少により厨芥も焼却処理する必要が生じ、また1つには分別収集による市民の負担を軽減するため雑芥と厨芥をまとめて収集(混合収集)する動きが出てきたことに対応して、雑芥・厨芥を同時に燃やせるような焼却炉が整備されるようになった。昭和44年(1969)に稼働を開始した当組合の連続式機械炉(タクマ炉)は、このタイプである。そして、この雑芥・厨芥の混ざったものを「混合芥」と呼ぶようになった。混合芥は、言い換えれば“燃えるごみ”であるというところから、昭和40年代半ばには「可燃ごみ」という呼称が使用され始め、昭和50年代以降はこの呼称に定着した。

一方、ガラスや缶など従来「危険物」と呼ばれていたごみは、言い換えれば“燃えないごみ”であるところから、可燃ごみという呼称に対応して、「不燃ごみ」と呼ばれるようになり、これも昭和50年代に定着した。昭和30年代後半からぽつぽつと始めたプラスチック類・ゴム類などは、当初は混合芥(可燃ごみ)中に混入したまま焼却していた。その後、新素材開発の波に乗って昭和40年代には大量に出回り始めたが、昭和40年代後半には高温燃焼による焼却炉の損傷等が指摘されるようになり、“焼却不適ごみ”とされるようになった。そして、危険物(不燃ごみ)と焼却不適ごみを合わせて、「不燃ごみ」と総称するようになったのである。当組合を構成する4市では、ここでいう可燃ごみと不燃ごみの分別収集を昭和40年代には開始している。すなわち、田無市は昭和44年、保谷市も44年、東久留米市(当時は久留米町)は43年、清瀬市(当時は清瀬町)は47年の開始である。

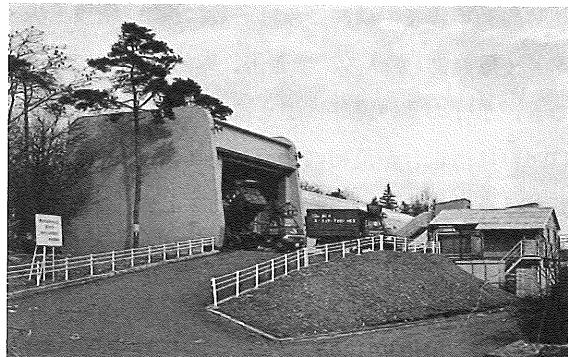
「粗大ごみ」は、プラスチック類・ゴム類と同様に、高度経済成長下の消費社会化に伴い昭和

40年代に入って目立って増えてきたごみである。しかし、上述の可燃・不燃ごみがごみの内容(質)に関わる概念であるのに対し、粗大ごみとは形状・大きさに関わる概念である。つまり、文字通り寸法が大きく通常の収集車では回収できないごみをいうのである。したがって粗大ごみには、家具・木材類のように切断すれば焼却処理することができるものや、金属類(鉄)のように再利用できるもの、さらに瓦礫のようにまったく燃やすことができず埋立処分するしかないもの、が含まれているわけである。

昭和40年代後半に浮上してきたごみ処理の課題は、以上に述べたような多様化したごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)をいかに選別し、それをいかに適切に処理するか、というものであった。

(2) 粗大ごみ処理施設の建設

清瀬市が加入して4市体制を確立した昭和45年(1970)、当組合に搬入された年間のごみ総量は4万8,595tで、その内訳は可燃ごみが3万8,378t(約79%)、不燃ごみが1万217t(約21%)であった。この割合は昭和40年代後半を通じてほぼ変わらず、昭和50年には搬入総量8万714tのうち、可燃ごみは6万5,440t(約81%)、不燃ごみは1万



粗大ごみ処理施設

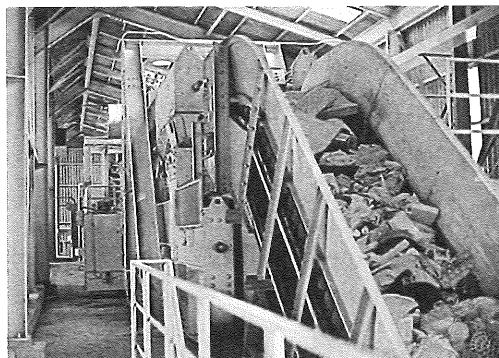
5,274t(約19%)となっている。当時は、狭義の不燃ごみと粗大ごみを区別して統計をとっていなかったため、不燃ごみ中に占める粗大ごみの量は確定できないが、およそ5%程度であり、着実に増加しつつあった。昭和46年の段階で当組合に搬入された粗大ごみには、電気冷蔵庫・電気洗濯機・家具・自転車、さらに廃車になったオートバイや自動車まであったことが報告されている。

この状況を受けて、当組合では昭和47年(1972)から、増加しつつある粗大ごみの処理施設建設の検討を開始した。施設選定にあたって考慮したのは、次の3点である。すなわち、埋立地の有効利用のため、合理的にごみ容積の減量化を達成すること。資源回収に資するため、有価物を適切に選別し得る施設であること。そして、二次公害防止のため衛生的であること、である。これらの観点から各メーカーの施設を種々検討した結果、川田工業(株)(本社・富山県)の圧縮破碎方式による処理施設(処理容量50t/5時間)に決定し、昭和49年4月に工事着工、翌50年2月に完成、稼働を開始した。本施設建設の総事業費は1億5,000万円(国庫補助金2,621万2,000円、東京都補助金1,750万円、起債8,930万円、一般財源1,698万8,000円)であった。本施設は昭和59年3月に大幅に改造を加えるまで9年強の間、稼働した。

なお、昭和51年(1976)には敷地北端に、粗大ごみの集積場建屋他を建設、整備した(建設・石川島鉄工建設(株)、総事業費1,608万9,000円)。

(3) 粗大ごみの処理工程

粗大ごみ処理施設(建屋面積387m²)は、長さ50m、幅6mの細長い構造になっている。まず投入ホッパから投入された不燃ごみは、供給コンベアに載って運ばれる。コンベアに沿って途中に選別作業場があり、ここで作業員が手選別で有価物(生ビンやカレット(ガラス屑))を回収する。次にごみは、上下にキャタピラを取り付けた圧縮機(マンモス・スクイザー)のなかを通過し、ここで圧縮破碎される。再びコンベアで運ばれて磁気選別機にかけられ、ここで磁石によって金属類(鉄)が回収されて、金属貯留バンカへと運ばれる。残ったごみは、次に振動選別機によって土砂・コンクリート屑・ガラス屑などの瓦礫(不燃ごみ)が振るい落とされ、不燃物貯留バンカへ運ばれる。残ったごみが可燃ごみで、コンベアで可燃物貯留バンカへと運ばれる。また、可燃性の粗大ごみ(木材、家具など)も直接切断機で切断されたのち、同じく可燃物貯留バンカへ運ばれるのである。



搬入コンベヤ連続圧縮機前部

こうして、それぞれの貯留バンカに溜められたごみは、有価物・金属類は再利用へと回し、瓦礫(不燃ごみ)は埋め立て、残りの可燃ごみは焼却される。

本施設の稼働に要する人員は12名、うち5名が職員で維持管理にあたり、残り7名は業者に委託して行った。

2. 新方式のごみ処理施設(湿式炉)の建設

(1) ゴミ処理第1工場(湿式炉)建設の背景

昭和40年代後半、当組合のごみ焼却能力は、昭和44年(1969)稼働開始の連続式機械炉(タクマ炉)が300t/日、また昭和45年に清瀬市(当時は清瀬町)が加入するにあたり当組合の資産となった清柳園のキルン式機械炉が75t/日で、合わせて1日375tであった。一方、昭和45年度の1日平均のごみ搬入量は4市合計で約191t/日であり、十分に余裕があった。当組合では、今後の人口増加と1人排出ごみ量の増加を考慮しても、10年近くは余裕をもって処理できると見込んでいた。

しかし、その後の展開は見込みどおりにはいかず、早くも昭和47年(1972)にはいくつもの問題が起きた。まず、清柳園炉は、遺憾ながら極めて運転・経済効率が悪いえ、周辺への騒音の問題もあって24時間稼働はできず、昼間だけの運転だけにしたため、処理能力は25t/日と3分の1となった(しかも、この昭和47年度には、電気集塵器設置のため長期休業を余儀なくされた)。また、タクマ炉においても、昭和46年以降は消費社会化の影響により不燃ごみの混入が増えたため、炉内温度が上昇して能率低下をきたし、80%の能力(すなわち240t/日)に落ち込んだ。これに対し、4市人口は予想を超えて増加し、さらに、生活様式の近代化により1人

I 通 史

1日当たりの排出ごみ量も昭和45年の約700gから累増し、昭和49年には1kgの大台に乗るものと予想された。これらを総合すると、昭和48年に搬入されるごみ量は約280t/日と現行の処理能力(240tおよび25tの計265t/日)を超える、昭和50年には同じく約390t/日と公称能力(300tおよび75tの計375t/日)を超えるものと予想された。

このため当組合では、タクマ炉の稼働開始から4年足らずの昭和48年(1973)早々には、新しい焼却施設を建設するための検討に入ることになったのである。

(2) 新方式(湿式炉)の採用と建設

昭和48年(1973)1月、当組合は新ごみ処理施設の選定を開始した。選定にあたって最も留意したのは、第一に公害の防除であり、第二には資源(有価物)の回収である。現在も事情は変わらないが、可燃ごみとして焼却施設に搬入されるごみの中には、依然として少なからぬ不燃物(不燃物および焼却不適物)が含まれている。公害防除については燃焼管理や除外装置で対応する手だてはあるが、混入する不燃物については焼却処理にとって何ら益をもたらさない。したがって、不燃物の適切な分離・除去は何よりも実現させたい課題であった。また、ごみの中にも含まれる有価物(鉄、アルミ、ガラス、紙繊維等)を回収して再利用しようという、いわゆる「ごみの資源化」の機運は、東京都の「ごみ戦争」問題(昭和46年)の頃から徐々に高まりを見せてきており、これに加えて折から進行中であった第一次石油ショックは、「資源化」ということを強い社会的要請へとひきあげつつあった。

このような観点に立つと、従来のいくつかのごみ処理の方式、すなわち燃焼方式・埋立方式・堆肥化方式等は、経済・運転効率や資源化の面からはいずれも一長一短であり、とりわけ公害防除の面ではいずれも及第点に達していなかった。当組合としては、これらに代わる何らかの新しい方式、公害防除と資源化を両方とも実現できる新しい方式を求めていた。そこで、その要請に応える新しい方式として浮上してきたのが、「IHI-BC湿式塵芥処理システム」である。

「IHI-BC湿式塵芥処理システム」は、アメリカの製紙機械メーカー・ブラック&クローソン社(BC)が開発し、同社と技術提携した石川島播磨重工業㈱(IHI、本社・東京)が日本の実情に合わせて改良を加えたシステムである。その最大の特徴は、「湿式」の名が示すように、焼却の前にごみを水中で処理する点にある。すなわち、ごみを水中で破碎してスラリー(どろどろの液体)状にし、比重・形状・磁性などの物性差を利用して成分ごとに分別するのである。こうして、焼却前にあらかじめ不燃物を除去し、効率よく資源化することができるわけである。さらに、前処理で使用した水は凝縮・分離処理のうえシステム内で循環使用され、汚水が外部に出ることがない、いわゆるクローズドシステムとしているのも、公害防除に配慮したことである。

当組合では、これらのシステムについて数度にわたり組合議会で検討を行った。また、同システムの導入例が日本にはまだないところから、木部副管理者・内藤副管理者らをアメリカに派遣して、プラントの視察を行った(昭和48年(1973)11月29~12月6日)。その結果、このシス

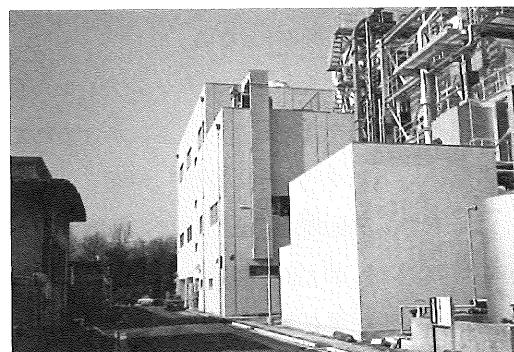
テムが、すべて完璧というわけにはいかないにせよ、公害防除・資源化の理念に沿うものであり、また技術面についても従来にない画期的な処理法であると判断された。結果的には、のちにその技術的限界が見えてくるものの、しかし当時においては、これが最良の理念と技術に支えられたシステムであることに疑問の余地はなかった。

昭和49年(1974)1月18日、組合議会定例会において、「IHI-BC湿式塵芥処理システム」によるごみ処理施設の建設を決定した。

施設規模は150t/日とした。直ちに石川島播磨重工業㈱と工事請負契約を締結して工事に着工、昭和51年3月に完成し、稼働を開始した。建設場所は、昭和36年に建設した当組合の最初の焼却施設である固定炉を取り壊した跡地(し尿処理第1工場とタクマ炉に挟まれた位置)である。本施設建設の総事業費は8億4,000万円(国庫補助金1億2,774万円、東京都補助金1億2,525万円、起債5億4,810万円、一般財源3,891万円)であった。これにより当組合のごみ処理施設は、公称では525t/日(タクマ炉300t、清柳園炉75t、新設の湿式炉150t)となり、実質においても415t/日(タクマ炉240t、清柳園炉25t、新設の湿式炉150t)の処理能力を備えたのである。本施設は、昭和57年9月に、焼却炉の型式を湿式炉から回転燃焼式炉へと転換する改造工事に取りかかるまで、6年半にわたって稼働した。



(正面)



(後方)

IHI-BC湿式塵芥処理システムのあった施設

なお、新しく建設したこのごみ処理施設は、IHI炉または湿式炉と呼んでいた。その後、昭和58年(1983)3月にこの炉の改造が完了し、その3年8ヶ月後(昭和61年11月)タクマ炉の供用が廃止された。この湿式炉は当組合が建設したごみ処理施設としては固定炉・タクマ炉に次いで3番目であるが、以後番号順に呼ばれるようになり昭和61年度現在で稼働する最も古い炉であるこの湿式炉改め改造炉は「ごみ処理第1工場」とされ、新施設は「ごみ処理第2工場」とされたのである。

(3) 湿式炉における処理工程

湿式炉のプラントは、従来のものより多くの処理を行うため、約4,000m²の敷地に入り組んだ形でさまざまな装置・設備が配置されている。

主な処理工程は、次のとおりである。

まず、ピットからクレーンで投入ホッパに移されたごみは、供給コンベアを経て、水中離解

I 通 史

機(パルプを製造する装置の応用で「パルパー」と呼ばれた。)に入れられる。ここからが前処理である。離解機はジュースミキサーのように下部にハンマー付ローターを備えた円筒状の容器で、このなかでごみを水に混ぜ、連続的に攪拌・破碎してスラリー(どろどろの液体)化し、次の工程(液体サイクロン)に送る。破碎された金属類などは、離解機側面の開口部から排出され、コンベアで屋外の不燃物パンカに送られ、それらのうち鉄類については磁選コンベアにより選別・回収される。

次に、液体サイクロン(第1次と第2次の2段階がある)では、円筒形の容器内でうず流をつくり遠心力をを利用して、比重の大きなガラス・土砂・金属細片などの重量ごみ(不燃物)が除去され、また固形プラスチックやゴム片などの焼却不適物も除去される。除去されたものは、やはり不燃物パンカへと送られる。

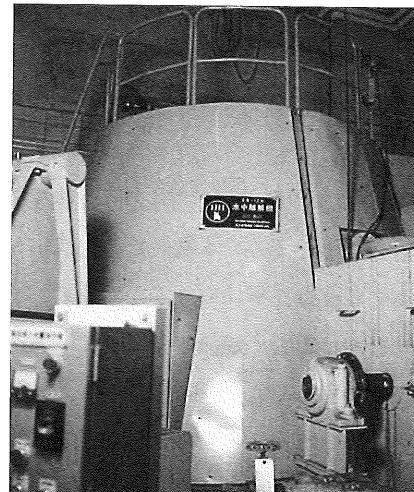
液体サイクロンを通過したスラリーは、脱水装置に送られる。脱水装置には、スクリュー型脱水機と円盤型脱水機の2工程があり、これらを経てスラリーは固形分濃度約40%の有機性残渣(脱水されたごみは、粒度・湿分・成分ともに均質化された可燃性有機物がほとんどであるため、このように呼ぶ)となる。

有機性残渣は、次のプラスチックフィルム回収装置(プラスチック風選設備)に送られる。残渣には多量のプラスチックフィルムが含まれているが、これは他の繊維質の残渣に比べて水が付着しにくいので“みかけ比重”が低く、風力により容易に選別できるのである。

こうして、前処理を終えてほぼ可燃物のみとなった有機性残渣は、ボイラー型焼却炉で焼却される。炉の内壁には水管が巡らされており、焼却によって生じる熱エネルギーを蒸気のかたちで回収する。本プラントでは、この蒸気を利用して、ボイラー用の押込・誘引送風ファンや給水ポンプ等を蒸気タービンで駆動し、電力消費の低減をはかる設計になっている。

焼却炉の排ガスについては、石灰を散布して塩化水素を除去し、粉塵は電気集塵機で集塵・除塵したのち排出される。

また、本プラントには循環水処理設備が設置されている。その原理は、焼却炉から発生する蒸気を熱源とし、凝縮器で汚水を蒸発させることによって汚水中の固形分を凝縮し、蒸発分は循環用水として再生させるというもので、海水の淡水化と同じ原理である。これにより、汚水が外部に出ることがないクローズドシステムが可能となっているわけである。



水中離解機

第3節 し尿汚泥コンポスト化への取り組み

1. 余剰汚泥の処理法研究へ

し尿処理場におけるし尿処理は、公共下水道の普及に伴って減少し、将来的にはすべて公共下水道に取って代わられるべきものである。昭和40年代には、当組合を構成する4市においても公共下水道の整備が進められたが、昭和50年までの段階では約30%程度の普及にとどまっていた。一方、その間にも4市の総人口は増え続け、昭和45年(1970)の約26万8,000人から49年には約30万7,000人と30万人の大台に乗り、当組合へのし尿搬入量も昭和45年の約8万9,800kℓから昭和49年には約11万1,000kℓと年間2万kℓ以上の増加となった。すなわち、当分の間はし尿処理場での処理が主体とならざるを得ない状況であったが、その際、増え続けるし尿の処理から生ずる余剰汚泥の処分が新たな課題となった。

昭和49年(1974)当時のし尿処理の工程は次のようであった。処理施設に投入されたし尿(および浄化槽汚泥)は、希釀槽で薄められ、第1曝気槽を経て、濃縮槽で固体物と汚水に分離される。この固体物は遠心分離機で分離脱水し、できた脱水汚泥(これを一次汚泥という)は焼却処分される。一方、汚水は、第2曝気槽でさらに酸化をすすめ、次の活性汚泥槽で微生物処理により浄化され、つづく最終沈殿槽で汚泥を沈降させる。ここで分離された上澄液は塩素滅菌処理され、ここから河川に放流される。沈殿した余剰汚泥は、走行ろ布型の余剰汚泥脱水設備(昭和48年12月完成)によってさらに水分が除かれ埋立処分される。これらの汚泥のうち、一次汚泥は水分60%まで脱水されるが、余剰汚泥は水分85%にも及ぶ。この余剰汚泥中の含水量があまりにも多いため、埋立処分の際の運搬業務や最終処分地での管理上からもさまざまな支障が生じたのである。

当組合ではこの状況を踏まえて、昭和49年(1974)、余剰汚泥の合理的な処理と再資源化をはかるための技術研究グループを発足させたのである。

2. コンポスト(堆肥)化へのアプローチ

余剰汚泥を、なるべく焼却・埋立てすることなく有効利用するための最も有力な手段としてはコンポスト(堆肥)化することが考えられた。技術研究グループでは、このコンポストを、“微生物の営みを領して処理を行い、その産生物を土壤へ還元して農業利用に貢献できるもの”と位置づけ、焼却法・乾燥法・簡易発酵・機械発酵などハード面での研究とともに、発酵のメカニズム、土壤微生物の同定および培養手法、化学分析の手法、腐植土の成分に基準を定めるなど、ソフト面での研究も開始した。もちろん、その背景には、当時の社会に有機肥料への見直しの機運が生まれていた状況もあった。周知のように、数十年前までは、し尿は農作物の肥料として広く使用されていた。ところが、当時は殺菌しない生のし尿をそのまま使っていたため、農作物に病原菌や寄生虫卵が付着し、それが人体に悪影響を及ぼすとされるようにな

I 通 史

り、化学肥料(化成肥料)に取って代わられた。しかしその後、化学肥料一辺倒では土壤を荒廃させることが分かってきた。化学肥料によって土壤中の微生物(菌)が減少し、作物に必要な栄養分が吸収されにくくなるからである。事実、昭和50年(1975)前後、当組合を構成する4市の管内には約1,100ヘクタールの農地があったが、その90%の農土は化学肥料の過剰投与により酸性化しているといわれていた。このような状況から、昭和40年代後半から50年代にかけて、有機肥料である堆肥(コンポスト)の有効性、必要性が再び認識されるようになっていたのである。

この研究は昭和49年(1974)から52年のおよそ3年間にわたって継続したが、当時、わが国においては完全熟成のコンポスト開発は緒についたばかりで、モデルが存在しないという事情もあって、すべてが手さぐりの研究であり、試行錯誤の連続であった。その過程で、例えば昭和50~51年には、EW(アースワーム)すなわちミミズの養殖を試みたこともある。ミミズの糞粒は良質の有機肥料となるが、そのミミズはまた有機汚泥を好んで食べることが、当時知られていた。したがって、し尿処理場から毎日排出される余剰汚泥(有機生残渣物)を飼料として大量のミミズを養殖し、その糞を肥料製品として大地に還元することができれば、余剰汚泥問題は解決するはずであった。そこで、組合敷地内でサクラシマミミズ約5万匹を採取し、土壤菌の培養や飼料の試作、飼育器の研究などを行った。ミミズも一時は約100万匹くらいにまで増えた。しかし、これらのミミズは残念ながら、天敵ダニの出現によって文字通りこつ然と消え失せてしまったのである。結局、ミミズ養殖については、飼育環境の整備が意外にデリケートであり、糞の量産体制を整えるまでにはかなりの時間を要することが予想されることなどから、断念せざるを得なかった。

技術研究グループは、し尿汚泥のコンポスト化についてさまざまな実験と検討を重ね、昭和52年(1977)夏には一定のめどをつけて、同年8月にその内容を発表した。ここで打ち出された理論と方法は、技術条件やコスト、あるいは施設規模などの点で、後から建設される汚泥処理施設にそのまま反映されたわけではないが、基本的な方向性を示したものとして次に記しておく。

まず、その基本的なコンポスト化の方法は、「脱水したし尿汚泥を微生物によって発酵させ、そののち農土と混合して、自然条件のもとで完熟させる」ものである。その際、微生物には好気性微生物、または嫌気性微生物を用いる。好気性微生物による発酵の場合、通常は汚泥中に含まれる微生物だけが発酵に関与する。しかし、この方法では、自然の土壤中に含まれる各種の好気性微生物を汚泥中で培養し、それら無数の菌の相互のリレー作用で変質させるのである。また、嫌気性発酵はきわめてまれな方法であるが、フランスから導入した約75種の菌の作用により約1か月で完全に変質するものとした。いずれの場合も、初期の段階で高温菌を加え、いったん65℃程度で発酵させることにより、し尿汚泥中の病原菌を死滅させるため、衛生上の問題もなくなる。こうして発酵させたし尿汚泥と、等量の農土とを混合し、完全熟成させたコンポストは、窒素3%・リン酸0.5%、カリ1%のほか、炭素40%の栄養素を含有する。

当組合では、この微生物による発酵という考えに沿って、し尿汚泥コンポスト施設の建設に向かうことになった。

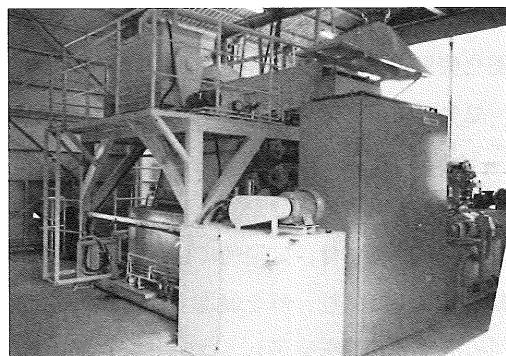
3. し尿汚泥コンポスト施設建設へ

当組合のし尿汚泥処理施設は、余剰汚泥処理設備とコンポスト設備が連動して成り立っている。時間の流れに沿って言えば、まず昭和40年代後半に余剰汚泥の固形分離という課題に対応し、昭和50年代初頭からは微生物処理の研究に並行して段階的にコンポスト設備の建設に向かい、昭和56年3月のし尿汚泥コンポスト施設完成によって完結したわけである。以下、諸施設について順を追って記す。

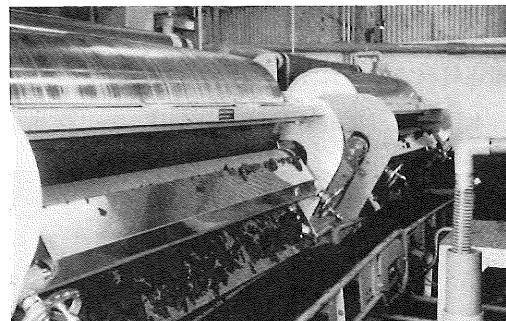
し尿汚泥処理関係で最初に設置した設備は、昭和48年(1973)12月完成の走行ろ布型の余剰汚泥脱水設備である。これは、前述のように最終沈澱槽に連結し、最終沈澱槽の下層に沈澱した余剰汚泥をさらに水分と固形物に分離するための設備である。総事業費は1,800万円(東京都補助金233万3,000円、起債1,500万円、一般財源66万7,000円)、施工は株鐘紡三信エンバイロメントである。

昭和53年(1978)3月には、コンポスト用加圧脱水設備(グレース脱水機)を設置した。これは余剰汚泥処理設備の末端にあって、汚泥をコンポスト化に適した含水率(水分70%以下)にまで脱水する装置であり、ここで脱水された汚泥は「脱水ケーキ」(コンポストの原料)として、コンポスト施設の入口の原料貯留槽へ送られるのである。総事業費は7,270万円(東京都補助金1,817万5,000円、起債5,450万円、一般財源2万5,000円)、施工は日鋼商事株である。

昭和55年(1980)3月には、余剰汚泥処理(走行ろ布型)脱水設備(RF脱水機)を設置した。上記グレース脱水機が遺憾ながら故障が絶えず、処理能力が低下して計画処理量(20t/日)を処理できないため、「脱水ケーキ」製造用に新たに導入したものである。総事業費



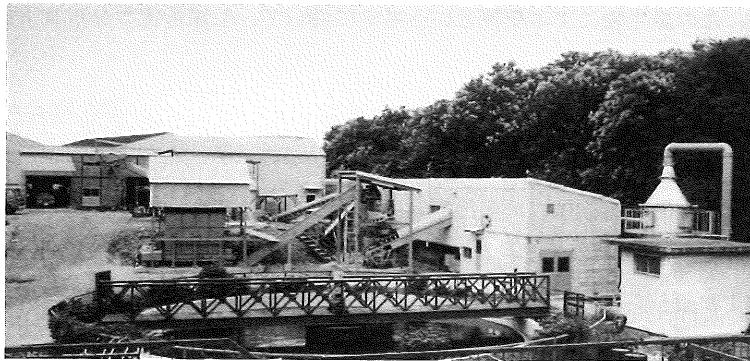
コンポスト用加圧脱水設備(グレース脱水機)



走行ろ布型脱水設備(RF脱水機)

は8,750万円(東京都補助金220万2,000円、起債8,310万円、一般財源219万8,000円)、施工は株積水鐘紡エンバイロメントである。これにより、余剰汚泥処理は上記グレース脱水機とRF脱水機を併用することとなった。処理量は225kℓ/日である。

昭和56年(1981)3月には、し尿汚泥コンポスト施設(処理能力10t/日)を完成させた。総事業



し尿汚泥コンポスト施設

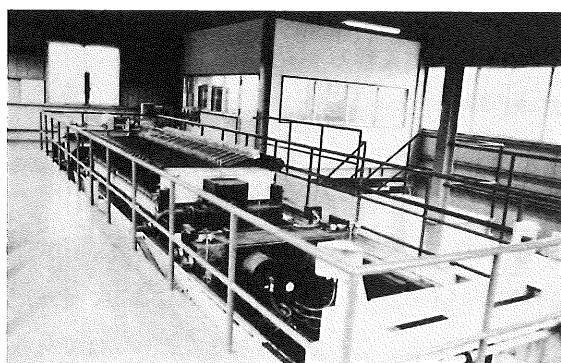
費は1億500万円(東京都補助金1,050万円、起債8,400万円、一般財源1,050万円)、施工は日鋼商事(株)である。原料となる余剰汚泥の方はなかなか十分な脱水ができない、現場での苦労がつづいたが、その後昭和60年度にはグレース脱水機に代って総事業費1億7,500万円(東京都補助金1,720万円、起債1億3,730万円、一般財源2,050万円、施工は石垣機工(株))でフィルタープレス式の加圧脱水設備を導入し、余剰汚泥を水分60%以下の脱水ケーキとして処理することにより、コンポスト生産は一定の軌道に乗ったのである。コンポスト施設では好気性発酵による高速堆肥化機械式を採用した。処理工程は次のとおりである。

原料貯留槽に貯留されていた原料(脱水ケーキ)は、コンベアで定期的に混合・破碎機に送られる。ここでは、原料と返送材(発酵を終えた製品堆肥の一部)が、ともに破碎されて細粒化し、混合されて両者の水分が均一にされる(水分調整)。水分調整された原料は、発酵槽へと供給される。発酵槽では、定期的に原料を機械的に攪拌すると同時に、槽下部の多孔板から空気を強制通気して好気性分解を促進する。その際、分解熱により汚泥中の病原菌は死滅する。約11日間の滞留で発酵を完了し、コンポスト製品となって、コンベアで搬出される。栄養素の含有率は、窒素2.15%・リン酸2.02%、カリ0.06%(試料分析)である。製品は特殊肥料(魚かす、米ぬか、じんかい灰及びおでい肥料等)の基準を満たし、東京都の認可を受けて農協などを通じ、周辺農家に供された。

本施設は、平成8年(1996)3月、新し尿処理施設の完成に伴い、し尿処理第1工場・脱臭施



製 品
(袋詰製品20kg入り)



フィルタープレス型加圧脱水設備

設とともに稼働を停止するまで、15年間にわたってコンポスト生産を行ったのである。

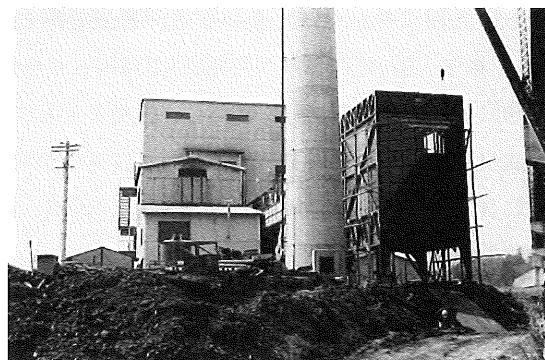
第4節 付帯設備の整備・拡充

すでに述べたように、昭和40年代後半から、人々の目が生活環境に向けられ始めたことに伴い、ごみ処理においても屎尿処理においても、公害防除と資源化に配慮した施設の整備が求められるようになった。既述の粗大ごみ処理施設・湿式連続機械炉・屎尿汚泥コンポスト施設の建設がその社会的要請に応えるものであることはもちろんだが、その他にも、当組合では組合施設にさまざまな付帯設備を整備・拡充した。

1. ごみ処理施設の付帯設備の整備

(1) 清柳園ごみ焼却施設への電気集塵器の設置

昭和48年(1973)3月、清柳園(清瀬市下宿)のキルン式機械炉(清柳園炉、75t/日)に電気集塵器を設置した。同炉は昭和43年の建設であるが、当時はまだ排ガスへの配慮が十分ではなかったため、水噴射装置やマルチサイクロン(排ガスをうず流にして遠心力で微粒子を取除く装置)以外は特段の除塵設備を施していなかった。その後、昭和45年4月に組合施

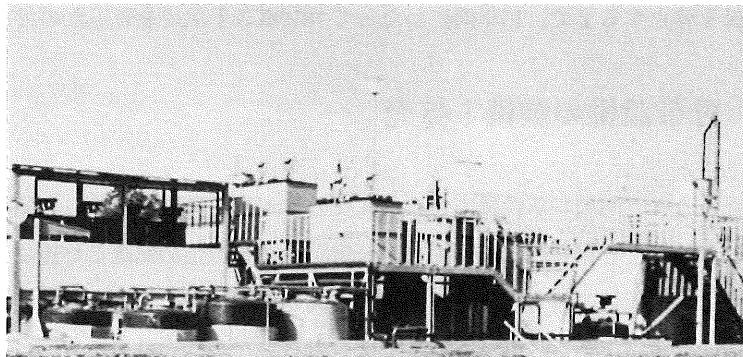


清柳園電気集塵器取り付け風景

設になってからは、燃焼効率が低いうえに騒音の問題もあることから、1日5時間の稼働で25tの処理と規模を縮小し、タクマ炉の補助的な役割を担わせていた。とはいっても、焼却炉である以上、十分に除塵を行うべきであるとの観点から、マルチサイクロンに代ってこの電気集塵器の設置となったのである。総事業費は5,100万円(東京都補助金1,675万円、起債3,400万円、一般財源25万円)、施工は(株)川越築炉である。

(2) 排水処理設備の設置

昭和49年(1974)3月にはタクマ炉の灰汚水(焼却灰を水槽に落し、消火・回収した後の上澄汚水)の処理設備が設置された。同設備は、従来の排水設備の能力を大幅に強化するため新たに別の敷地(出水川の北側)に建設したもので、焼却に伴う灰汚水中の重金属を化学処理で沈殿させ、その処理水は屎尿処理場の活性汚泥槽へ送り込まれる。1日の処理量は50m³である。総事業費は7,000万円(東京都補助金3,500万円、起債3,400万円、一般財源100万円)、施工は東洋電機製造(株)である。



ごみ焼却炉排水処理施設

2. し尿処理施設の付帯設備の整備

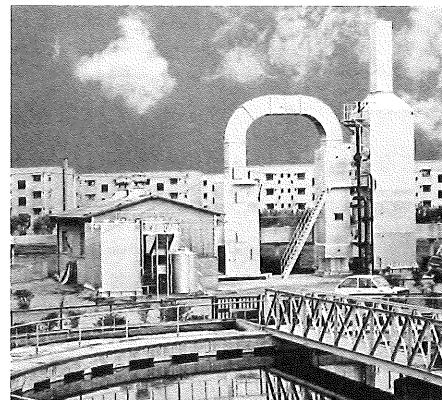
(1) 脱臭装置の設置と増設

し尿処理に常についてまわるのが悪臭の問題である。し尿処理第1工場(昭和40年9月完成)・第2工場(昭和45年3月完成)で採用した三信式高速酸化処理方式では、投入から第2曝気槽にいたる前処理工程を密閉し、排風とともに臭気を脱臭装置に導くことにより、ほぼ完全に脱臭することを計画した。しかし、技術的問題により遺憾ながら完全脱臭は叶わず、周辺地域に臭いがもれ、組合敷地東隣の久留米西団地(昭和44年入居開始)の自治会などから、再三の指摘と陳情を受けた。

これに対応するため、当組合では昭和45年度から新たな脱臭装置について検討を開始し、昭和46年(1971)には東伸化成(株)の酸化触媒と化学吸収剤の組合わせによる脱臭装置(ケニーK式脱臭装置)の採用を決定した。これは、前処理施設・一次処理施設から発生する悪臭を排ガスプロワーで集め、装置内で化学酸化触媒と反応させることによって分解したのちに大気に放出する機構である。施工はし尿処理第3工場の工事と平行して進められ、昭和47年(1972)3月に処理能力410m³/分の装置が完成した。総事業費は4,000万円(東京都補助金2,000万円、起債1,800万円、一般財源200万円)である。

昭和51年(1976)3月には、同脱臭装置の洗浄塔を3本から4本に増設し、滞留時間を長くして、より脱臭効果を高めた。総事業費は2,500万円(東京都補助金988万2,000円、起債1,500万円、一般財源11万8,000円)であった。

また昭和54年(1979)11月には、脱臭廃液処理設備を設置した。水洗塔からの廃水および第1・第2反応塔からの廃液を、最終的には水・食塩・石灰・硫黄などに分解し、無害化する設



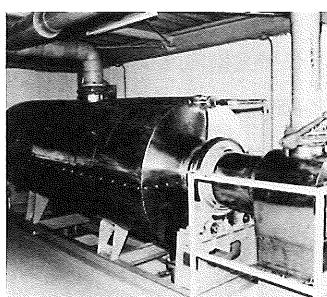
脱臭装置(ケニーK式脱臭装置)

備である。総事業費は1,234万円(起債760万円、一般財源474万円)であった。

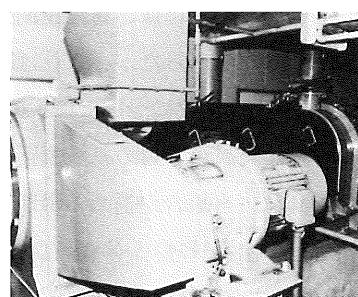
(2) 前処理設備の設置

昭和56年(1981)1月には、前処理設備を設置した。前処理とは、希釀・曝氣・濃縮といったし尿そのものの処理を行う前に、し尿の状態をあらかじめ整える処理のことである。し尿処理においては、何よりもし尿に含まれる異物(布・スタッキング・石・砂など)を破碎・除去することが求められる。

従来の施設では、投入槽に装備されているカッティング・マシンだけが、破碎機能を受け持っていたが、既述(第1章第6節「2. 初期のし尿処理作業」)のように、破碎力が弱いため夾雜物が十分に細分化されず、それらがスカム(浮渣)となって槽の液面上部に溜まったり、底に溜まつた土砂がポンプに詰まつたりした。その除去のため、たびたび装置の運転を止めて、職員がし尿に満ちた槽の中に入り、掃除を行っていたのである。その後、カッティング・マシンに代えてディスインテグレーターを導入し、破碎能力の向上をはかったのであるが、それでもまだ十分ではなかった。そのため、今回の工事では、ドラムスクリーン(回転する円筒形の網で夾雜物を取除く装置)で4mm以上の固形物を取り除き、次にスクリュープレス(筒の中に通つたら線状の羽根板で夾雜物を押し固める装置)を設置して、夾雜物の破碎・脱水・除去をより確実なものとした。これにより、貯留槽への異物の流入は少なくなり、スカム等の発生も無くなつた。総事業費は7,000万円(東京都補助金700万円、起債5,600万円、一般財源700万円)、施工は株積水鐘紡エンバイメントである。



ドラムスクリーン



スクリュープレス

第5節 環境整備事業の推移

1. テニスコート、バレーコートの設置

昭和48年(1973)7月、環境整備事業の一環として、テニスコート2面・バレーコート1面をオープンした。野球場(昭和41年)・プール(昭和46年)に続く3番目の体育施設であり、かねてから地元からの要望も高いものであった。場所は、焼却場とは道路をはさんだ組合敷地の西南端、出水川沿いの2,596m²である。総事業費は750万円(起債400万円、一般財源350万円)、施工は株興亜土木であった。

I 通 史

その後の使用状況をみていくと、テニスコート使用の要望が明らかに高いところから、昭和51年(1976)には、バレーコートをテニスコート1面と練習板1基に改造し、テニスコートを3面とした。

2. 環境整備課の設置

周辺環境の整備と各種施設の設置は、昭和39年(1964)のし尿処理場建設問題のとき以来、当組合が一方の課題としてきたものであった。新焼却炉の建設、し尿処理場第2・第3工場の増設とごみ処理・し尿処理に関する時々の緊急の問題への対応に追われる事情があったとはいえ、この課題は着実に進めていかなければならなかった。

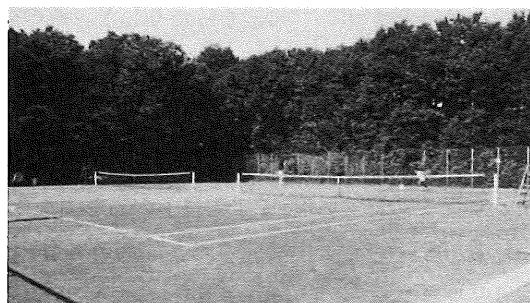
昭和51年(1976)2月には体育館・自然公園の建設等を骨子とする環境整備計画案を

作成し、52年3月には環境整備基金条例を制定して、次なる環境整備事業の具体化に取り組むこととした。昭和53年9月には、周辺住民へのアンケートを実施した。その結果、最も要望が高いのは「温水プール」であったが、これは昭和61年3月に柳泉園温水プールとして結実することになる(「温水プール」建設については、第4章第5節参照)。

昭和54年(1979)4月、事務局の組織改正に際して環境整備課を新設し、課長以下4名の職員を配置した。同課は、当組合が進める環境整備事業の実務担当として、園内美観保持(園内清掃、花壇植樹管理、山林管理)、体育施設管理(既設施設の管理)、環境整備(厚生等の施設の整備拡充)を職掌することになった。



テニスコート予定地



テニス及びバレーコート(昭和48年7月)

第6節 組織改編と事務局の整備

1. 管理者の交代

昭和50年(1975)1月、東久留米市の藤井顯孝市長は市政上の都合から辞任し、当組合第3代管理者の職(昭和44年3月から在任)も離れた。同年3月に行われた市長選挙では、石塚政寿氏が当選し、同月、当組合の第4代管理者に就任した。副管理者は、木部正雄田無市長(昭和44年5月から在任)、内藤利紀保谷市長(昭和44年1月から在任)、渋谷邦藏清瀬市長(昭和45年4月から在任)がいずれも留任した。

石塚氏は、柳泉園組合の地元である東久留米市下里の出身で、長く町議(のち市議)を務め、

し尿処理場問題のときには反対闘争の先頭に立った方である。当組合をよく知る石塚管理者のもとで、当組合は湿式連続機械炉(ごみ処理第1工場)を完成させ、し尿汚泥のコンポスト化への道を歩んだ。

昭和53年(1978)10月、石塚氏は東久留米市長を辞任し、同時に当組合第4代管理者の職も離れた。これを受け同年12月、木部正雄田無市長が第5代管理者に就任した。木部氏は、田無町(昭和42年1月より田無市)助役時代に当組合の初代事務局長を務め(昭和38年4月～昭和44年3月在任)、昭和44年5月の田無市長当選以来、当組合の副管理者を務めるなど、一貫して当組合とともに歩んでこられた方である。副管理者は、都丸哲也保谷市長(昭和52年1月から在任)、渋谷邦蔵清瀬市長(昭和45年4月から在任)が留任し、東久留米市からは市長に当選した伊藤孝次郎氏が新しく就任した。

2. 助役制の変更と事務局の明確化

昭和54年(1979)8月、当組合は規約の一部を変更し、専任助役制の導入と事務局の位置づけの明確化を行った(8月3日申請、同月13日許可)。

助役制は、管理者の事務を補佐する特別職として昭和44年(1969)11月に導入された。また、そのとき、助役は「関係市町の助役のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任する」(規約第10条第4項)ものとされた。これにより、初代の助役には町田吉男久留米町(昭和45年10月からは東久留米市)助役が(昭和44年12月～50年1月在任)、また第2代助役には松本駿作東久留米市助役が(昭和50年10月～53年11月在任)、それぞれ市助役と兼任の形で務めてきた。しかし、その後、当組合の事業規模は年々拡大され、対外交渉等の仕事も増えてきたため、専門的知識を有する専任助役を設置する必要が出てきたのである。

専任制による初代の助役には、当組合の小林敏郎事務局長(昭和44年7月から在任)が選任され、昭和54年10月に就任した。こののち小林助役は、平成3年(1991)9月に退職するまで、12年間の長きにわたって在任した。

一方、事務局の位置づけの明確化とは、規約上の文章整理である。すなわち、従来の規約では「組合に書記若干人を置く」(第9条第2項)となっていたのを、「組合に事務局を置く」(変更規約第9条第2項)と変更し、位置づけを明確にしたわけである。なお、この時点での事務局組織は、4課1室6係となっており、職員数は65名であった。

第4章 ごみ処理の新展開 昭和56年～昭和63年

第1節 概 説

昭和50年代後半から60年代の前半の時期、当組合のごみ処理・し尿処理の事業には、1つの変化が訪れた。それは、し尿の減少とごみの増加によってもたらされたものである。

し尿は、下水道の普及に伴い、昭和48～53年の11万㎘台(/年)をピークとして、その後54～57年には10万㎘台、58年には9万㎘台、59～60年には7万㎘台、61年には6万㎘台、昭和62～63年には5万㎘台と、大幅に減少していった。これに伴って、当組合では昭和54年(1979)10月からはし尿処理第3工場(100㎘/日)の運転を休止し、昭和59年2月からはし尿処理第2工場(100㎘/日)も休止して、第1工場(200㎘/日)だけで処理することになった。し尿処理が緊急に対応しなければならない時代は去ったのである。

これに対して、ごみは大きく言って昭和50年代前半の8万t台(/年)、50年代後半の9万t台、そして昭和60年代の10万t台と、まさにピークに向かって増え続けたのである(当組合への搬入量のピークは、平成3年の約11万2,000tである)。しかも、ごみ処理事業には、増大する量への対応のみならず、多様化する質への対応や、環境保全に対する対応、さらに人々の環境意識への対応という、いくつもの課題が重なっていた。

なかでも、ごみの増大と多様化がもたらした大きな問題の1つが、ごみの「最終処分」の問題であった。すなわち、焼却残灰・不燃物をどこに捨てるかの問題である。ごみの総量がまだ少なかった昭和40年代半ばまでは問題にならなかった最終処分地の確保が、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、自治体の清掃行政の最大の課題の1つとして浮上したのである。当組合においても、この時期には、最終処分地を求めて近隣諸県を懸命に飛び回り、西多摩郡羽村町の砂利穴を借り受けた。しかし、昭和50年代初頭には、いわゆる「砂利穴」問題が喚起された。当組合を構成する4市もこれに関わり、さまざまな経緯ののち、砂利穴への投棄は断念した。その後は、埼玉県・山梨県・栃木県・茨城県などの土地を次々に借り受けて、処分地の確保につとめた。この苦労は、当組合を構成する4市も加わって設立された東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合(昭和55年11月1日設立)が、西多摩郡日の出町谷戸沢の広域処分場の供用を開始する昭和59年(1984)4月まで続いたのである。

昭和61年(1986)4月には、ごみ処理第2工場(240t/日、120t×2基)を完成、稼働した。タクマ炉(昭和44年稼働)の老朽化と増大するごみ量に対応しての建設であったが、建設計画の過程では、以前に取り交わした約束との相違を住民から指摘され、この対応に努めるという出来事もあった。同工場の完成に伴いタクマ炉(300t/日)および清柳園炉(75t/日)は稼働を停止したため、この時点での当組合のごみ焼却能力は、ごみ処理第1工場(湿式連続機械炉を昭和58

年3月に改造)の150t/日と合わせて、390t/日となった。

また、同じ昭和61年(1986)4月には、第2工場の余熱(蒸気)を熱源とする温水プール(柳泉園温水プール)をオープンした。当組合の環境整備への姿勢と、地元住民の思いが一致しての建設であった。

第2節 ごみの最終処分問題の推移

1. 最終処分問題の浮上

既にふれたように、高度経済成長の時代(昭和30年代後半から40年代)の日本には、歴史上かつてない“消費社会”が現出した。それは豊かでモノが溢れる社会であり、そこでは使い捨ててもよしとするような風潮さえ生まれた。そして、それによって、大きなごみ(粗大ごみ)や燃えないごみ(不燃ごみ)、あるいは燃やすのが適当でないごみ(焼却不適ごみ)など多種多様なごみが大量に排出されるようになり、それへの対応がごみ処理における新たな課題となった。前章で述べた粗大ごみ処理施設(昭和50年)や湿式連続機械炉(昭和51年)の建設などは、その対応の現れであった。

このような状況のなかから、昭和40年代中頃には、ごみ処理において避けることのできない新たな問題が発生してきた。すなわち、ごみの最終処分(終末処理)の問題である。

当組合が設立され、最初の焼却炉(バッチ式固定炉)を建設した昭和30年代半ばには、一般に「焼却することがごみの最終処分そのもの」であると考えられていた。もちろん、焼却とは本来、大量のものを少量のものにすることであって、焼却すれば当然、焼却残灰が出るわけである。しかし、その残灰はもとのごみの量の1割程度であり、また粗大ごみや不燃物も当時はまだごく少量だったので、ともに組合敷地内に処分する程度であった。そこで一般的には、焼却後の(あるいは搬入後の)ことはさほど心配する必要がなかったわけである。

しかし、そこに消費社会が到来した。加えて、当組合を構成する3町(市)では人口急増も伴っていた。昭和36年(1961)に約10万3,000人だった3町の総人口は、清瀬町(市)が組合に加入した昭和45年には約26万8,000人になり、同じく昭和36年に約1万tだった年間のごみ搬入量は、昭和45年には約4万8,000tになった。この間、人口は2.6倍に増え、ごみは実に5倍近くに増え、さらにどちらも増え続けていた。この状態になったとき、残灰や粗大ごみ、不燃物の処分が改めて問題となったのである。例えば、昭和45年のごみ搬入量約4万8,000tの内訳は、可燃ごみ3万8,000t、不燃・粗大ごみ1万tである。これに対して、焼却後の残灰はおよそ5,000t、不燃・粗大ごみのうち資源として回収した分を除いた分はおよそ8,000tで、合計1万3,000tになる。この量は、敷地内で処理できるような量ではなく、しかもこの後、さらに増えることが予想された。これらを何らかの方法で組織的に処分していくこと、これが「最終処分」なのである(これに対して、焼却場が行う最終処分以前の作業、すなわち焼却や粗大ごみの破碎、不燃物の選別などの作業は、収集と最終処分の間に挟まるという意味で、「中間処理」と呼

ばれることになる)。

こうして、昭和40年代の半ば、ごみの最終処分の問題が浮上し、当組合では、以後十数年にわたり、これへの対応にも追われることになった。

2. 砂利穴問題の推移

(1) 羽村町・瑞穂町の砂利穴

ごみの最終処分問題は、ひとり当組合だけの(すなわち田無市・保谷市・東久留米市・清瀬市だけの)問題ではなく、当時の三多摩地域のほとんどすべての各市町村が直面していた問題であった。

地方自治法からは、ごみ処理については、収集から最終処分までのすべてが地方公共団体の公共事務(固有事務)であるとされる(同法第2条第3項)。したがって各市町村(または当組合のような一部事務組合)はそれぞれ、埋立のための最終処分地を自前で調達しなければならなかつたのであるが、しかしそれには大きな難題があった。ごみの最終処分の方法は基本的には「埋立」しかない。その埋立にも湿式埋立(海岸部の埋立)と乾式埋立(内陸部の埋立)があるが、いうまでもなく内陸部の三多摩地域では、処分地確保が比較的容易な海岸埋立は難しく、山間などに用地を求めるほかはないのである。しかし、昭和40年代半ばの時点では多少の偏差はあるにせよ、全体として都市化しつつあった各市町村にとって、相当な広さを必要とする処分地を自区内に確保することは既に困難であった。

そこで、この時期、各市町村は申し合わせたように、近隣の地域に適当な処分地を探し始めたのであるが、その際、恰好の処分地として注目を集めたのが、西多摩郡の多摩川流域、とりわけ羽村町・瑞穂町に散在する「砂利穴」であった。

砂利穴とは、建設資材用に砂利を採掘したあとに残された穴のことである。東京オリンピック(昭和39年)を挟む昭和30年代後半から40年代の前半にかけては、東名高速道・首都高速道・東海道新幹線等の公共工事やホテル等の建築が相次いだ。高度経済成長の時代とは建設の時代でもあった。そのとき、資材として河川の砂利が大量に採取された。昭和43年(1968)5月に砂利採取法が改正されて1級河川での採取が禁止されると、採取は内陸部へと向かい、その結果、羽村町・瑞穂町のそこかしこに巨大な砂利穴が残されることになった。これらは本来、採取者が埋め戻すべきものだったが、多くはそのまま放置されていたのである。

当組合が、その砂利穴を処分地として確保するため、羽村町役場および地主と接触を開始したのは、昭和45年(1970)9月のことである。その後、何度かの交渉を経て、昭和46年4月から砂利穴2か所、計約2万5,000m³(7,700坪)処分地として借り受けた。契約期間は5年で、これで少なくとも昭和51年度までは、最終処分地の心配はなくなったわけである。

(2) 砂利穴問題と当組合関係4市の動向

① 廃棄物終末処理対策協議会の設立

昭和40年代の後半、羽村町・瑞穂町の町中は、三多摩各市町が委託した業者のトラックがご

みを満載して、ひきもきらずに往来していた。各市町がごみの最終処分地として借り受けた両町の砂利穴は、昭和47年(1972)頃には合計で約40万m³にも及ぶようになっていた。しかし数年にわたるごみ投入の結果、砂利穴からは、悪臭が漂い、ハエやカが発生し、時として火災が起きるなど、さまざまな公害が発生するようになり、また土壤の汚染なども懸念される状況となって、地元住民の間に不安と憤りが高まっていた。

この事態を重視した市町村清掃協議会(東京都三多摩地域の32市町村で構成)は、昭和47年(1972)9月、砂利穴問題の専門委員会として終末処分地対策委員会を設置して調査を行い、翌48年7月には同委員会を改組して、「廃棄物終末処理対策協議会」(以下「廃終協」という。会長・後藤喜八郎武藏野市長)を設立した。同対策協議会は、羽村・瑞穂両町の砂利穴へのごみ投入に直接関係する20市2町で組織するもので、砂利穴からの公害発生の防除や搬入業者の監督、さらに不法投棄の監視などを通じて、地元住民の不安や不満を払拭し、処分地運営を円滑に進めることを目的とする、いわば現地対策本部である。当組合を構成する4市も当然加わっており、木部正雄田無市長(当組合副管理者)は副会長に選任された。構成市町は次のとおり。

八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、羽村町、瑞穂町(翌年、日野市が加わり21市2町となる)

廃終協では、補償対策、埋戻し用残土の確保、搬入量調査、水質汚濁調査などさまざまな事業を行ったが、なかで最も大がかりなものといえば昭和48年(1973)から51年まで、毎年3日ずつ実施した一斉消毒であろう。例えば昭和48年7月20日の一斉消毒は、「各関係市市長が臨場するなかで、各市部課長を先頭に廃棄物処理業者を加え総勢200人を超える動員と消毒車両44台を稼働させる」(『東京都市廃棄物処分地管理組合史』)という大規模なものであった。これには、当組合を構成する4市職員および当組合職員も参加し、消毒や清掃に努めた。

しかし、廃終協がさまざまな努力を傾けたにもかかわらず、砂利穴の状態は全体として好転せず、不法投棄のトラックも後を絶たなかった。事態が改善されないことに地元は不満を募らせ、昭和50年(1975)8月には、羽村・瑞穂の両町長および両議會議長から関係21市の市長および市議會議長にあてて、「ゴミの終末処分にかかる被害に対する代償要求について」文書が提出され、代償金約37億3,400万円が要求された。また、その直後の50年9月には、両町の住民が現場に座り込んで不法投棄のトラックを阻止する事態となった。これを受け、廃終協では砂利穴へのトラック搬入を一時停止し、同年10月7日から13日にかけて、ブロック別に悪質な業者を監視する体制をとった。田無市・保谷市・東久留米市・清瀬市の4市と東村山市および柳泉園組合は第2ブロックを担当し、10月8日夜から9日にかけて、職員を動員して監視を行った。

② 「不動産仮処分命令」申請と砂利穴の断念

昭和51年(1976)に入り、上記の代償要求について廃終協と羽村・瑞穂両町の折衝が続けられ

たが、なかなか合意に達せず、交渉は難航した。廃終協の対応を不満とした羽村・瑞穂両町は同年4月14日、廃終協を脱会した。そして、続く同年4月28日には、両町の住民は、東京地方裁判所八王子支部に対して、「不動産仮処分命令」の申請を行った。これは、両町の住民20名を債権者、砂利穴に関係する廃終協の19市の市長および56業者他を債務者とし、土地に対する債務者の占有解除、廃棄物の投棄禁止などを目指すものだった(21市のうち、青梅市と福生市は地元なので債務者から除外された)。

こうして、羽村町・瑞穂町の砂利穴の問題は、ついに裁判に持ち込まれることになったが、裁判所による審尋の過程で、19市はそれぞれの事情と判断により、それぞれの対応をしていくことになった。同年7月8日までに、調布市・国分寺市・狛江市・八王子市・府中市・武蔵村山市の6市が、“以後は羽村町・瑞穂町の処分地にはごみを投棄しない”との条件で債権者と和解し、廃終協を脱会した。

廃終協に残った13市は、同年7月3日、羽村町・瑞穂町の処分地の管理のための一部事務組合「廃棄物処分地管理組合」(仮称)の準備委員会を設立し、今後も両町内において処分地を何とか確保するべく、ひきつづき債権者との折衝にあたることとした。しかし、このとき既に当組合を構成する4市とその他の9市とでは、やや考え方には相違があった。前述のように、柳泉園組合が昭和46年4月から借り受けていた羽村町の砂利穴は、この昭和51年に契約完了となる。そのため、当組合では既に昭和50年以前から、次の最終処分地を求めて埼玉県内の市町村内の土地をいくつも回って打診を重ねてきており、それなりの感触もつかんでいた。羽村町・瑞穂町の住民の反発もあり、一方で当組合が借り受けていた砂利穴へ、他のごみ等が搬入されていたという状況もあって責任がもてない、ということから、撤退することにしたのである。

このような理由から、当組合を構成する4市は、これ以上は羽村町の砂利穴へごみを投棄しない方針を固め、昭和51年(1976)7月19日、上記の廃棄物処分地管理組合(仮称)準備委員会を脱会する旨、意志表明したのである。そして、7月26日に、公害の防止、覆土の方法、道路の清掃などを条件に債権者と準備委員会が合意に達し、和解が成立するのを待って、8月7日、同準備委員会を正式に脱会した。これ以後、当組合では、昭和59年4月に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合(昭和55年設立。4市もこれに加入)が日の出町谷戸沢の広域処分場の埋立を開始するまで、近隣地域においていくつもの最終処分場を自力で確保していくことになる(次節参照)。

なお、準備委員会に残った9市(立川市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国立市、東大和市)は、和解成立後の昭和51年(1976)10月15日に東京都市廃棄物処分地管理組合を設立し、新たな体制で羽村町での処分地運営を行っていく(その母体となった廃棄物終末処理対策協議会[廃終協]は、昭和52年4月、文中に記した約37億円余の代償金問題について、約3億円で両町と協定を締結後、解散した)。同組合は、組合を構成する9市が上の東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合に加入したことから、谷戸沢広域処分場開場後の昭和59年9月に解散した。

3. 処分地の変遷

昭和51年(1976)8月、羽村町の砂利穴へのごみ投棄を断念した当組合は、早急に次の最終処分場を確保しなければならなかった。もとより、当組合は羽村町の砂利穴が永続的に使用できるとは考えていなかったので、前述のように、既に昭和50年までに主として埼玉県内の市町村を回って用地の確保に努めた。具体的には所沢市、東松山市、嵐山町、小川町、鳩山町、滑川町、都幾川村、玉川村その他である。

このうち、所沢市に所在する土地について、昭和51年(1976)12月に地主と合意に達し、昭和52年1月から投入を開始した。ここで、処分地の状況と作業について記せば次のとおりである。

借り上げた土地は、約1万4,000m²の採土跡地であった。このうち、埋立に使用したのは約4,800m²である。ここにブルドーザー3台、土砂用運搬車1台、消毒車1台、道路用洗浄車1台を常駐させ、ダンプトラック2台で搬入されるごみを埋立て、整理した。埋立方式は、ごみの転圧・覆土・消毒を反復して行うサンドイッチ方式である。これら場内整理は業者に委託したが、管理責任者である当組合からは職員を隨時派遣し、車両の出入、場内整理を監督指導した。夜間は、監視小屋に作業員を住み込ませて、監視にあたった。1日の埋立量は約70t(42m³)、1年間では約2万1,000t(1万2,600m³)であった。その後の処分地においても、場所によって多少の規模の違いはある、作業と管理は、およそ以上のような形で行われたのである。

所沢処分地での埋立開始と並行して、当組合では昭和52年(1977)3月、上記のような最終処分地の確保・管理を組合で行う共同事務の1つとして規約に盛り込んだ(3月10日規約の一部変更申請、3月23日許可)。これにより、当組合が行う共同事務は次のようになった。変更規約第3条を下に掲げる(下線を施した第3号が新しく加えた事務である)。

第3条 この組合は、次に掲げる事項を共同で処理する。

- (1) ごみ焼却場建設及び経営に関する事務
- (2) し尿処理場建設及び経営に関する事務
- (3) 廃棄物処分地の設置及び管理に関する事務
- (4) この組合が所有する敷地内における厚生等に関する施設の建設及び経営に関する事務

所沢処分地は、昭和52年(1977)1月から埋立を開始し、昭和55年10月に埋立を完了した。以後、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が日の出町谷戸沢の処分場を開場する昭和59年4月までの3年6か月間に、当組合はごみの最終処分地として次の各地を使用した。

昭和55年(1980)10月からは、焼却残灰は山梨県、不燃物は栃木県を使用した。その後、焼却残灰については、山梨県を昭和56年4月から59年4月まで使用した。この間、不燃物は、昭和56年4月からは茨城県、56年10月からは埼玉県、昭和57年7月から59年4月までは茨城県等を使用した。

I 通 史

もちろん、前もって視察は行ったものの処分地として不適当であると判断した場所や、交渉は行ったが不調に終わった場所などは、上記に倍する数であり、その情報収集や視察が事務局の重要な仕事の1つであった。昭和53年(1978)には、当組合が昭和51年から折衝を続けてきた埼玉県比企郡吉見町の採土(砂)跡地の利用について、前項で述べた東京都市廃棄物処分地管理組合(立川市・武蔵野市など9市で設立)と共同で処理する話も持ち上がり、相当煮詰まった話し合いにまで進んだが、主として地元の事情から、断念したこと也有った。その他、資料と元事務局職員からの聞き取り調査によれば、埼玉県長瀬町・同皆野町・同三芳町、千葉県野田市、茨城県岩井市・同大穂町(現・つくば市)、さらには栃木県・群馬県にまで出かけたということである。

なお、ごみ処理とは別になるが、処分地の関連として、し尿汚泥コンポスト施設が完成(昭和56年3月)する以前の昭和52年から54年にかけて、浄化・脱水されて固形化した余剰汚泥(第二次汚泥)は、埼玉県内の数ヶ所及び群馬県・茨城県において処分された。

4. 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合と谷戸沢処分場

(1) 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合への4市の加入

三多摩地域におけるごみの最終処分問題は、昭和53年以降、大きな進展をとげる。昭和51年(1976)の砂利穴問題では各市町の足並みが揃わなかったものの、三多摩地域の各市町村のごみ処分の実情に照らせば、超広域的な最終処分場の必要性はいまや明らかとなっていたからである。

昭和53年(1978)7月26日には、最終処分場問題について東京都と市町村とが協議・調整を行う場として「三多摩地域廃棄物最終処分場対策協議会」が設置され、同日、東京都市町村連絡協議会内に「廃棄物広域最終処分場対策委員会」が設置された。対策委員会において1年にわたる調整が続けられた結果、翌54年10月には、広域的処分について各市町村の基本的な合意が成立した。新たに発足する組織には三多摩地域の全32市町村が参加するものとして、対策協議会において調整が行われたが、結局、秋川市・五日市町・日の出町・奥多摩町・檜原村が参加を見合せた。

昭和55年(1980)11月1日、三多摩地域の25市2町は一部事務組合「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を設立した。総人口約322万人に及ぶ巨大な組合である。初代管理者には、当組合管理者(昭和53年12月から在任)でもある木部正雄田無市長が選任された。同処分組合を構成する25市2町(平成3年、羽村の市制施行により26市1町)は次のとおりである。

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、保谷市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、多摩市、稲城市、羽村町、瑞穂町

当組合を構成する4市もこれに加入することを受けて、当組合では昭和55年10月、組合が共同処理する事務のうちから、第3条第3号を削除する規約変更を行った(10月22日申請、11月

1日許可)。この第3号「廃棄物処分地の設置及び管理に関する事務」は、前回変更(昭和52年3月)において、組合が独自に最終有処分地を設置するために新たに加えたものであるが、広域処分組合が広域処分場を設置すべく活動を開始したところから、独自に処分場を確保する必要がなくなったため、この変更措置を行ったのである。とはいえ、谷戸沢処分場が開場されるまでの4年近くもの間、処分地確保に奔走したことは前述のとおりであるが、この間、当組合の規約では、次の様に附則を設けて事業を進めたのである。

附則(昭和55年11月1日許可)

2 この規約による変更後の柳泉園組合規約第3条に規定する事項のほか、昭和56年度までに設置する最終処分場の設置及び管理に関する事務については、この組合が処理する。

(2) 谷戸沢処分場の埋立開始と規約変更

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合は、西多摩郡日の出町地内に新たに広域処分場を建設すべく、地元との折衝を開始し、昭和56年(1981)12月に日の出町と設置協定を結んで建設は本決まりとなった。翌57年7月に同町谷戸沢地区に広域処分場の建設を開始、昭和59年4月1日に「谷戸沢廃棄物広域処分場」として開場、埋め立てを開始した。同処分場は用地面積45.3ha、うち埋立地面積は22haで、構成団体である25市2町の一般廃棄物で焼却や破碎処理を施したもの(すなわち、中間処理を施したごみ)を受け入れ、埋め立てを行うものである。

当組合の焼却施設・粗大ごみ処理施設で焼却、破碎したごみは、毎日、10tトラックで19台程度を谷戸沢処分場に運搬することになった。そこで、これに関連して昭和59年(1984)3月、ごみ運搬の事務を規約上に明文化し、併せて条文を整文化する規約変更を行った(3月29日申請、4月1日許可)。変更規約の条文を下に掲げる。下線を施した(3)が、今回、新たに加わった事務であり、その他の内容は従来のままで、わずかに文言を整えただけである。これが、現行規約条文となっている。



谷戸沢廃棄物広域処分場

(組合の共同処理する事務)

第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。
- (2) し尿処理施設の設置及び運営に関すること。

- (3) 廃棄物の、処理施設から最終処分場までの運搬に関すること。
- (4) この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の設置及び運営に関すること。

こうして、当組合においては、昭和40年代半ばから15年近くに及んだ、ごみの最終処分地の情報収集、視察、折衝、賃借、運営の事務から解放されたのである。

なお、その後、谷戸沢廃棄物広域処分場は平成10年(1998)4月、14年間に及ぶ埋立てを終了した。引き続き同年4月からは、同じ日の出町内に「二ツ塚廃棄物広域処分場」(用地面積約59.1ha、埋立面積18.4ha)が供用を開始し、16年間使用の予定で、現在、埋立てが進行中である。



ニツ塚廃棄物広域処分場

第3節 ごみ処理第2工場の建設

1. 建設の背景と計画の基本方針

昭和56年(1981)頃になると、連続式機械炉(タクマ炉、昭和44年8月稼働)が、建設後12年を経て老朽化し、加えてごみ質の変化や多様化などもあって、処理能力に低下をきたすようになった。当時、当組合のごみ処理施設は、タクマ炉(300t/日)、湿式連続機械炉(昭和51年3月稼働。150t/日)およびキルン式機械炉(清柳園炉、昭和43年3月稼働。75t/日)の3施設で、総計525t/日の処理能力であった。しかしこれは公称能力であって、既に昭和50年頃の段階で、タクマ炉は240t/日に、また清柳園炉は60t/日程度の予備炉として使われたので、実質は合計390t/日程度であった。その後、タクマ炉の能力は180t~200t/日にまで低下し、実質能力はさらに下がっていった。一方、搬入されるごみの量は昭和50年の約8万tから昭和56年には約8万8,000tと増えつづけており、このままでいくと昭和59年度には9万tを超える、現行の処理体制では全量焼却処理が困難になることが予想される事態となった。

これにより当組合では、昭和56年(1981)6月から、新しいごみ処理施設の建設に取り組むことになった。同年7月から清掃施設8か所(石川県金沢市・京都市・神戸市・広島県呉市および神奈川県内、東京都内)の視察研修を行い、またプラントメーカー6社による説明会などを実施して検討を行ったのち、同年10月には「ごみ処理施設建設の基本計画書(案)」、次いで同年12月には「柳泉園組合ごみ処理施設(建替)工事計画概要書」を作成した。これらにおいて当組合では、中間処理における安全化・安定化・減容化の手段としては現状では焼却処理が最も一般的であることを踏まえ、新施設は焼却施設とすることを前提としたうえで、次の計画概要を示

した。

- (1) 工事名称 柳泉園組合ごみ処理施設(建替)工事
- (2) 建設場所 現有ごみ焼却施設の北側用地 約6,000m²
- (3) 施設規模 300t/日 (150t × 2炉)
- (4) 工期 昭和57～59年度(予定) 3カ年継続事業
(施設規模と工期は、のちに「240t/日」「昭和58～60年度」に変更された)

また「概要書」は、建設にあたっての基本方針(①周辺地域の環境整備、②公害防止対策、③資源・エネルギーの有効利用、④建設費の節減、⑤埋立跡地の活用、⑥周辺環境との調和、⑦運転管理の安全性他)を示した。以下に、①②③⑤⑥を引用する。

① 周辺環境整備

周辺地域の環境整備として、公害防止対策に万全を期すのはもちろん、余熱利用により温水プールその他施設への熱供給を行います。また、機能的、美観的にも周辺環境との調和をはかることとします。

② 公害防止対策

公害防止対策として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等について万全の対策を行います。また、将来予想される公害規制の強化についても十分対応できるよう配慮して計画を行います。

③ 資源エネルギーの有効利用

資源・エネルギーの有効利用として、余熱利用の積極的な活用をはかり、給湯、暖房、温水プールその他施設への熱供給、およびごみ発電による当組合の施設への電力供給を行うこととします。なお、このごみ発電により当組合のごみ処理およびし尿処理に必要な電力をまかない経費の節減をはかります。

⑤ 埋立跡地の活用

建替施設は、現有施設の北側用地を予定しています。この建設場所は埋立跡地であり、基礎構造等には十分な配慮を行うことによって跡地の活用をはかります。

⑥ 周辺環境との調和

建替施設は、敷地の有効利用を行って、合理的、明快な全体位置計画および動線計画とし、美観的にも十分に配慮して周辺環境との調和をはかることとします。また、建築物は設備機器類をすべて建屋内に収容する全建屋方式とし、周辺は造園、植樹を十分に行うこととします。

当組合ではこの基本方針のもと、新焼却施設建設に向けて一連の手続きを開始した。

2. 周辺住民への対応と協定書締結

(1) 問題の指摘と建設設計画への反対表明

ここで、機種選定と建設経過を述べる前に、新焼却施設建設にあたって周辺住民との間に惹

I 通　　史

起された問題と、それへの対応について記す。

昭和56年(1981)当時、当組合周辺には地元住民が組織する7つの自治会があった。東久留米市の区域では下里自治会・柳窪自治会・久留米西団地自治会の3自治会、東村山市の区域では恩多東自治会・恩多自治会(川東組)・久米川グリーンランド自治会・恩多一丁目工業団地自治会の4自治会である。さらに東村山地域には、横断的組織として東村山市と地元住民で組織する「柳泉園施設対策東村山協議会」(野崎紋三会長)があった。

当組合では昭和57年(1982)の年明け早々から、柳泉園施設対策東村山協議会および7自治会に対し、上記「計画概要書」を提示して同意申請を行い、また計画説明会を開催した。ごみ処理施設建設に際して国に補助金申請を行うためには周辺住民の同意書の添付が必要であるが、そうでなくとも、し尿処理場建設問題(昭和37~39年)以来、周辺住民の理解の上に立って諸事業を進めるべく努力してきた当組合にとって、施設建設の主旨を周辺住民に十分に説明し、その同意を得ることは、何よりも優先されるべきことと考えられたからである。

これらのうち、東久留米市管内の3自治会においては、温水プールの同時開設等(久留米西団地自治会)や公害防止・環境整備(柳窪自治会)などの条件付きで、昭和57年(1982)3月までに同意を得た(久留米西団地自治会とは、同意にあたり、プール開設・環境整備・建設に関する情報提供などを内容とする「覚書」を昭和57年2月8日に取り交わした)。

しかし、東村山市管内の上記協議会と自治会において、重大な問題が提起された。新施設が東村山市の行政区域内に建設予定であることが、昭和49年(1974)に柳泉園施設対策東村山協議会と柳泉園組合の間で取り交わした約束事項に違反する、との指摘である。このことについて、以下に説明する。

昭和49年(1974)春、当組合では排水処理設備を設置した(第3章第4節「付帯設備の整備・拡充」参照)が、その際、その設置場所は余地の関係から、当組合敷地内ではあるが東村山市の行政区域内とすることにした(当組合敷地内には、東久留米・東村山両市の市境が通っており、出水川と工業団地にはさまれた当組合敷地内北側の一角は、東村山市の行政区域である)。そのため当組合では、東村山市に対して都市計画の変更を依頼するとともに、昭和49年5月1日には柳泉園施設対策東村山協議会に対して計画説明会を開いて、近隣関係者の利害等に直接関係する事項についての説明を行った。

これに対して同施設対策協議会では、同年5月18日付で柳泉園組合・藤井顯孝管理者あて「柳泉園ごみ焼却場廃水処理施設計画に関する申入について」を提出した。これには、ゴミ集積場の移設、道路の拡幅、官民境界の明確化、防犯灯の設置など、17項目にわたる要望事項が述べられていたが、その第11番目が今回、問題とされた項目である。その部分を全文引用する。

- 11、東村山市行政区域内には、ごみ焼却場及びし尿処理場関連施設は、今計画施設(廃水処理施設、廃煙処理施設)以外、別図斜線区域以外に絶対、作ってはならない。又、これらの施設について二次公害を起こしてはならない。

この施設対策協議会の「申入」に対し、当組合では同年5月24日付で「柳泉園ごみ焼却場廃水処理施設に関する申入れの回答について」(49柳泉発第88号)を提出し、各項目にわたって逐一回答を行った。その11番目の項目についての回答は次のとおりである。

11. 要望(1)について

要望どおり履行いたします。

この回答について同施設対策協議会は、同6月1日付「柳泉園ごみ焼却場廃水処理施設計画に関する申し入れ回答の再確認について」において、「11. 申し入れ及び回答(1)について絶対作らないと約束したと理解した」と述べ、これを受けた当組合は同年6月4日付の「柳泉園ごみ焼却場廃水処理施設計画に関する再確認事項の回答について」(49柳泉発94号)において、清掃施設および同付帯設備については「設置する計画はありません」(「申入」10に対する回答の文面)。

11.においては、「施設増設については前項のとおりです」と述べて、この10での回答を追認している)と回答した。

これらの応答を踏まえて、同年9月2日に、当組合と東村山市との間で締結した都市計画変更に関する「協定書」の第2条には、次の文面が盛り込まれた。

(区域指定)

第2条 甲(注:柳泉園組合)が柳泉園施設対策東村山協議会(会長野崎紋三)に約束確認したことについて、甲は履行するものとする。

これにより、昭和49年の時点で、以後は東村山市の行政区域内に施設は建設しないということが確認されたわけである。

昭和57年(1982)の新処理施設建設計画の同意申請に際して、柳泉園施設対策東村山協議会が指摘したのは、この約束事項のことであった。同施設対策協議会では、昭和57年4月1日付の柳泉園組合あて「柳泉園ごみ処理施設建替計画に関する申入れについて」において、「（かえり）省みるに、去る昭和49年廃水処理施設計画の際、当協議会と柳泉園組合(当時、藤井顕孝管理者)との間でとり交わした17項目の約束事項があることは周知のとおりである。しかるに、今回の計画は第11項目の事項に明記されている、東村山市行政区域内で施設を作つてはならない場所である」と指摘し、「提示された計画概要等の内容では、絶対反対の態度を表明するものである」とした。また、恩多一丁目工業団地自治会も、東村山行政区域内の建設には反対を申し入れ(昭和57年5月27日)、さらに、一担は建設計画に同意した恩多東自治会と久米川グリーンランド自治会も、それ以後に東村山行政区域内であることを知ったとして、それぞれ同意を白紙撤回(恩多東自治会・昭和57年6月29日、久米川グリーンランド自治会・同年7月1日)した。

(2) 再折衝と協定書締結

東村山側住民の主張にはたしかに根拠があった。他の自治体のごみ処理施設をなぜ東村山市の行政区域に建設するのか、という住民感情にも無理からぬものがあった。しかし、組合を構成する4市のごみ処理を預かる当組合としては、新たな処理施設建設はどうしても必要であった。もちろん当組合としても、その建設場所については、計画段階で敷地内をつぶさに検討したのだが、結果として出水川北側の一角に求めざるを得なかったのである。昭和49年(1974)の約束事項とはたしかに違えることになるが、そうであればこそ、誠心誠意、処理施設建設の意義を訴え、住民の理解を得ていくほかに道はなかった。

こうした組合の考えを最もよく表しているのは、昭和57年(1982)7月5日付で、恩多東自治会・久米川グリーンランド自治会および恩多一丁目工業団地自治会にあてた「ごみ処理施設建設(建替)に伴う同意方の再考について」文書であろう。ここでは、同意を白紙撤回した久米川グリーンランド自治会あての文書(恩多東自治会あてと同一文面)を引用する。

57柳泉発第35号

昭和57年7月5日

久米川グリーンランド自治会殿

柳泉園組合管理者 都 丸 哲 也

ごみ処理施設建設(建替)に伴う同意方の再考について

常日頃、当組合の運営管理につきましては、種々のご協力とご援助を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて過日、当組合のごみ処理施設建設(建替)に伴う同意につきまして、貴自治会より撤回の旨の文書をいただいた訳であります。その主旨につきましては、十分にご理解を申し上げているところでございます。

しかし、当組合をいたしましても、構成四市の清掃行政の一端を担う公共体として、また、約33万人の構成市民の付託に答える上からも、施設の充実につとめ、清掃行政の確立をはからねばなりません。

この清掃行政の確立をはかるためには、周辺住民皆様方のご理解とご協力が必要であります。このためには、当然、当組合としての環境行政の実施が必要となります。この施策については、二つの考え方をもっておりります。

一点目は、施設の公害防止であります。ごみ処理施設は、他の施設と同様に、経年変化の中で、当然、老朽化という宿命を負わされています。さらに、公害規制も年々厳しくなり、その対応も行わなければなりません。この対応も既存施設に種々の公害防止施設を併設するだけでは、完全でありません。このような状況をふまえて、今回新しい近代的な、よりよい施設に建替えることにより、対応を考えた次第であります。

二点目は、施設周辺の環境整備であります。昭和49年の東村山市及協議会との約束事項についても、未だ達成されていない面もあり、また、新たな他の自治会からの要望もあります。これらの

要望事項について、新炉建設に併せて一举に解決したい所存であります。

前述の施設の充実につとめ、清掃行政の確立をはかるための大きな問題は、建設場所の件であります。この点につきまして、種々のご意見もあるところであろうと考えております。

当組合といたしましても、柳泉園内約94,600m²の中で、あらゆる角度から種々の検討を行ってまいりました。組合設立当時の考え方、地域指定の有無、既存施設との有機的結合、面積の大小、これらの点をふまえて、十分検討した訳であります。この結果、東村山市行政区画内、約8,000m²の内、出水川寄りの約6,000m²の用地を予定せざるを得なかった訳であります。勿論、これは組合の考え方であり、皆様方のご理解を賜わらなければなりません。

また、建設場所の使用年数についても、半永久的でなく、約15年間ぐらいと考えています。と申しますのも、当組合のし尿処理場が、広域下水道の普及に伴い、順次漸減になり、施設の撤去を進めなければなりません。この跡地を“ごみ用地”として都市計画の地域指定の変更をいただきとともに、現タクマ炉の跡地も含め、将来の清掃関係用地として使用する考えであります。

当組合の現在おかれている状況、その考え方について申し上げましたが、会長をはじめ、役員の皆様方にはご多忙中とは存じますが、貴自治会におかれまして、役員会等を開催していただき、従前の説明不足の点のおわびも含め、今後の考え方について、詳細な説明をさせていただきたいと考えている次第であります。

当組合の現在おかれている状況、考え方について申し上げましたが、よろしくご賢察の上でご協議の程を賜わりたくお願い申し上げます。

ここに示された考えに立って、当組合では再び各自治会との折衝を開始した。都丸管理者も夜の会合などに出向いて説明し、話し合いを行った。昭和57年(1982)7月から始められた再折衝は、翌58年にまで続けられ、同年3月によく施設対策協議会および3自治会の同意を得ることができた。同年4月28日、当組合は東村山市の立会いのもと、柳泉園施設対策東村山協議会との間で「ごみ処理施設建設に係る協定書」を締結し、3自治会は当組合と個別に取り交わした覚書およびこの協定書の厳守を条件に施設建設に同意した。以下に協定書を掲げる。

ごみ処理施設建設に係る協定書

柳泉園施設対策東村山協議会(以下「甲」と言う。)と、柳泉園組合(以下「乙」と言う。)において、東村山市(以下「丙」と言う。)を立会人として、乙の既存施設の老朽化に伴う建替に当り、昭和58年3月23日付にて甲と乙が交換した覚書にもとづき、下記事項を確認し、乙は信義誠実の原則にのっとり、乙の正副管理者でありかつ乙の構成市である四市長連記の上、これを履行することを約し、本協定書を締結するものである。

尚、本協定書を各々、各一通づつ保有するものとする。

記

1. 新ごみ処理施設の使用について

- (1) 乙の今計画のごみ処理施設用地の使用期間は、稼働後15年間とする。
- (2) 乙は、前記(1)の期間経過後は、当該施設を解体し、当該地について植樹等を施工し環境用

I 通 史

地として使用する。尚、東村山市行政区域内には、将来とも今計画以外の清掃施設を絶対に建設しないものとする。

2. 環境整備について

- (1) 乙は、昭和49年当時(昭和49年6月4日、最終回答)甲乙との間において文書確認した17項目のうち、環境整備に伴う事項については、次項(2)を除いて昭和58年度までに全て完了するものとする。
- (2) 乙は、今計画予定地約8,000m²のうち、施設外区域の約2,000m²については、植樹を中心として、今計画のごみ処理施設稼働時(昭和60年度)までに環境整備を行うものとする。

3. 新ごみ処理施設建設時の遵守事項について

- (1) 乙は、工事進捗状況について3ヶ月に1回、報告書を乙に提出するものとする。
- (2) 乙は、工事関係車輌の交通騒音、振動等工事建設に伴う諸問題について、甲に迷惑がかかるぬよう十分に配慮するとともに、甲より要望があった場合は即時適切な対応をするものとする。

4. 周辺対策整備事業について

- (1) 乙は、今計画のごみ処理施設の公害対策について、関係法令等の規制を遵守し、乙の施設に起因する公害等の発生防止に万全を期すものとする。
- (2) 乙は、乙の清掃施設周辺地域振興のための助成として、甲に対して別表により、自治会費の補助を行うものとする。
- (3) 乙は、環境整備をはかる見地から、別図による道路について東村山市当局と協議し、協議結果をもって整備を行うものとする。
- (4) 甲・乙及び丙は、甲・乙間の諸事項について、年2回定期的に協議を行うものとする。

5. その他

- (1) 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑惑が生じたとき、または、本協定に定める事項を変更しようとするときは甲・乙協議して定めるものとする。
- (2) 本協定に関する事項及び前記(1)の対応にあたり、関連諸問題が生じた場合、丙は、本協定締結の経過をふまえて、甲・乙間の解決にあたる。

昭和58年4月28日

甲 柳泉園施設対策東村山協議会

会長 野崎紋三印

乙 柳泉園組合

管理者

保谷市長 都丸哲也印

副管理者

田無市長 木部正雄印

副管理者

東久留米市長 吉田三郎印

副管理者 清瀬市長 市 長	渋 谷 邦 藏 印 熊 木 令 次 印
丙 東村山市	

上掲協定書の4の(2)にいう清掃施設周辺地域振興のための助成として、当組合では恩多一丁目工業団地自治会に対して、建設期間の昭和58～60年度および稼働期間の昭和61年～75年度(平成12年度)の計18年間にわたり、自治会費の補助を行うこととした(昭和58年9月12日、「ごみ処理施設建設に係る確認書」締結)。また、久米川グリーンランド自治会に対しては、同自治会が所有する集中浄化槽の保守管理を行い、それに必要な薬代は当組合が負担することとした(昭和58年4月26日、「浄化槽の維持管理に関する協約書」締結)。なお、その後、当組合による浄化槽の保守管理は、同自治会員のすべてが公共下水道へと転換する平成8年まで、14年間にわたって継続した。

こうして、1年以上に及ぶ折衝の末、地元住民からの同意を得た当組合では、新ごみ処理施設の建設にとりかかったのである。

3. ごみ処理第2工場の建設

(1) ごみ処理施設機種選定協議会の設置

新ごみ処理施設(昭和61年3月完成の際に、「ごみ処理第2工場」と名づけられる)の建設にあたり、昭和57年(1982)1月9日、10名の委員からなる「ごみ処理施設機種選定協議会」を設置した。当組合としては初めての試みであるが、公害規制が年々厳しさを増しつつあることや、また本施設には温水プールへの余熱利用や発電機能など従来のものにはない機能が予定されていることから、技術やコストを含めてたしかな機種を選定することは何よりも重要だったのである。同協議会会长には都丸管理者が就任し、議会および事務局から計9名の委員が選任された。

会 長 都 丸 哲 也	組合管理者
副会長 阿 川 輝 昭	議會議長
委 員 大 石 治	議会副議長
〃 下 田 喜 昭	議會議員
〃 加々美 昭 一	"
〃 田 代 重 則	"
〃 田 中 正 一	"
〃 小 林 敏 郎	組合助役
〃 松 浦 昭	業務第1課長
〃 平 山 福 美	業務第1課管理係長

なお、次の2名が後に加わった。

委 員 門 田 明 典 総務課長

I 通 史

委 員 浅 見 富 久 分析室長

協議会では、新炉の方式を機械炉と方向づけし(昭和57年1月9日、第1回協議会)、そのうえで、300t/日級のごみ処理施設および発電設備を有するごみ処理施設建設等に実績を持つ業者である5社(株タクマ、日立造船㈱、三菱重工業㈱、日本鋼管㈱、川崎重工業㈱)と、石川島播磨重工業㈱ならびに近隣の武藏野・三鷹地区保健衛生組合が採用した荏原インフィルコ㈱の計7社について、説明会開催・質疑応答・発注仕様書作成と各社の見積設計図評価など、多方面からの検討を行った。

この間、各社プラントの技術評価にあたっては、「技術評価専門委員会」を設置した(昭和57年(1982)5月、組合職員9名で構成)。また、昭和57年9~11月には、各社のプラントを採用したごみ処理施設7か所に組合職員を派遣して、視察を行った(埼玉県上尾市[荏原]、世田谷区[日立造船]、埼玉県浦和市[タクマ]、埼玉県川口市[川崎重工]、神奈川県相模原市[三菱重工]、板橋区[日本鋼管]、広島県呉市[石川島播磨重工])。

ごみ処理施設機種選定協議会は、昭和58年8月まで通算10回開催され、各社の機種について検討と論議を重ね、同年8月17日、その結果を管理者会議に報告して解散した。

(2) 施設規模の修正

新炉の施設規模については、最初に作成した「ごみ処理施設建設の基本計画書(案)」(昭和56年10月)では、「300t/日(150t×2炉)」としていた。その後、運転の安定性・経済性および構成4市の人口推計・ごみ排出量の面からさらに検討を加え、昭和57年1月の管理者会議において、「280t/日(140t×2炉)」と決定した。この決定に基づき、同年2月8日、東京都および厚生省にあてて「昭和57年度廃棄物処理施設整備計画書」を提出し、国庫補助金の申請を行った。

ところが、その後、厚生省から「280t」の施設規模について、人口推計がやや多いという点と、1人当たりごみ排出量も都内・都下の平均より高い数値である点について指摘を受けた。当組合としては、人口推計については公表されている4市の基本計画人口に拠り、また排出量についても最小2乗法で算出した妥当な数値(昭和66年度推定で、全国平均以下の818.8g/日)を使用しているつもりであったが、補助金内示保留ということで再考せざるを得なくなった。

そこで、新しい4市の人口推計に拠り、1人当たりのごみ排出量も755.9g/日と算出し、また発電について採算に耐え得るぎりぎりの規模を追求した結果、「240t/日(120t×2炉)」に設定した。

(3) 施工業者決定と施設の建設

昭和58年(1983)5月、「240t/日」に施設規模を修正して提出した整備計画に対し、昭和58年度分国庫補助金の内示が出た。これを受けて当組合では、同年6月4日の第2回定期議会において、ごみ処理施設建設工事予算を議決し、建設工事を昭和58~60年度の3か年継続事業として行うことを決定した。

施工業者決定にあたっては入札方式とすることとし、全員協議会において、ごみ処理施設機種選定協議会の検討経過などを踏まえて、メーカー7社のうちから4社(株タクマ、石川島播

磨重工業株、三菱重工業株、日立造船株)を選定した。同年7月21日、入札を行った結果、石川島播磨重工業株に決定し、7月29日に仮契約を結び、翌7月30日に工事着工した。

工事は2年8か月を要して昭和61年(1986)3月に完了し、同年4月から稼働を開始した。完成した新ごみ処理施設は、建築面積約3,000m²、設備機器類(受入供給設備・燃焼設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備・排水処理設備・通風設備・灰出し設備)のすべてを建屋内に収容する全建屋方式である。本施設建設工事の総事業費は43億8,000万円(国庫補助金18億3,600万円、東京都補助金2億340万円、起債20億9,810万円、一般財源2億4,250万円)であった。

4. 施設の特徴とごみ処理工程

(1) 施設の特徴

新ごみ処理施設(ごみ処理第2工場)の特徴は、焼却の面から言えば「熱エネルギーの高回収」と「広範囲なごみ質への対応」であり、設計面から言えば「公害防止対策」と「運転管理の自動化」である。

焼却炉には、「回転燃焼式ストーカ炉」(RC炉:ロータリーコンバスター炉)2基を採用した。鋼鉄製、円筒形の炉本体が回転してごみの送りと攪拌を行いつつ、なかのごみを燃焼させるという方式の炉である。本炉の特徴は、次の点にまとめることができる。

◎炉壁が水管壁構造になっているので、エネルギー(蒸気)

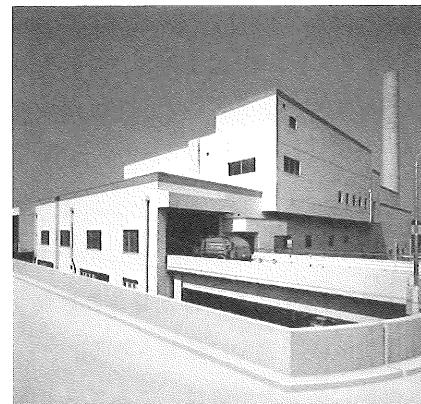
回収の効率が良い。

◎水冷壁構造のため、高カロリーのごみ(プラスチック類など)にも強く、多種多様なごみに対応できる。

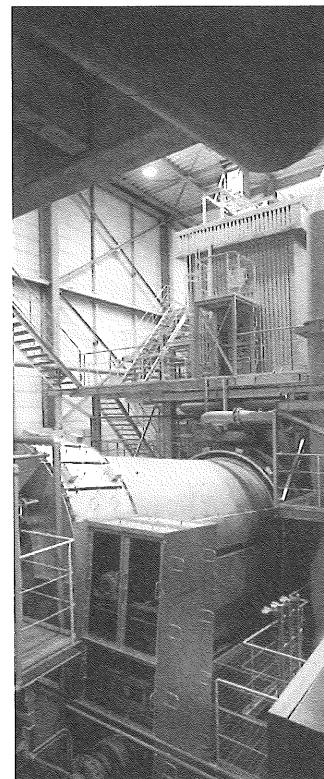
◎発生する高温ガスが水冷壁によって炉の出口温度を低くおさえられ、結果的にNOx(窒素酸化物)の発生が少い。

公害防止については、電気集塵器・有害ガス除去装置により排ガス中のSOx(硫黄酸化物)・NOx・HCl(塩化水素)を公害防止基準以下に処理し、また排水処理設備を備えている。

本施設は多くの部分で自動化システムを採用している。例えば、搬入ごみの受け付け・計量値表示、料金計算といった搬入・搬出管理、また、ごみ投入クレーン本体に取り付けた装



ごみ処理施設第2工場



回転式火格子炉

置から運転データが中央操作室に送られるクレーン運転データ管理、さらに、CRTディスプレイ(ブラウン管)によってごみ処理の状況を監視・制御・操作するシステムである。また、自動燃焼制御により、一定のごみ焼却量や蒸発量を維持する全自動運転も可能となっている。

(2) ごみ処理工程

ごみピットに貯留されたごみは、ごみクレーンによって攪拌され均質化されたのち、ホッパ(投入口)に投入される。ホッパからは給じん装置で、一定量のごみがRC炉内に送られる。回転する炉内で、ごみは乾燥され燃焼する。RC炉から出された燃焼ごみは、移床ストーカ式の後燃焼装置で完全に焼却される。

燃焼に必要な空気は、ごみピット内の空気を押込送風機でガス式空気予熱機に送り、そこで暖められたのち、RC炉の下部から炉内へ送られる。後燃焼装置へは冷空気を同じく下部から送り込む。この際ごみピット内の空気を使用するのは、基本的に密閉されたピット内空気の臭気やほこりをさらに外にもらさないためである。

RC炉・後燃焼装置で焼却されたごみは、燃焼しつくして灰となっている。この灰は灰出設備に導かれ、ここで一担加湿されたのち、十分に水きりされ、灰分散装置で灰ピットに貯留される。これをトラックに積み込んで埋立地(谷戸沢処分場)に送る。

一方、炉内で発生した燃焼ガスは、廃熱ボイラで熱回収されたのち、まず有害ガス除去装置(消石灰使用)で塩化水素ガスが除去され、次いで電気集塵器でばいじんが除去される(ばいじんは、ダスト固化化装置に送られ、ここでセメントとの混練によって固化化される。これを一時、灰ピットに貯留したのち、灰とともにトラックで谷戸沢に搬送するのである)。こうして浄化されたガスは、誘引送風機によって煙突から放出される。

また、廃熱ボイラで得られた蒸気は、過熱器を経て蒸気だめに送られる。ここから一部の蒸気は、温水プールや給湯・暖房設備へと送られ、その熱源となる。また一部は、タービン発電機(最大出力1,900kW/1時間)を回して発電を行い、施設の使用電力をまかなっている。さらに、タービン発電機を回した蒸気は、低圧蒸気復水器に入って水にもどされ、復水タンクを経て、ボイラ用水として再利用される。

第4節 既設ごみ処理施設の改造

1. 湿式連続機械炉の改造

昭和57年(1982)10月から、湿式連続機械炉(昭和51年3月完成、150t/日)の改造を行った。既述のように、同炉の焼却システムは公害防除・資源化という当時における最良の理念と技術に支えられたものであり、有価物の回収などにそれなりの成果をあげた。しかし、稼働後に起きた第二次石油ショック(昭和54年)で運転コストが大幅に上昇したうえ、多機能を追求した複雑なプラントであるだけに、微妙なメンテナンスを頻繁に必要とし、音や臭いなど、作業環境上の問題も抱えていた。

そこでこの改造では、資源回収の重要性は十分に認識しつつも、ごみの持つエネルギー回収に比重を置き、衛生的かつ能率的に熱エネルギーを回収するプラント設計とし、焼却炉には回転燃焼式ストーカ炉(RC炉：ロータリーコンバスター炉)を採用することとなった。第2工場の炉と同じものである(炉の特徴については、前節「4. 施設の特徴とごみ処理工程」を参照)が、RC炉の採用自体はこの改造工事のほうが時期的に早く、むしろこの改造炉運転の経験は、第2工場の運転にも活かされる結果となったのである。

改造は昭和57年(1982)10月に開始し、58年3月に終了した。総事業費は4億9,000万円(東京都補助金4,600万円、起債3億6,800万円、一般財源7,600万円)、施工は石川島播磨重工業株であった。なお、前述のように、本施設がごみ処理第1工場である。本施設は、昭和58年3月から平成11年4月まで稼働した。

2. 粗大ごみ処理施設の改造

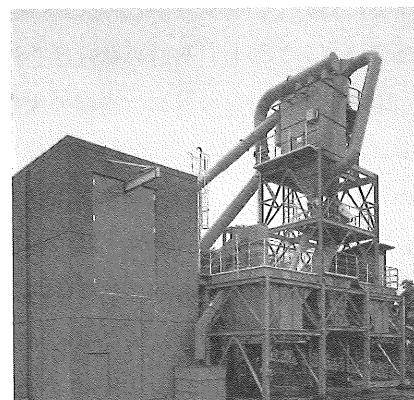
(1) 第1回改造

昭和58年(1983)12月から、粗大ごみ処理施設(昭和50年2月に完成、処理容量50t/5時間)の改造を行った。1つには、稼働して8年以上が経過して主要機器類が老朽化したためであり、また1つには、翌59年4月に開場する谷戸沢広域処分場への搬入にあたって、不燃物中の有価物を回収し、さらにごみを15cm以下に細かく破碎することが定められ、現有施設では対応しきれなくなったためである。

そこで、この改造では、旧設備の圧縮機と切断機を撤去し、新たに豊形破碎機(クボターアイダル型)を導入した。同破碎機は、衝撃・せん断・圧縮・摩擦の複合処理となっているため、ごみを十分に細かく、また均一に破碎することができる。これにより破碎・選別の流れが多少変更になった。すなわち、新システムでは、事前に手選別によってカレット(ガラス屑)類を回収したのちの不燃物と粗大ごみを一括して、まず破碎機にかける。そこで破碎されたごみは、風力選別機で高分子プラスチック類を選別



改造炉遠景(昭和58年3月当時)



豊形破碎機

し、また磁選機と風力選別機の併用により鉄分を選別する。可燃物と不燃物はトロンメル(回転ふるい)で選別し、それぞれの貯留バンカにコンベアで送るが、可燃物コンベア上ではアルミを手選別で回収し、不燃物コンベア上では磁選機により電池を回収する、という手順である。

本改造工事は昭和58年(1983)12月着工、翌59年3月に完了した。総事業費は1億4,990万円(東京都補助金720万円、起債1億2,890万円、一般財源1,380万円)、施工は久保田鉄工(株)である。

なお、廃乾電池・廃蛍光灯・水銀体温計など水銀を含む廃棄物は、「有害ごみ」として谷戸沢処分場で埋め立てることはできないため、4市では昭和59年4月から、これらの分別収集を開始した。当組合に集められた有害ごみは、同年10月から、^{るべしべ}北海道留辺蘂に搬出して同地の業者に委託処理している。

(2) 第2回改造

第1回改造から2年後の昭和60年に、第2回改造を行った。本施設に搬入される粗大・不燃ごみは、昭和57年の約1万7,500tから昭和59年には約1万8,600tと漸増を続け、近い将来年間2万tともなることが予想された。これに対応し、作業の能率化をはかるため、施設入口にごみピットとクレーンを設置したのである。

本改造工事は昭和60年(1985)9月着工、翌61年2月に完了した。総事業費は1億2,300万円(東京都補助金1,077万3,000円、起債8,610万円、一般財源2,612万7,000円)、施工は久保田鉄工(株)である。

第5節 環境整備の流れと温水プール建設

1. 柳泉園温水プールの建設

(1) 建設への過程

温水プールは、当組合が環境整備事業に取りかかった昭和40年代前半から、既に周辺住民が待ち望んでいた施設であった。昭和46年(1971)7月に組合営の25mプールを建設した際にも、議会において、タクマ炉(または次期焼却炉)の余熱利用による温水プールの可能性が話し合われている。しかし、当時の財政はそれを許さなかった。

昭和51年(1976)3月に、当面の大事業である湿式連続機械炉(150t/日)を完成させた当組合では、同じころ(昭和51年2月)に環境整備計画(案)を作成した。同計画案は、「周辺住民の意向、あるいは世論の動向等を組み込み、地域住民をはじめ、関係市住民に広く利用開放」すべき施設の1つとして、温水プールを組み込んだ体育施設の建設について言及している。また翌52年3月には環境整備基金条例を制定して、基金積立を開始した。

昭和53年(1978)9月には、柳泉園組合および環境整備事業に関するアンケート調査を実施し、関係4市の市民1,146人、周辺3自治会(下里・柳窪・久留米西団地)の会員357人、そして4市の中・高校生543人の、計2,046人から回答を得た。そのなかで、「あなたは、柳泉園に厚生施

設が作られる場合、どのような施設が計画実施されるとよいと思いますか」と質問し、16項目のなかから選んでもらったところ(重複選択可)、1位・温水プール(1,331人)、2位・山林公園(1,193人)、3位・老人センター(998人)と、実に65%の人が温水プールを望んだのである。

そこで当組合では、翌昭和54年(1979)4月に新設した環境整備課において、環境整備計画調査資料の作成を進める一方で、余熱利用の温水プールについても、種々検討した。既に老朽化して焼却能力の落ちているタクマ炉に新たに余熱利用システムを組み込むには無理があり、また湿式連続機械炉の方は、発生する蒸気を利用して、焼却炉の各種通風ファンの駆動などを行ってはいたものの、プールの方にまで熱源を供給するところまで考慮はされていなかった。また土日に利用者の多い体育施設に対し、当時のごみ処理施設の運転状況や、直勤務体制では、熱供給を行うことが困難な状況であった。

昭和55年(1980)6月には、久留米西団地自治会が、「温水プール建設に関する請願書」を組合議会議長あてに提出した。同自治会は、かねてから環境整備計画の早期実現と、周辺住民へ配慮した運営を行うように要請してきたが、「温水プールの建設は、関連四市民に対するアンケート調査結果でも明らかのように、もっとも要求の強いものであり、周辺住民もその早期実現を期待している」(同請願書)として、「温水プールの早期実現をはかること。」を請願したのである。連署は2,600名以上に及んでいた。

このような動きを受けて、当組合では、プールに熱供給している東京都の清掃工場の視察等も行った。翌56年3月には、定例議会において「温水プール建設に関する請願」が採択された。

こうして、いよいよ温水プール建設が日程に上ろうとしていた昭和56年の、まさにその時期、新ごみ処理施設建設の話がもちあがったのである(第3節「1. 建設の背景と計画の基本方針」参照)。これにより、温水プール建設は新ごみ処理施設建設計画と自然に結びついた。温水プール建設に関する以上のような経緯からいって、新たに建設されるごみ処理施設の計画中に、余熱利用による温水プールの建設が盛り込まれるのは、関係者のだれにとっても当然のことであり、むしろ建設計画を立てるにあたって、発電と余熱利用は前提の1つとなった。昭和56年10月に作成された最初の「ごみ処理施設建設の基本計画書(案)」にも、「併設されるスポーツ施設(環境施設)と処理施設からの余熱利用等を通じ、有機的な結合を保つよう計画的に配慮し、周辺地域と調和した施設作りが必要である」(「1—2 計画の基本的な考え方」)と明記されている。

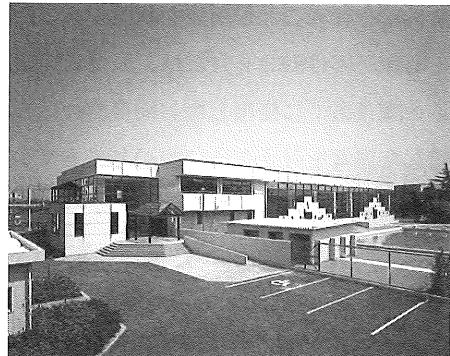
温水プールのオープンは、新ごみ処理施設の建設にあたって当組合と久留米西団地自治会との間で取り交わされた「覚書」に基づき(「2. 乙(柳泉園組合)は新炉稼働に合せ、温水プールを同時オープンするものとする」)、昭和61年(1986)4月ということになった。

(2) 建設とオープン

新ごみ処理施設の建設(昭和58年7月着工)と並行して、温水プールの基本プランづくりが進められた。その過程で話し合われたのは、これをどのような施設としてまとめあげるか、ということであった。一口に温水プールといっても、温水プールとシャワーだけあればいいのか、

ということである。その結果、この施設は市民のレクリエーションの場であり、コミュニケーションの場であり、それらが一体となった健康福祉型の施設である、という方向が打ち出され、その観点から併設する設備をリストアップしていった。トレーニング室、休憩ホール、会議室(和・洋)は、そのようにして割合すんなりとリストアップされたが、議論を呼んだのはスポーツサウナであった。スポーツサウナは今までこそ、この種の施設にはよく設置されるものの1つとなっているが、当時は“サウナなんて知らない、行ったこともない”という者が多く、“そんなものを作って何になる”という意見も多かったのである。結果的には、スポーツサウナはたいへん好評で、利用者も多かった。その設置には、いささかの先見の明があったと言い得るのではないか。

こうして検討を重ねた末、昭和59年(1984)1月には基本設計を委託(株)ニッコンし、翌60年8月には建設工事に伴う入札(15社)を行い、施工は東急建設㈱に決定した。工事は昭和60年9月に開始され、翌61年4月のオープンに向けて急ピッチで進められた。61年2月6日には現場で火災が発生するというアクシデントもあったが、3月には完成させることができた。建物は鉄筋コンクリート(一部鉄骨造り)2階建て、延床面積2,136m²(1階



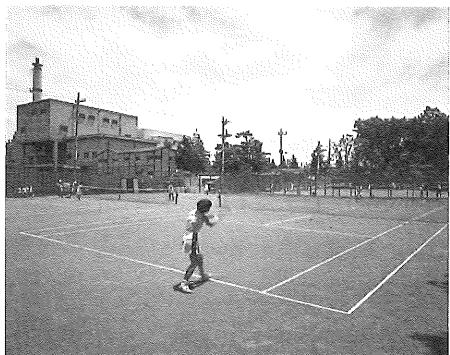
温水プール

1,674m²、2階462m²)、施設は屋内プール(一般用25m6コース、幼児用半円形プール)、スポーツサウナ(男女各1室)、トレーニング室、会議室(和洋各1室)、屋外シャワーである。総事業費は4億1,000万円(東京都補助金5,000万円、起債2億7,640万円、一般財源8,360万円)であった。なお、東京都補助金はコミュニティ助成金であり、一部事務組合でこの助成を受けたのは、おそらく当組合が初めてであろう。

完成した温水プールは、「柳泉園温水プール」と命名され、昭和61年(1986)4月13日オープンした。初年度は301日の開催であったが、15万6,289人と予想を超える多数の利用者があり、これが待ち望まれた施設であったことが裏付けられた。

2. テニスコートの増設

昭和58年度および昭和59年度には、テニスコートを増設した。昭和48年のオープン以来、テニスコートは人気が多く、昭和51年には併設のバレー場を改造して1面増やし、3面としていた。しかし、その後も手軽なスポーツとして需要が高まっていた。このため、昭和59年1月には、コートに隣接する敷地内の山林約800m²を伐採して敷



テニスコート

地を広げ(これで敷地面積は約3,400m²となった)、新たにコート1面と練習板を設置した。続いて60年3月には、既設コート内を改修してさらにコート1面を増設し、60年4月からは、5面のテニスコートとなった。これが現行のコートである。総事業費は1,135万円(一般財源)、施工は株式会社三幸建設であった。

第6節 組合内の動向

1. 管理者の交代

昭和56年(1981)10月、第5代管理者木部正雄田無市長が退任した(昭和53年12月から在任)。木部氏は田無市長との兼任で当組合の管理者を努めていたが、さらに昭和55年11月1日に設立された「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」の初代管理者にも就任し、広域処分場の開場に向けて多忙なこともあり、当組合管理者の職を辞されたのである。引き続き副管理者として組合にとどまられた。

昭和56年(1981)11月、第6代管理者には、伊藤孝次郎東久留米市長が就任した。伊藤氏は昭和53年11月に東久留米市長に当選、以来、当組合副管理者を努められていた。副管理者は、木部田無市長のほか、都丸哲也保谷市長(昭和52年1月から在任)、渋谷邦蔵清瀬市長(昭和45年4月から在任)が留任した。

昭和56年12月、伊藤孝次郎東久留米市長は市政上の都合で市長を辞任した。これに伴い、在職1か月で当組合管理者の職も離れた。

昭和56年12月、第7代管理者に都丸哲也保谷市長が就任した。都丸氏は、昭和52年1月に保谷市長に当選し、以来、当組合副管理者を努められていた。副管理者には木部正雄田無市長(昭和56年11月から在任)、渋谷邦蔵清瀬市長(昭和45年4月から在任)が留任し、また昭和57年1月からは東久留米市長に当選した吉田三郎氏が新しく就任した。

2. 広報誌・記念誌の発行

(1) 「柳泉園NEWS」の発刊

昭和59年(1984)4月、当組合では、広報誌「柳泉園NEWS」を創刊した。当組合の事業やごみ処理・し尿処理の現状、さらに懸案となっている事項やその展望について、市民に分かりやすい形で伝えたいというところからの創刊となったものである。

創刊号(VOL. 1)は、まず「……

市民の皆様と当組合が共に快適な街



(第1号)

(第32号 最新)

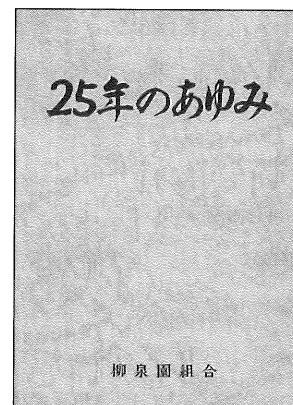
柳泉園ニュース

づくりを目指しながら、新たな時代の要請に応えていかなければならないと考えております」との都丸管理者の「発刊にあたって」の挨拶があり、そのあと、「気になりませんか、ゴミの行方！」と題してごみ処理・し尿処理の工程をイラストで示した記事が続き、さらに、「そこが知りたい！ 柳泉園インフォメーション」という記事では、Q&A形式で柳泉園組合の事業や施設について紹介している。

同誌は、B5判8頁・年2回刊で、平成12年(2000)7月までに32号を発行、公共施設に置いて無料配付している(そのほか、主要新聞に折り込み配付した臨時号が2号ある)。発刊以来、編集は総務課が担当してきたが、30号(平成11年7月発行)からは、職場内に編集委員会を設けた。同号から、誌名表記は「りゅうせんえんニュース」となり、誌面もA4判4頁とやや大型化し、印刷もオールカラーとなった。

(2) 「25年のあゆみ」の発行

昭和60年(1985)9月、当組合は創立25周年を迎えた。この間、当組合は3つの焼却施設(固定炉・タクマ炉・湿式連続機械炉)、3つのし尿処理施設(し尿処理第1・2・3工場)、粗大ごみ処理施設、し尿汚泥コンポスト施設その他を建設し、各種スポーツ施設(野球場・プール・テニスコート)を整備してきた。その、ささやかではあるが精一杯の歩みを記録する意味で、昭和61年9月、記念誌「25年のあゆみ」(B5判・44頁)を発行し、関係各方面に配付した。



「25年のあゆみ」

第5章 減量化・再資源化の流れに沿って

平成元年～平成6年

第1節 概 説

平成の時代に入ってからの数年間は、全国的に、とりわけ東京周辺の各市町村において、排出されるごみ量が頂点に達し、これに対応するさまざまな努力によって、やがて漸減へと向かった時期である。当組合においても、平成元年(1989)から平成6年にかけては、組合史上、ごみ搬入量が最も多い時期であった。すなわち、昭和61年(1986)に初めて10万t台に乗り、そのまま増加を続けて平成3年に約11万2,000tと最高を記録し、この年を分水嶺として漸減傾向となり、平成7年に再び9万t台に落ちていたのであった。

その、ごみ量漸減への努力の合言葉ともいべきものが、平成3年(1991)10月に制定されたリサイクル2法(改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「再生資源の利用の促進に関する法律」)にうたわれた「減量化・再資源化」であった。2法成立の背景には、増大を続けるごみの処理についての危機感があった。とりわけ、日の出町谷戸沢処分場というただ1つの最終処分地しかもたない三多摩地域の市町村においては、その危機感は切実なものであった。また、この頃、バブル経済の崩壊による景気の落ち込みは、典型的なリサイクル商品である鉄くずの“逆有償”(金を支払って引き取ってもらう)という事態をも招いていた。

当組合のリサイクルセンター(不燃物処理・資源化施設)建設計画は、平成3年(1991)当時の、このような状況に対応しようとするなかから生まれてきたものである。この計画において、当組合は、従来の「ごみの迅速かつ安定的な処分こそが組合の本分」とする立場から、組合を構成する4市とともに積極的に資源物を回収し、組合においてリサイクル商品として再生しようとする立場への発想の転換を行った。

リサイクルセンター(処理能力65t/5h)の建設は平成4年(1992)12月に着工され、翌平成5年10月に完成した。ちょうどこの年は三多摩地域が神奈川県から東京に移管されて100周年にあたっていた。折から進められていたこの記念事業「TAMAらいふ21」の中でリサイクルセンター建設は「広域分別収集・処理モデル実験」に位置づけられ、資源分別収集の実際的効果や課題の検討を通じて、広域的リサイクルシステム確立への取り組みを行うことができた。

一方、平成4年(1992)2月には、東村山市から当組合に対して「広域化」の提案があった。すなわち、将来において東村山市が当組合に加入することも視野におさめつつ、当面は廃棄物の共同処理を行おうという構想である。当組合と東村山市では、広域処理検討委員会を設置して具体的に協議を進め、平成5年3月には新たなごみ処理施設(処理能力510t/日)の建設を含む「広域化基本計画報告書」をまとめて、実質的なスタートラインに立った。しかし、東村山市の

事情により事態はなかなか進捗せず、結局、平成6年9月にいたって、東村山市の断念により、広域化構想は白紙に戻ったのである。

第2節 リサイクルセンターの建設とTAMAらいふ21

1. ごみの減量化・再資源化の流れとリサイクルセンター建設計画

(1) ごみの減量化・再資源化

平成3年(1991)10月、いわゆる「リサイクル2法」が制定された。改正「廃棄物処理法」(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)および「リサイクル法」(「再生資源の利用の促進に関する法律」)である。改正廃棄物処理法では、法の目的に廃棄物の排出抑制や再生が明示されたうえ、①廃棄物の減量化・再生の推進、②適正処理の充実、③処理施設の確保などがうたわれた。一方、リサイクル法では、生産・流通・消費の各段階において資源の有効利用を図るために、再生資源の種類ごとに目的が定められ、また、国・地方公共団体・事業者・消費者それぞれに対し再生資源の利用の促進に関する責務などがうたわれた。

この2法制定には、もちろん、当時のごみ処理の全般的な状況が反映している。そもそも廃棄物処理法の制定(昭和45年)は、折からの高度経済成長に伴うごみの多量化・多様化を背景とするものだったが、その後20年を経るなかで事態はさらに進んで、増大し続けるごみに処理施設は対応しきれなくなり、さらに、日の出町の処分場の場合に見られるように、東京など大都市周辺では最終処分場の確保もなかなか難しい状況となってきていた。また、それと関連して、本来は再生資源となり得るものが多くがごみとして廃棄されているという状況もあった。このような事態に対処するためには、是非とも、ごみの排出を抑制し、減量化し、そして資源として再生していく必要があったのである。

この事態をとりわけ深刻に受け止めていたのは三多摩地域の自治体であった。既述のように、当組合を構成する4市も加入している東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合(昭和55年設立)では、昭和59年(1984)4月から西多摩郡日の出町の谷戸沢広域処分場をごみの最終埋立処分地とし、これに伴い当組合では、4市から収集されたごみを中間処理し、その焼却残灰と不燃物を谷戸沢広域処分場に搬入していた。ところが、排出されるごみの総量の増加とともに、各市町から谷戸沢に搬入されるごみの量も大幅に増加したため、使用開始から7年後の平成3年度の段階で、このままでいくと当初計画した平成8年度まで谷戸沢広域処分場の埋立地がもたない可能性がでてきたのである。これを受け上記広域処分組合では、平成4年初め、谷戸沢広域処分場を平成8年度まで延命させるための搬入量の削減計画を作成し、組合を組織する26市1町に対して平成4~8年度の搬入割当量を提示した。当組合を構成する4市が予定していた搬入量と、4市に対する割当量は、次表のとおりである。

表1でも明らかなように、4市は平成4~8年度の5年間で、谷戸沢広域処分場へのごみ搬入量を3万7,316m³も削減(減量)しなければならないことになった。これは、4市が同期間に

表1 4市の処分場へのごみ搬入予定量と搬入割当量

(単位: m³)

	平成4～8年度の ごみ搬入予定量	処分組合による 搬入割当量	削減すべき ごみ搬入量	削減率 (減量率)
田無市	33,256	27,188	6,068	18.25%
保谷市	36,238	32,045	4,193	11.57%
東久留米市	58,286	36,271	22,015	37.77%
清瀬市	29,876	24,836	5,040	16.87%
合計	157,656	120,340	37,316	23.67%

予定していた量(15万7,656m³)の23.67%にあたる。とりわけ、東久留米市の削減率は37.7%、つまりごみ搬入量を3分の2以下に減らさなくてはならなくなつたのである。

もちろん4市とも、事態に対処するため、既に「資源化によるごみの減量」に取り組んでいた。保谷市では昭和63年(1988)6月から、また田無市では平成元年(1989)10月から、コンテナ容器による古紙・びん類・缶類の資源別分別収集を開始し、また、やや遅れて清瀬市では平成3年(1991)10月から、東久留米市では同年12月から、一部モデル地域で資源物の分別収集の試行を開始していたのである。当組合でも、広報誌「柳泉園NEWS」において、都丸哲也管理者が“ごみの減量化にご協力を”(昭和63年春号)、“廃棄物のリサイクルを”(平成元年春号)について、また末木達男管理者が“なぜ今、ごみの減量か”(平成2年夏号)、“ごみのリサイクル(再生利用)”(平成3年春号)、“資源化によるごみの減量”(平成3年秋号)について、広く4市の市民に呼びかけている。ここでは、“資源化によるごみの減量”を引用する。

資源化によるごみの減量

柳泉園組合管理者 末木達男

廃棄物(ごみ)の資源化は、私たちの生活環境の保全をはじめ、省資源・省エネルギー・地球規模での環境問題の解決、或いは、ごみの資源化を進めることで、地域住民の参加によるコミュニティの形成など、さまざまな効果があります。また、この資源化によって、ごみの発生量を抑え、処理施設及び埋立処分場の延命化を図ることは、緊急かつ重要課題のひとつでもあります。

国土の狭い我が国では、廃棄物の埋立処分場の確保が難しい状況にあり、また、当組合のような処理施設においても、新たな施設(工場)の建設には莫大な費用を要するなど、その施設整備も容易ではありません。したがって、ごみを貴重な資源としてとらえて分別収集し、中間処理施設及び埋立処分場の負担を軽減するためにも、ごみの資源化事業を積極的に進めることが求められています。

私たちは、今までのように商品を大量に消費する生活を改め、ごみをなるべく発生させないと、日常生活を通して、繰り返し資源を再利用(リサイクル)する社会形成への転換を図るために、ごみの減量化や資源化に関心をもって、その役割を担い自ら行動することが必要ではないでしょうか。

I 通　　史

これまでの清掃行政は、ごみを適正に処理することを原則として、迅速かつ安定的に処理・処分する努力をしてきましたが、今後は、施設の整備・拡充を図ることはもとより、ごみの減量とリサイクルの促進を念頭に置き、ごみの発生から処分まで全体の管理に配慮して、一貫した対応が必要あります。住民並びに事業者の皆様方には、一層のご協力をお願い申し上げます。

このように4市は、それぞれにごみの減量化・再資源化に取り組んでいたのであるが、にもかかわらず、平成4年度からは広域処分場への搬入量が4市平均で23.67%も削減が求められるという事態になったわけである。

そして、平成3年秋、さらに危機感を募らせるような事態が加わった。「鉄くずの逆有償化」問題である。この年、いわゆるバブル経済の破綻による建設不況で鋼材の需要が落ち込み、これに伴って鉄くず価格が暴落した。本来、空き缶などの鉄くずは典型的なリサイクル商品であり、自治体による行政回収や市民による集団回収などで収集された鉄くずは、資源回収業者が“金を支払って”(有償)で引き取り、鉄鋼メーカーへと納入するシステムになっていた。ところが、価格暴落により、回収業者は鉄くず回収を拒否するか、または引き取る場合も従来とは逆に、“金を受け取る”ようになった。金を支払って鉄くずを引き取ってもらう、これが「逆有償」である。これにより、分別回収にかかる費用が流通価格を上回り、その差額は自治体(あるいは集団回収した市民)の負担となるような事態となったのである。例えば清瀬市では、この年11月、回収した鉄くず1tにつき5,000円を業者から請求され、月平均7tの鉄くずの処理費用を、急遽、補正予算に計上することになった。

当組合のリサイクルセンター建設計画は、以上述べたような、リサイクル2法によって定められた「ごみの減量化、再生資源の利用」という方針、「最終処分場の延命」という現実的な要請、さらに「鉄の逆有償」という目前の事態に対応しようとするなかから生まれてきたものであった。

(2) リサイクルセンター建設計画

リサイクルセンター構想は、当組合にとっては、1つの発想の転換というべきものであった。というのも、当組合においては従来、ごみの減量化・再資源化は4市の行政が取り扱うものであり、当組合の任務は収集されたごみを迅速に、安定的に処理・処分することにある、との考えであったからである。平成3年(1991)3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」でも、各市における資源化・減量化の実施を前提とし、組合としてはストックヤード(資源物置場)を整備の目標とするにとどまっていた。そのため、同年秋に「鉄くずの逆有償」問題が起きたときにも、当初は、敷地内に早急にストックヤードを整備し、逆有償の事態が解消するまで、ここに4市の資源物を溜めておこうという発想であった。ところが、その後、鉄くずに統いて古紙等も逆有償化するかもしれないとの情報も入ってきた。そうなれば、ストックヤードだけではとても対応できないことは明らかであった。

ここにおいて当組合は、末木達男管理者の主導のもとに従来の発想からの転換を行った。すなわち、ごみの減量化と再資源化を図るために、むしろ当組合が積極的な役割を担おうという

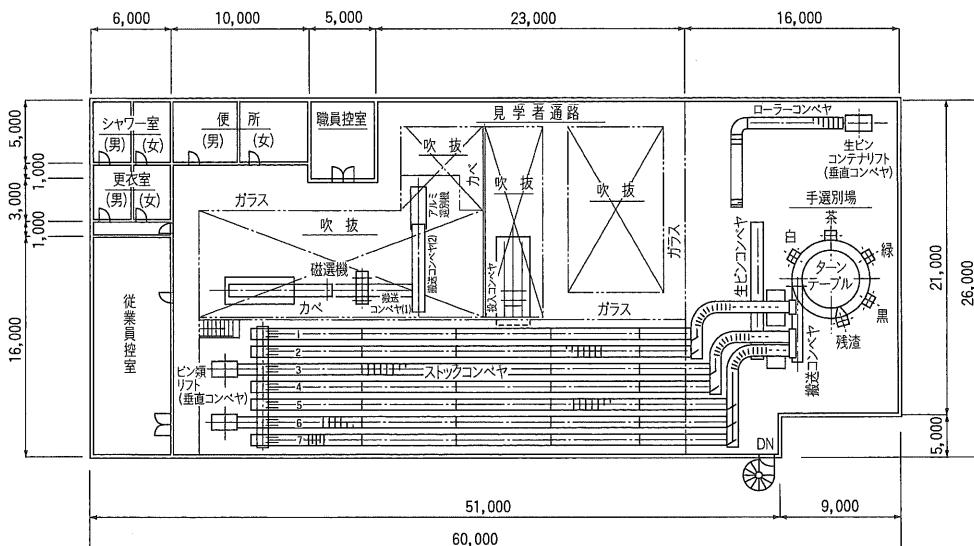
発想であり、具体的には、4市と当組合が一丸となって資源物を積極的に回収し、組合においてさらに細目にわたって分類して品質の向上を行ったのち、鉄鋼・製紙メーカなどエンドユーザーへの供給ルートの確保を含めて、リサイクル市場への還元を目指そうというのである。そして、そのための組合施設として計画されたのが、不燃物処理・資源化施設、すなわちリサイクルセンターであった。

これにより、当組合では整備計画の作成を進め、平成4年(1992)3月には当初計画を完成了。建設は平成4～5年度の2年継続事業とし、建設場所はし尿処理第3工場(し尿搬入量減少により昭和54年から運転休止)の位置とした。そこで示された施設能力(処理対象物及び処理計画量)は次のとおりである。

古紙・布類	38t/日
びん類	16t/日
缶類	11t/日
合計	65t/日

翌平成5年(1993)10月に完成したリサイクルセンターでは、施設能力の細目は「古紙・布類40t/5h、びん類15t/5h、缶類10t/5h」と微調整したが、処理量合計の65t/5hは変わっていない。当組合では、この計画に基づき、平成4年3月17日付で東京都及び厚生省にあてて、「不燃物処理・資源化施設(仮称リサイクルセンター)整備計画書」を提出了。

リサイクルセンター計画平面図(2階部分)



その後は、基本設計業務(委託)を進める一方、計画の細部について検討を行い、平成4年(1992)11月には「不燃物処理・資源化施設(仮称リサイクルセンター)整備計画の概要」を作成した。リサイクルセンターは、ほぼこれに沿って建設されることになる。同概要を以下に掲げる。

I 通 史

不燃物処理・資源化施設(仮称リサイクルセンター)整備計画の概要

このたび計画している不燃物処理・資源化施設(仮称リサイクルセンター)は、関係四市から排出される一般廃棄物の減量化を図るために、排出源で品目別の分別収集を行い、さらに当該施設で回収資源物の付加価値を高めるために、細分化した資源物の分別回収を行うものであります。

記

1. 名 称 (仮称)リサイクルセンター
2. 設置場所 東京都東久留米市下里 4—3—10
3. 建設予定地 別紙参照(略)(約1,800m²)
4. 建物概要 構造：鉄骨ALC造
階数：地上2階
延面積：約2,680m²
5. 用途地域 準工業地域
6. 処理対象及び処理(選別)能力
 - 1) 処理対象物
 - ・カン類 (アルミ・鉄)
 - ・ビン類 (生ビン・カレット)
 - ・古紙・布類 (新聞・雑誌・ダンボール・布類)
 - 2) 処理(選別)能力

・カン類	処理(選別)能力	10.7t/5h
・ビン類	処理(選別)能力	15.3t/5h
・古紙・布類	処理(選別)能力	39.8t/5h
合 計		65.8t/5h

各々を合計すると65.8t/5hとなるため、計画施設規模は65t/5hとする。

7. 工期 平成4年度事業決定日より平成6年1月25日

8. 処理(選別)内容

- 1) カン類 カン類は、カン類だけを一括収集(鉄・アルミ)されてきたものを機械的に選別し、鉄とアルミに分別した後に圧縮して貯留する。
 - 2) ビン類 ビン類は、コンテナ容器で一括収集されたものを、前段で生ビン約10種類を手選別で回収し、残りのビン類はカレットとして4種類を手選別で回収して貯留する。(分別作業は全て手選別とする)
 - 3) 古紙・布類 古紙類は、新聞、雑誌、ダンボールの3種類に分けて搬入される。このため、新聞、雑誌、ダンボール及び布類はいったん貯留ヤードに貯留した後に、見かけ比重が軽いため、圧縮梱包機を設置して、圧縮梱包した後に再度貯留し、搬出するものとする。
9. 処理工程概要 別紙参照(略)
 10. 施設配置図 別紙参照(略)

当組合のリサイクルセンター建設計画は、以上述べたような背景と経過のなかから生まれてきたものであるが、計画の過程で、折から始動したTAMAらいふ21(多摩東京都移管百周年記念事業)と連動することになり、その「広域分別収集・処理モデル実験」事業のなかに位置づけられて、より広い場面のなかで展開していくことになった。

2. TAMAらいふ21と広域分別収集・処理モデル実験

(1) TAMAらいふ21

平成5年(1993)は、多摩地域が明治26年(1893)に神奈川県から東京都(当時は東京府)に移管されてから、ちょうど100年目にあたっていた。そこで、この節目の年を機に、東京都と多摩地域の32市町村の協同事業として多摩全域にわたって展開された一大事業が「TAMAらいふ21」(多摩東京都移管百周年記念事業)である。

記念事業の準備作業は平成2年(1990)に始まり、東京都、東京都市長会、東京都町村会、(財)東京市町村自治調査会によってさまざまに検討が重ねられた末、平成3年6月に基本計画が承認された。基本計画は、記念事業開催の意義を「移管100年を節目とし、多摩地域が抱える諸課題に、都・市町村・住民・大学・企業等が連携して取り組み、これから100年を展望したまちづくり運動を展開する」とし、また事業の名称を「多摩新時代の創造 多摩東京都移管百周年記念事業」、呼称を「TAMAらいふ21」とすることとした。平成3年12月には、任意団体「TAMAらいふ21協会」が設立され、会長には鈴木俊一都知事が選任された。

平成4年(1992)4月の同協会理事会で、実施計画である「TAMAらいふ21事業展開計画」が承認され、開催期間(平成5年4~11月)と展開の体系が決定した。事業は、「記念式典」、「総括プログラム」(自治・高齢などの普遍的な課題を取り上げ、包括的な視点から多摩のまちづくりを考える)、「地域企画プログラム」(市町村・広域行政圏等が、独自に、あるいは共同して、地域の課題に取り組む)、「自主企画プログラム」(市民・大学・企業等が自由にテーマを設定し、展開する)、「多摩21くらしの祭典」(各プログラムを「くらし」の視点から集約し、再構成する)など多岐にわたるが、その中核となるのは「テーマプログラム」であった。

テーマプログラムとは、多摩地域が抱える多くの課題(テーマ)のなかから、各市町村に共通した広域的課題を取り上げ、それぞれの課題ごとに関係者が知恵を出しあって、具体的な試みを積み重ねていく事業である。これには、「365万人リサイクル型都市の形成(リサイクルプログラム)」「多摩川の復権」「国際芸術・文化ゾーン多摩の創造」「都市型近郊農業の新しい展開」「多摩の湧水・崖線の保全」「多摩のスポーツ交流ネットワークの形成」の6つのプログラムがあった。

この事業展開計画決定によってTAMAらいふ21は実質的にスタートしたが、当組合は、テーマプログラム中の「365万人リサイクル型都市の形成(リサイクルプログラム)」に深く関わっていくことになった。



TAMAらいふ21

(2) 広域分別収集・処理モデル実験

① モデル実験の概要と体制

TAMAらいふ21のテーマプログラム「365万人リサイクル型都市の形成(リサイクルプログラム)～リサイクル文化は地球を救う～」の目標は、次のように設定された。

多摩365万市民や市町村、関係企業が連携し、21世紀を展望したリサイクル型都市の形成をめざす。

◎365万人リサイクル型都市づくりに向けた市民意識の高揚

◎各市町村の領域を越え、市民・企業・行政が協働した広域リサイクルシステムの形成

◎広域的な取り組みに対応した各自治体のごみの減量化・再資源化方式の確立

この目標に沿って、平成4年(1992)7月、「基調の形成」「広域リサイクルシステムの構築」「リサイクル型ライフスタイルの確立」の3部門に分けられた。このうち、「広域リサイクルシステムの構築」部門の中心となるのは、「広域分別収集・処理モデル実験」であった。

広域分別収集・処理モデル実験の形態と目的は、次のとおりである。

1) 市町村の行政区域を越えて資源を収集・処理するモデル地区を設定して広域的な資源分別収集を行いながら、統一的な分別収集仕様について検討・調整するとともに、収集・処理データを解析して広域的な資源分別収集の効果と課題を明らかにすること。

2) 多摩地域全体を視野に入れた、より広域的なリサイクルシステムを確立するため、全体で取り組む必要がある事項を整理すること。

この広域分別収集・処理モデル実験の2つの実験地域の1つに当組合の管内が選ばれ(もう1つは西秋川衛生組合)、進行中のリサイクルセンター建設設計画は上記目的に沿って、より広い視野からさまざまな検討が加えられることになった。つまり、リサイクルセンター建設設計画は、当組合の当面の課題もあるが、同時に、多摩地域における広域リサイクルシステム構築のためのモデルともなったわけである。モデル実験地区に設定されることについては、多摩地

域で先頭を切ってリサイクルの問題に取り組もうとの末木管理者の考えもあって、当組合はむしろ積極的に“手をあげた”のであった。

モデル実験を進めるにあたり、平成4年(1992)11月には、関係団体による「広域分別収集・処理モデル実験(柳泉園管内)対策会議」および「同検討委員会」が設置された。対策会議(4市担当部課長、柳泉園組合、TAMAらいふ21協会事業推進室リサイクル部の14名で構成)は、実験の根幹にかかる事項を協議・決定する。また検討委員会(4市担当課・係長、柳泉園組合、TAMAらいふ21協会事業推進室リサイクル部の10名で構成)は、細部について協議する。所掌事項は次のとおりである(「設置・運営要綱」第3項)。

- 一 関係各市での資源ごみ収集方式の統一に関する協議・検討を行うこと。
- 二 資源の質的・量的確保、回収資源の安定的受皿に関する協議・検討を行うこと。
- 三 モデル実験を進めるために必要な器具・機材に関する協議・検討を行うこと。
- 四 モデル実験を進めるためにTAMAらいふ21協会が提供する器具・機材等の使用方法、配分等に関する調整を行うこと。
- 五 その他モデル実験を進めるにあたって必要な事項の協議・検討を行うこと。

以上のような組織と体制でモデル実験を進めることになったわけであるが、主として検討された課題は言うまでもなく上記一と二であった。具体的には、まず「搬入条件(受入れ品目、受入れ基準、コンテナの統一等)の検討」であり、またリサイクルセンター建設設計画によって惹起された「資源回収業界との調整」の問題であった。これは、言い換えれば、「リサイクルシステム構築のための技術的な課題」と、「社会のなかでのリサイクルシステムのあり方の問題」であり、モデル実験の真価が問われる本質的な問題と言ってよい。これらについては、改めて次項以降に記す。

② 搬入条件の決定

柳泉園組合管内の4市では、従来、資源化の対象品目も、その排出方法もまちまちであり、また選別も各々の場所で行っていた。今回、当組合のリサイクルセンターで各市の資源物を一括して選別・加工するにあたっては、品目・排出方法・収集方法などを統一する必要があった。そして、ここでの検討と実験を踏まえて、多摩地域の各市町村に共通した資源回収の基準、いわゆる「多摩規格」を形成していくというのが、このモデル実験の最大のねらいであった。

以下、対策会議・検討委員会での検討の結果、柳泉園組合で受け入れるための搬入条件として決まった事項を記す。

ア 受入品目(収集する品目)

受入品目は、紙類(新聞類・雑誌類・段ボール類に細分)・布類・びん類・缶類の4品目とする。

新聞に投入されるチラシ類は新聞として受け入れ、また、田無市で従来から回収していた牛

I 通 史

乳パックは紙類として、布団は布類として受け入れる(なお、その後布団は受入品目より外された)。

缶類は、6ℓ以下の飲料缶と食用缶の空き缶に限定する。ガスボンベは、爆発防止の意味から、当面は不燃物として収集する。

イ 受入基準(搬入の基準)

古紙・布類は、新聞類・雑誌類・段ボール類・布類に4分別のうえ結束して排出し、4分別のまま搬入する。結束しているビニールのひもは、収集時か積降ろし時に取り除く。搬入車両は原則としてパッカー車とする。平ボディー車の場合は、荷台を区分けして、品目ごとに降ろせるようとする。

びん類は、柳泉園組合の統一コンテナ(次項参照)に排出し、そのまま搬入する。搬入車両は原則として平ボディー車とする。

缶類は、統一コンテナ容器に排出し、それを搬入車両にあけて搬入する。搬入車両はパッカー車かダンプ車とする。

ウ 統一コンテナ

形状については、各市で従来から使用していた70ℓコンテナとする。色の種類は、びん類は緑色、缶類はオレンジ色とする。

(実は、色の種類については議論が沸騰した。田無市・保谷市はそれぞれ、びん・缶用の2種類のコンテナを使っていたが、色は両市では逆で、田無市の「びん用・黄色、缶用・青色」に対し、保谷市は「びん用・青色、缶用・黄色」であった。東久留米市では、びん用2種類(白びん・白色、その他のびん・緑)・缶用1種類(ボックス)であり、清瀬市はびん用4種類(白びん・黄色、茶びん・赤色、緑びん・緑色、その他のびん・青色)・缶用1種類(150ℓコンテナ)となっていた。当組合としては、管理上の都合もあり、少ないほうが望ましかった。そこで、1色案・2色案・3色案・5色案を検討した結果、2色に落ちついたのである)

③ 資源回収業界との調整

広域分別収集・処理モデル実験の対策会議・検討委員会が組織され、「不燃物処理・資源化施設(仮称リサイクルセンター)整備計画の概要」(前掲)も公表されて、当組合のリサイクルセンター建設の基本計画がほぼ固まった平成4年(1992)12月、大きな問題がもちあがった。地元で集団回収・新聞販売店回収・ちり紙交換回収などの営業を行っている資源回収業者の団体である、東京都資源回収事業協同組合(以下、「東資協」という)東多摩支部からの反発である。東資協は、資源物の回収から選分・加工を経てエンドユーザーへの供給までを、一貫して行政主导で行おうとする今回の計画は、集団回収など既存の民間資源リサイクルシステムを壊すものであると指摘した。また、この計画には民間の業者の入る余地がまったくなく、リサイクルセンターが「民間の選分加工施設と競合することにでもなれば、結果として公的補助に頼らずに営業してきた民間のシステムは撤退を余儀なくされ」(後出「要望書」)、地元の資源回収業者の生活が圧迫される、と反発したのである。

民間の資源回収業者が長くリサイクルを担ってきたことは事実であり、また、リサイクルセンターを通じての資源回収システムが彼らに営業上の打撃を与える可能性も、たしかに考えられた。しかし一方、ごみ処理の現状を見れば、リサイクルセンターはぜひとも必要なものであった。そうである以上、行政と民間の“共存共栄”(これが、この問題の解決に向けてのキーワードとなった)の道を何とか探る以外にない、と当組合および広域分別収集・処理モデル実験対策会議では基本方針を立て、さまざまに方策を協議した。当組合末木管理者と東資協代表、組合事務局・TAMAらいふ21協会担当者と東資協代表との非公式な話し合いも何度もたれた。また、問題解決に向けて議員団からの申入れもあった。

このような経過を経て、東資協東多摩支部(藤野昭吾支部長)は平成5年(1993)3月31日付で当組合末木管理者にあて「リサイクルセンター建設設計画等に対する要望書」を提出した。同要望書は、東資協が資源リサイクルに果たしてきた役割を述べ、前記のように新しいリサイクルシステムへの懸念を表明したのち、次の4項目の要望事項を掲げた。

要望事項

1. 集団回収などの既存の民間回収機構が、一層拡大発展するように市の普及活動を強化し、再生資源物の収集・選分作業に於いても、保健所の許可証や鑑札を有している我々回収業者に回収作業を委託して頂きたい。
2. 事業系資源の回収には、回収業者が引取り可能な質的量的な集約か又はコスト負担を必要とする場合が多くなっており、当該事業所に対して市の強い指導をして頂きたい。
3. 柳泉園内に建設するリサイクルセンター内の選分・加工作業には、永年にわたってその業に携わってきた私共組合の人員とノーハウを採用し、再資源化物の処理および管理を一括して委託して頂きたい。
4. リサイクルセンターで加工された再資源化物の流通に当っては、当組合として責任をもって適正価格で処理可能なルートを所持しており、これらのルートを十分に活用できるよう全面的に委任して頂きたい。

4項目のうち、前の2項は関係4市に対するものであり、後の2項が当組合に対するものである。それについて、広域分別収集・処理モデル実験対策会議で検討を行い、回答案を作成した。その後、4市および組合議会の議を経て、平成5年(1993)6月29日付で「リサイクルセンター建設設計画に対する要望書について(回答)」を末木管理者から東資協東多摩支部長あてに回答した。回答部分を下に掲げる。

要望書の回答

1. 集団回収の促進については、関係4市の清掃条例にも業者支援をうたっており、各市とも推進員をもうけて、集団回収を促進する考えである。
行政回収の委託については、各市とも職員を主体に行っており、当面は委託する意向はない。
2. 事業系の資源物については、各市の行う行政回収に含まないため、これらの回収については、

I 通 史

東資協で積極的に回収を進めてほしい、そのための事業者への指導については、関係四市とも、できるかぎり協力する。

3. リサイクルセンターの選分・加工・管理作業については、組合及び関係四市のリサイクル事業に協力してきた既存業者もいるため、要望事項の中で、古紙・布類の選分・加工作業のみについては、委託する考えである。
4. 回収物の流通ルートについても、選分・加工した資源化物を上記同様に古紙・布類のみについて、売却する考えである。

この回答に東資協東多摩支部は、「基本的に合意」し、「最大の協力をする決意」(同年7月13日付、当組合末木管理者あて「リサイクルセンター建設計画等に対する要望書の回答について」)を表明した。

その後、同年8月1日には、多摩地域6市(田無市・保谷市・東久留米市・清瀬市・小平市・東村山市)における資源リサイクルの受皿として、「東多摩再資源化事業協同組合」(組合員15社)が設立され、東資協東多摩支部の実務を引き継いだ。柳泉園組合では、回答にしたがい、同年10月に完成したリサイクルセンターの古紙・布類の選分および成果品の売却について、東多摩再資源化事業協同組合に業務を委託した。

なお、回答3に関連して、びん類・缶類の選別の業務については、当組合の粗大ごみ処理施設の稼働開始(昭和50年2月)以来、その選別等の仕事に協力してきた業者等(岡安商事㈱、(有)萩原商事、等)に委託した。ここでも“共存共栄”をはかったわけである。

④ モデル実験の成果

「広域分別収集・処理モデル実験」部門では、TAMAらいふ21の実施期間中(平成5年4~11月)に11回の対策会議と4回の検討委員会を開催し、モデル実験の細部について、上述のような検討と調整を重ねた。その間、リサイクルセンターの建設を平成4年(1992)12月に開始し、モデル実験実施に合わせて建設を早め、平成5年10月までにほぼ完成した。

モデル実験は、完成早々のリサイクルセンターを使用して、平成5年10~12月の3か月間、行った。この間、検討の結果に基づく方法で実際に収集・処理を行って、そのデータをとり、期間終了後に分析を行った。取得データは、ごみ収集作業の時間・距離、搬入車両数、処理量、処理人数、処理時間など多岐にわたるが、ここでは、TAMAらいふ21協会発行「広域分別収集・処理モデル実験報告書」(平成6年3月)に基づき、「分別収集によるごみ量の推移」「資源化量の推移」について紹介する。

ア 分別収集によるごみ量の推移

4市から当組合に搬入された「総ごみ量・種類別ごみ量」を、実験前(平成4年10~12月)と実験開始後(平成5年10~12月)の各3か月間の月平均で比較したのが表2である。

資源分別収集の成果という観点からは、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の増減が重要となる。すなわち、平成4年には可燃ごみあるいは不燃ごみに含まれていた資源物が、平成5年にはど

表2 モデル実験開始前後のごみ量の比較

		田無市	保谷市	東久留米市	清瀬市	合計	
平成4年 10~12月の 月平均 (t/月) [実験前]	可燃ごみ +不燃ごみ	2,070.8	2,389.6	3,130.8	1,785.0	9,376.2	
	資源ごみ	129.5	209.8	48.4	39.2	426.9	
	粗大ごみ 有害ごみ	29.5	30.8	35.8	37.7	133.8	
	合計	2,229.8	2,630.2	3,215.0	1,861.9	9,936.9	
平成5年 10~12月の 月平均 (t/月) [開始後]	可燃ごみ +不燃ごみ	1,894.0	91.5%	2,391.9	100.1%	2,752.5	87.9%
	資源ごみ	197.4	152.4%	276.1	131.6%	124.0	256.2%
	粗大ごみ 有害ごみ	34.7	117.6%	35.0	113.6%	19.7	55.0%
	合計	2,126.1	95.3%	2,703.0	102.8%	2,896.2	90.1%
			増加率		増加率		増加率

れだけ分別され、したがって増えているかが、重要だからである。まず、4市合計の「可燃ごみ+不燃ごみ」の量についてみると、平成4年の9,376.2tから平成5年は8,550.3tと825.9t減少(%にして約8.8ポイント減少)している。一方、「資源物」について見ると、同じく426.9tから767.4tと、こちらは340.5t(約79.8ポイント)の大幅な増加となっている。これには、実験開始と同時に市内全域で資源分別収集を開始した東久留米市・清瀬市が、それぞれ256.2ポイント(約2.6倍)、433.4ポイント(約4.3倍)と極端に増加したためもあると思われるが、しかし、既に以前から資源分別を行っていた田無市・保谷市でも、それぞれ152.4ポイント(約1.5倍)、131.6ポイント(約1.3倍)と確実に増加しているのである。この、「可燃ごみ+不燃ごみ」の減少、「資源物」の大幅増加という結果は、以前なら可燃ごみ・不燃ごみに含まれていたであろう少なからぬ量の資源物を、分別収集により取り出すことができたことを示している。

イ 資源化量の推移

表3は、各市の種類別資源化量を、やはり実験前(平成4年10~12月)と実験開始後(平成5年10~12月)の各3か月間の月平均で比較したものである。また表4は、同じく選別主体別に

表3 モデル実験開始前後の資源化の推移

		田無市	保谷市	東久留米市	清瀬市	合計	
平成4年 10~12月の 月平均 (t/月) [実験前]	古紙類	67.2	99.9	14.0	21.2	202.3	
	布類	11.5	0.5	0.2	0.5	12.7	
	びん類	39.2	74.7	9.3	9.8	133.0	
	金属類	67.7	101.0	162.6	70.2	401.5	
	合計	185.6	276.1	186.1	101.7	749.5	
平成5年 10~12月の 月平均 (t/月) [開始後]	古紙類	97.8	145.5%	132.2	132.3%	31.9	227.9%
	布類	7.5	65.2%	10.3	2,060.0%	0.3	150.0%
	びん類	53.1	135.5%	72.2	96.7%	49.6	533.3%
	金属類	68.2	100.7%	87.8	86.9%	147.4	90.7%
	合計	226.6	122.1%	302.5	109.6%	229.2	123.2%
			増加率		増加率		増加率

I 通 史

表4 関係市及び柳泉園組合における資源化量の比較

		田 無 市	保 谷 市	東久留米市	清 澄 市	柳泉園組合
平成4年 10~12月の 月平均 (t/月) [実験前]	古 紙 類	67.2	99.9	14.0	21.2	0.0
	布 類	11.5	0.5	0.2	0.5	0.0
	びん 類	37.0	72.2	4.1	7.5	12.2
	金 属 類	13.7	37.2	30.1	10.0	310.5
	合 計	129.5	209.8	48.4	39.2	322.7
平成5年 10~12月の 月平均 (t/月) [開始後]			資源増加率		資源増加率	
	古 紙 類	0.0	0.0%	0.0	30.4	217.1%
	布 類	0.0	0.0%	0.0	0.1	50.0%
	びん 類	5.4	14.6%	0.0	20.3	495.1%
	金 属 類	0.0	0.0%	0.0	38.4	127.6%
合 計		5.4	4.2%	0.0	89.2	184.3%
					16.5	42.1%
					833.0	258.1%

比較したものである。

表3から、全体の資源化量は194.8t(%にして約26ポイント)増加していること、品目別では、古紙類・布類・びん類が、それぞれ61.6ポイント、74.8ポイント、71.3ポイントと大きく增加了ことが分かる。

表4からは、田無市・保谷市は既にほぼ全量を当組合に搬入しているのに対し、東久留米市・清瀬市はいまだ独自に資源化している部分があったため、当組合に搬入していないものが約106t程度あることが分かる。しかし全体として、柳泉園組合での資源化量は前年から約2.6倍と飛躍的に增加了。

ウ モデル実験の総括

分別収集方式とリサイクルセンター利用により、資源の「量」の確保、「質」の高い再生資源、そして流通ルートへの「安定した供給」を目指し、その実践を通じて多摩地域の各市町村に共通した資源回収の基準、すなわち「多摩規格」を形成していこうというのが、このモデル実験の最大の目標であった。それらについて総括すると、次のようにあった。

まず、「量」については、4市における資源化量は前年比で26.0ポイント増加し、それらのほとんどが当組合リサイクルセンターに搬入された結果、当組合の資源化量は前年比で約2.6倍になった。

また、「質」については、資源分別収集により排出時に資源が大きく選別されているため(したがって、搬入されたごみから選別する量が減少したため)、資源の質は向上した。

流通ルートへの「安定供給」については、量の増大と質の向上により、再生資源業界との交渉力を高めることができ、資源を安定的に売却することが期待できるものとした(もっとも、これについてはその後、各地においてリサイクルが実施されたため、売却費が低迷し、流通はままならない状況におちいることになった)。

これらを総合すれば、少なくとも柳泉園組合管内については、この実験を契機に4市にほぼ

共通する分別収集が実現したことで大いに成果は上がったものと言える。また、多摩地域全体(約365万人)の1割を占める柳泉園組合管内(4市合計で約35万人)でのこの実験の成果は、広域的な統一リサイクルシステム(多摩規格)を確立するための重要な先行事例になるものと思われた。

(3) 他部門への参加

当組合では、TAMAらいふ21のテーマプログラム「365万人リサイクル型都市の形成(リサイクルプログラム)～リサイクル文化は地球を救う～」3部門のうち、ここまで述べた「広域リサイクルシステムの構築 広域分別収集・処理モデル実験」のほかの部門にも参加した。

① リサイクル巡回博物館・フリーマーケットの開催

「リサイクル型ライフスタイルの確立」の部門では、「リサイクル巡回博物館・フリーマーケット」を開催した。

リサイクル巡回博物館は、「ごみ問題をいろいろな角度から取り上げ、リサイクル意識の高揚を図る。子どもたちにリサイクルの重要性を判りやすく教え、リサイクルライフの担い手として育成する。地域ごとのリサイクル活動の実践に向けたしくみづくりの契機とする」ことを目的とする、言わば“親子で学ぶごみ・リサイクル何でも展”である。また、

フリーマーケットは、「誰もが気軽に参加し、

リサイクルを体験できるフリーマーケットを通じて、不用品を再利用し、物を大切にする生活習慣の定着化を図ることを目的とする。この2つは、一体のものとして開催された。

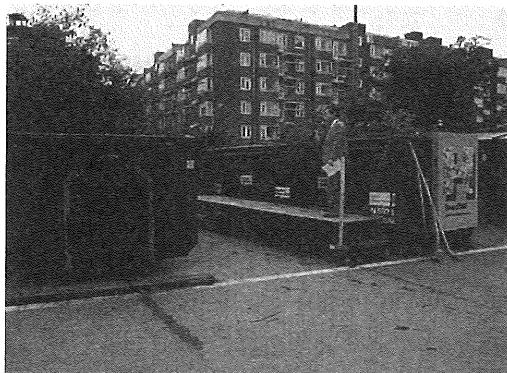
当組合は、関係4市とともにこの開催に取り組み、「東久留米会場」として平成5年(1993)10月23日(土)～24日(日)、当組合野球場で開催した。展示内容は、他の6会場と同様(「昔のリサイクルの知恵ゾーン」「いま 地球は……ゾーン」「いま あなたは……ゾーン」「いま多摩は……ゾーン」「いま 世界は……ゾーン」「企業のリサイクル活動展」の6ゾーン構成)であるが、当会場では、リサイクルセンターの竣工したばかりの時期もあり、同センターの施設見学会も1日3回実施し、当組合職員が案内した。フリーマーケットの出店は459コマ、2日間の来場者は1万7,000人であった。

② 先進都市定点観測隊への参加

「基調の形成」部門では、デンマーク、ドイツ両国のリサイクルへの取り組みを調査・観測する定点観測隊(隊長・寄本勝美早稲田大学教授、隊員12名)に、当組合事務局・平山福美資源推進課長を派遣した。両国は、国をあげてリサイクルに取り組んでいるリサイクル先進国で、デンマークはクリーン・テクノロジー(廃棄物の発生抑制、適正処理技術)の開発に努め、また、ドイツは自治体による廃棄物の収集・処理とは別に企業が別ルートで回収する「デュアル・シ



リサイクル巡回博物館・フリーマーケットの開催



コペンハーゲンのリサイクルパーク



オープンオーフ市庁舎前(デンマーク)

ステム」や「ごみ有料収集」などユニークな試みを行っている。観測隊は平成4年(1992)9月4～24日の日程で、コペンハーゲン(デンマーク)、ベルリン(ドイツ)の企業・処理施設などを視察した。平成6年3月には、「先進都市定点観測隊報告書」(TAMAらいふ21協会発行)を作成している。

3. リサイクルセンターの建設

平成4年(1992)12月、リサイクルセンター(不燃物処理・資源化施設)の建設に着手した。TAMAらいふ21の「広域分別収集・処理モデル実験」事業との兼ね合いで、平成6年(1994)3月完成・平成6年度稼働開始の予定を一年度早め、平成5年10月に完成させた。

完成したリサイクルセンターの概要是、次のとおりである。

敷地面積 約2,400m²

建築面積 約1,560m²

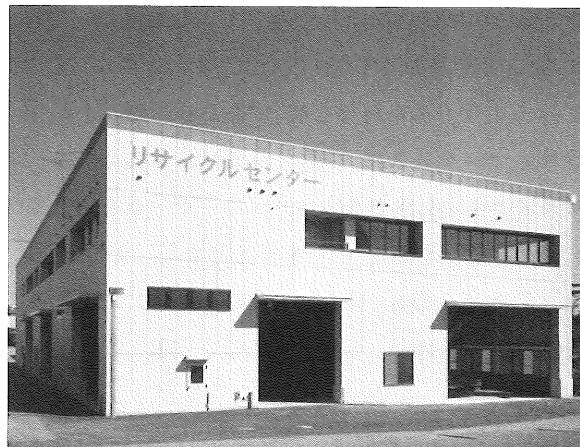
延べ面積 約2,690m²

処理能力 65t/5h

缶類	10t/5h
----	--------

びん類	15t/5h
-----	--------

古紙・布類	40t/5h
-------	--------



リサイクルセンター

本建設の総事業費は12億1,509万1,000円(国庫補助金4億5,441万5,000円、東京都補助金7,105万8,000円、起債6億2,690万円、一般財源6,271万8,000円)、施工管理は株環境技研コンサルタント、設計・施工は株クボタであった。

なお、TAMAらいふ21協会からは次の寄付を受けた。コンテナ容器洗浄施設(面積約180m²、鉄骨スレート造り、建設費用約5,400万円)、回収用コンテナ容器(1万個、費用約1,450万円)、運搬用フォークリフト一台(費用約350万円)、リサイクルセンター用備品・消耗品(費用約210万円)、見学者用モニター設備(費用約220万円)、出水川護岸間知ロック施工工事(費用約1,200万円)等、総額約1億235万円であった。なお、この施設の建設にあたり、あき缶処理対策協会より1,000万円の協力を得ている。

4. リサイクルセンター処理工程

既述のように、リサイクルセンターでは、びん類、缶類、古紙・布類の3種類に分けて、それぞれのラインで処理する。

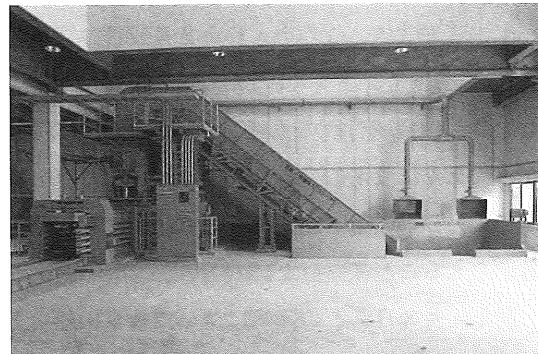
びん類のラインでは、まず、コンテナ容器で一括収集されてきたびんを、受入コンベアおよび垂直コンベアでセンター2階のストックコンベア(7系列)に送り、ここに1日分(コンテナ546ケース)を貯留する。ここから、コンテナ容器を集合コンベア(3系列)に乗せて搬送出コンベアに送る。^{いき}生びん(再利用可能なびん)は生びんコンベア上で、手選別により10種類に選別する。分けられた生びんは、コンテナ搬送コンベア・垂直コンベアを経て1階に降ろし、搬出する。一方、^{いき}生びん以外は、反転装置(コンテナをコンベアにあける装置)により手選別装置(ターンテーブル)に送り、カレットとして4種類(白・茶・緑・黒)に手選別し、それぞれ一階の貯留ヤードに貯留する。

缶類のラインでは、一括収集してきたものを受入ホッパに投入し、そこから供給コンベアで2階の搬送コンベアに送る。コンベア上で、まず磁選機によって鉄を、次いでアルミ選別機(磁性反発力を利用)

でアルミを選別し、それぞれ圧縮して貯留する。

古紙・布類は、新聞・段ボール・雑誌および布に分けて搬入される。新聞・段ボールは、プラットホームに設けた受入ヤードに貯留した後、また布類も移動式貯留箱に入れた後、受入ホッパに投入し、雑誌は直接、受入ホッパに投入する。それらは投入コンベアを経て圧縮梱包機に入り、ここで圧縮梱包される。梱包品はフォークリフトによって場内の貯留ヤードに運び、ここに貯留する。作業中に発生する粉塵は集塵機(バグフィルタ)で処理し、臭気については活性炭方式の脱臭装置で対処する。

^{いき}生びん選別作業は(有)下田商会に、カレット選別作業は岡安商事㈱に、缶類選別作業は(有)萩原商事に、そして古紙・布類作業は東多摩再資源化事業協同組合に、それぞれ委託した。



古紙・布類プラットホームと投入コンベア及び古紙圧縮梱包機

第3節 東村山市との広域化問題の経緯

1. 広域化の発端と広域処理検討委員会の設置

リサイクルセンター建設に向けて整備計画の作成を進めていた平成4年(1992)の初め、もう1つの重要な検討課題が発生した。当組合と東村山市との、いわゆる「広域化」構想、より正確に言えば、柳泉園組合と東村山市との間で協議が進められた廃棄物の共同処理に関する構想である(この場合、「広域化」とは、柳泉園組合管内地域と東村山市の区域を指す)。これは、結果的には実現しなかった構想ではあるが、広域清掃行政にとって重要な視点が含まれていたと思われる所以、以下にその経緯を記す。

平成4年(1992)2月12日、東村山市の市川一男市長が当組合の末木管理者(田無市長)を訪れ、ごみ・し尿処理の共同処理についての申入れを行った。内容は、

- ◎当面のし尿の共同処理
- ◎将来的にはごみの共同処理
- ◎最終的には「合併」をも含む共同処理

の提案であった。

末木管理者は、この申入れを2月17日の管理者会議(末木管理者、都丸哲也副管理者[保谷市長]、稻葉三千男副管理者[東久留米市長]、渋谷邦蔵副管理者[清瀬市長]で構成)において報告し、これは広域行政の見地から検討すべき課題であること、また、当面の対応から将来に向かって徐々に段階的に進めていくべきことであるとの基本的な考え方を示し、了解を得た。また、同年3月2日の第1回定期議会においてもこの件が報告され、さしあたって事務的な面での検討から入ることになった。

同年4月8日、この問題について柳泉園組合と東村山市がともに検討する場として、「柳泉園秋水園広域処理検討委員会」が設置された。同検討委員会の目的および所掌事務は次のとおりである。

(目的)

第1条 この要綱は、田無市、保谷市、東久留米市及び清瀬市の四市で構成する柳泉園組合(以下「柳泉園」という。)と東村山市(以下「秋水園」という。)が、今日の一般廃棄物を取り巻く社会情勢を認識し、清掃行政における広域的な処理を図るために、共同処理のあり方等について必要な事項の調査検討をするために、柳泉園秋水園広域処理検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を調査、検討、協議し、その内容を報告書にまとめるものとする。

- (1) ごみ及びし尿処理等の共同処理に関すること。
- (2) その他、必要とする事項

(「柳泉園秋水園広域処理検討委員会設置要綱」)

上記文中で「秋水園」とあるのは、東村山市所有のごみ処理・し尿処理施設(昭和37年にし尿処理施設、同42年にごみ処理施設をそれぞれ整備した)の名称である。今回の広域化がごみ・し尿処理に関する事を明確にするため、この要綱では秋水園の名を用いたのであるが、自治体名称のレベルでは、あくまでも柳泉園組合と東村山市となる。

検討委員会は、柳泉園組合側6名、秋水園側5名で構成され、委員長には門田明典柳泉園組合事務局長、副委員長に石井仁東村山市環境部長が選任された。また同年5月には、小委員会(ごみ処理担当者会議、し尿処理担当者会議)を設置して、細部の技術的な検討を行うこととした。この検討委員会は、翌平成5年3月に「柳泉園組合・東村山市一般廃棄物処理施設広域化基本計画 報告書」をまとめるまで、約1年間で21回の多きにわたって開催された。

この間の平成4年(1992)9月2日、第3回定例議会において末木管理者は、検討委員会での協議を踏まえ、この問題についての次のような基本的な考え方を示した。

- ① 広域化により合理的な施設運営を図る。
- ② 最終的には東村山市が柳泉園組合に加入することとなる。
- ③ 住民への対応は慎重に行う。
- ④ 組織はひとつでも場所は2か所である。
- ⑤ 財産的な問題は今後詰めることとする。
- ⑥ 今後は具体的なメリット等を明確にする。

その上で末木管理者は、今後は順次、管理者会議に諮り^{はか}、議会に報告のうえ、住民の理解を得るものとすることとした。

2. 「広域化基本計画報告書」の作成

柳泉園秋水園広域処理検討委員会は、1年に及ぶ協議を経て平成5年(1993)3月、「柳泉園組合・東村山市一般廃棄物処理施設広域化基本計画 報告書」をまとめた。検討委員会の過程で、両自治体(柳泉園組合と東村山市)のごみ処理施設・し尿処理施設が同時期に更新を迎えるにあたり、両者が隣接すること、また、し尿処理は小規模になることを踏まえ、広域化できる事項については広域化を進め、「有機的な相互依存体制」を押し進める、との基本的な合意がなされていた。したがって本報告書は、広域化を前提に、より合理的な広域化基本計画を策定するための指針、という位置付けとなる。

同報告書は、三多摩地域における廃棄物処理の普遍的原則(地理的条件・中間処理施設・最終処分地)の確認、両自治体の廃棄物処理の現状と整合性の確認、広域化に付随するメリット・デメリットの判断と広域化の優先順位等を検討したうえで、ごみ処理施設計画およびし尿

I 通 史

処理施設計画を提示した。

(1) ごみ処理施設計画

検討委員会では、ごみ処理施設計画について、

◎中間処理施設用地の有効活用

◎中間処理施設の効率的運営

◎科学的知見の強化・導入

◎財政効果

の各点から検討を行ったが、何よりも早急な整備が必要とされるのは施設更新であった。というのは、両自治体の現有ごみ処理施設能力は、平成10年度にはごみ搬入量に対して不足することが明らかに予想されたからである。すなわち、柳泉園組合・秋水園管内(田無市・保谷市・東久留米市・清瀬市及び東村山市の5市)のごみ焼却量は、過去7年間(昭和60年度～平成3年度)に約287t/日から369t/日まで増加し、このままの伸び率でいくと平成10年度には約450t/日となる。一方、柳泉園組合の第1・第2工場と秋水園ごみ処理工場を合わせた実処理能力が451t/日であるため、平成10年度を境にごみ量と焼却能力は逆転することになるのである。

そのため報告書では、昭和60～平成3年度のごみ処理実績をもとに将来のごみ焼却対象量を算定し、工事着工平成7年度、計画目標年度平成17年度で、複数の新たなごみ処理施設を建設する計画を立案した。計画は、さまざまな条件を勘案した結果、次の3案を集約案とした。

1. ごみ処理施設

- | | | | |
|----------|-------|---|-----------|
| 1) ケース・イ | 第1期工事 | $172t \times 3\text{炉} = 516t/\text{日}$ | (建設地：柳泉園) |
| | 第2期工事 | 計画策定時に、研究・検討を加え再利用の方法を選択する。
(但し、規模は $126t \times 2\text{炉} = 252t/\text{日}$ である) | |
| 2) ケース・ロ | 第1期工事 | $170t \times 3\text{炉} = 510t/\text{日}$ | (建設地：柳泉園) |
| | 第2期工事 | $170t \times 1\text{炉} = 170t/\text{日}$ | (建設地：秋水園) |
| 3) ケース・ハ | 第1期工事 | $140t \times 3\text{炉} = 420t/\text{日}$ | (建設地：柳泉園) |
| | 第2期工事 | $80t \times 3\text{炉} = 240t/\text{日}$ | (建設地：秋水園) |

2. 粗大ごみ処理施設

各ケースとも $110t/5\text{h}$ (建設地：柳泉園)

なお、ここに示された案は、一見して施設規模がかなり大きくなっている。その理由は、予測値算定のベースとなった昭和60～平成3年度が、他の三多摩市町と同様に5市においてもごみが史上最も多くなり、しかも年々増え続けていた時期にあたっていたことである。当組合の場合、ごみ搬入量は昭和60年度の9万t台/年から昭和60～平成2年度は10万t台に増え、平成3年度にはついに11万t台に達した。実際には、この平成3年度が当組合での最高記録であり、翌4年度からは漸減していくことになるのだが、報告書作成の時点では、平成3年度までのいわゆる「右肩上がり」の数値を使用したため、結果的に対応する施設規模が大きく算出されることになったわけである。

(2) し尿処理施設計画

し尿処理施設については、柳泉園組合・東村山市とも、施設が老朽化したこと、また、し尿搬入の減少により施設規模が過大になり維持・管理の面で合理性に欠ける施設となったこと、などから新たな施設の整備が必要であった。この件については、割合に早くから広域化することで両自治体間の合意があり、それを踏まえて検討委員会で協議した結果、建設費・維持費・人件費等の財政負担の軽減、既設施設撤去跡地の利用など、広域処理による利点が多いとして、以下に示すような集約が行われた。

① し尿は柳泉園組合、東村山市を合わせての広域処理とする。

② 広域化後の処理は秋水園で行う。

③ 施設整備は平成7年度竣工を目標とする。

整備方法については、標準脱窒素方式による50㎘/日の施設とすることとした。

3. 広域化問題の終結

平成5年(1993)3月に「柳泉園組合・東村山市一般廃棄物処理施設広域化基本計画 報告書」をまとめて、広域化へのスタートラインに立った当組合と東村山市だったが、その後、事態はスムーズには進捗しなかった。

平成5年(1993)8月、東村山市長から当組合に対し、時間の猶予をいただきたい旨の申入れがあった。市民および職員組合から、広域化の件を進める前にごみの減量化等の問題を解決してほしいとの要望があったというのが、その理由であった。3か月後の同年11月、再び東村山市長から、ごみ減量・広域化の問題について、懇談会を設けてさらに市民の意見を聞き、その後に特別委員会・市議会への手続きを踏みたいので、平成6年8月まで時間をいただきたいとの、再度の申入れがあった。

当組合では、東村山市の状況を勘案して、再度の延期について了解した。とはいっても、前述のように、ごみ量が年々増加の一途をたどっているのに対して、当組合のごみ焼却施設の処理能力は、第1工場(昭和51年4月稼働、58年3月改造)の老朽化により年々低下しており、これの更新については時間の猶予がなかった。そこで当組合では、広域化を視野に入れながら、当組合単独でも将来のごみ処理需要に対応できる施設を建設することとした。この計画では、昭和60~平成3年度のごみ量の実績と関係4市のごみ減量化施策をもとに、平成17年度を目標年度として予測ごみ量を374t/日と推定し、処理能力380t/日(190t×2炉)のごみ処理施設を建設することとした(当然のことながら、この施設能力は、前述「報告書」中で、広域化した場合に建設を予定したおよそ510t/日のごみ処理施設のうち、柳泉園組合分として想定した能力と同じである。広域化の件が進展した場合には、再び510t/日の炉について検討することとした)。この計画に基づき、平成6年2月には環境影響評価案を東京都に提出し、同年4月には6会場(小平市・保谷市・東久留米市・清瀬市・東村山市・所沢市)で説明会を行った。

この間、東村山市においては、平成6年(1994)3月、市民・学識経験者27名を委員とする

I 通 史

「廃棄物処理等の広域化問題に関する懇談会」が設置され、まず広域化のうちに秋水園が広域処理を担当するし尿処理施設計画について検討が重ねられた。その結果、同年8月24日には、「し尿処理は各市が単独で行うべきで、住民同意も得られておらず、広域化計画は取り下げるべきだ」(平成6年9月1日付「読売新聞」)との結論に達した。既に市川市長は、懇談会の意見を最大限尊重すると約束していたため、これにより、同年度中の着工に向けて9月議会に提出する予定だったし尿処理場建設のための補正予算の提案は見合わされた。

このような経過を経て、平成6年(1994)9月、東村山市はごみ処理・し尿処理の広域化そのものを断念し、同年9月28日、市川市長はその旨を正式に末木管理者に伝え、12月1日の当組合の第4回定期議会において、事実上白紙に戻ったことが報告されたのである。

第4節 各種計画の流れ

1. 基本計画策定への試行

当組合におけるごみ処理・し尿処理の最大の課題は、搬入されたごみ・し尿を常に、充分に処理すること、そして安全に処理することである。「充分に処理する」は処理の「量」にかかわる問題であり、したがって当組合を構成する4市の人口と組合施設の処理能力の問題である。また、「安全に処理する」は処理の「質」にかかわる問題であり、主として昭和40年代以降に生まれた環境保全の意識への対応、すなわち、公害のない処理を行うための施設・体制をいかにつくりあげるかの問題である。

既に再三ふれたように、当組合を構成する4市では、昭和30年代に始まる都市化に伴って飛躍的に人口が増加し続け、これによりごみ・し尿の排出量も増加の一途をたどった。また、昭和40年代には、生活様式の変化に伴ってごみ自体の質も変化し、さらに、ごみ質の変化や粗大ごみ・不燃ごみ(焼却不適ごみ)等の増加は、焼却システムの検討を余儀なくし、分別処理等の新たな業務も発生させた。こうした流れの結果、昭和50年代には、過去のデータと実績を踏まえて将来を予測し、その変動を正確に把握して調整しながら、それに即応する施設と業務体制をあらかじめ整備すること、すなわち、長期的視点に立ったごみ・し尿処理計画の策定が必要とされるようになったのである。

当組合における最初の試みは、昭和53年(1978)作成の「廃棄物処理施設計画策定資料」である。本資料は、し尿処理についてはふれず、ごみ処理の問題について、現状の処理方法・将来の想定人口・計画処理量・施設の現況・将来の想定プラント等について検討を行っている。想定人口・ごみ搬入量については、昭和53年度～昭和65年度(平成2年度)の13年間を対象としているが、それによれば、例えば昭和60年度の4市想定人口は約37万1,000人(実際には約33万2,000人)で、ごみの年間搬入量は約12万3,400t(同約9万5,600t)、また昭和65年度(平成2年度)の4市人口は約38万3,000人(実際は約34万8,000人)で、ごみの年間搬入量は約14万1,000t(同約10万9,000t)となっており、いずれの場合も、その後の実際の数値よりもやや多めに推定され

ている。これは、過去5年間の人口・搬入量を基に算出しているからで、この種の計画には常にについてまわる誤差であり、これをその後の推移に応じて微調整していったのである。

その後、昭和57年(1982)9月開催の組合定例議会において、当組合および関係4市の清掃担当部署によって構成する「廃棄物処理計画策定連絡推進会議」の設置が議決された。これは、直接的には、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が同年7月から西多摩郡日の出町谷戸沢に最終処分場の建設を開始したことを受け、ごみの排出から中間処理、最終処分までの流れについてのシステムを確立するために設置されたものであるが、同時に、従来は4市がそれぞれに検討していたごみ適正処理に関する施策を総合的に研究・検討するための場でもあった。ここで検討された主な課題は、①4市の分別収集体系の確立と実施条件の調整、②ごみの搬入管理体系の整備と適正化、③柳泉園組合資源化促進条例(仮称)の制度化等であり、その検討結果の一部は、昭和59年度策定の「柳泉園組合五カ年計画」に生かされることになった。

2. 第一次・第二次五カ年計画の策定

(1) 第一次五カ年計画

当組合における最初の本格的な長期計画である「柳泉園組合五カ年計画」は、上記の廃棄物処理計画策定連絡推進会議の検討等を経て、昭和59年(1984)に策定された(後に第二次が策定されたため、これを第一次とする)。本計画は、昭和60年度～64年度(平成元年度)の5年間にについて、ごみ処理計画・し尿処理計画・分析計画・環境整備計画・行財政計画を策定している。

ごみ処理計画については、「廃棄されたごみの処理にあたっては自然の浄化作用及び能力を逸脱しないように処理することが基本である。この基本理念にもとづいて廃棄物を処理することが公害の発生を防止することとなり、生活環境の保全につながることを基本的理念とした。そのうえで、当組合が処理対象とするごみの種類を、可燃ごみ(混合芥)、不燃ごみおよび焼却不適物(危険物)、粗大ごみ、有害ごみ(廃蛍光管、廃乾電池、水銀体温計)に分け、それぞれの処理方法を示した。また、昭和64年(平成元年)における搬入量を約9万9,300t/年と推定し(実際は約10万9,500t)、その処理には、改造を終えた回転燃焼ストーカ型焼却炉(ごみ処理第1工場、150t/日)と建設中の新ごみ処理施設(ごみ処理第2工場、240t/日)とで対応することとした。

一方、し尿処理については、荒川右岸東京流域下水道事業の進展により、搬入量が年々減少しつつある現状を踏まえて、第3工場(昭和54年10月に運転休止)に続いて第2工場も昭和59年(1984)2月から休止し、第1工場(200kℓ/日)だけで対応することとした。また、し尿汚泥コンポスト施設(昭和56年4月稼働)については、廃棄物利用として有意義であり、稼働を続行させることとした。

(2) 第二次五カ年計画

第一次五カ年計画は平成元年度をもって終了し、この間、ごみ処理第2工場の稼働、粗大ごみ処理施設の改造、温水プールの設置など、所期の成果を得た。

I 通 史

当組合では、引き続き長期的視野に立つ計画を進めることとし、平成元年(1989)3月には、いったん「中期計画」の名で諸課題を整理した。これをさらに、より広い視野から検討を加え、計画を練り直して策定したのが平成2年5月発表の「第二次五カ年計画」である。

本計画は、「社会経済の発展と相俟って排出されるごみは大量かつ多種多様であり、し尿は下水道整備が進む中、益々減少する状況にある。また一方で住民の快適な生活と不安のない周辺環境作りの意向は、環境問題に対する意識の高まりとなり、このことが最終処分場確保を困難にするなど、廃棄物問題を取り巻く情勢は厳しく、これらの清掃行政の課題を適切に解決し得る対策が望まれている」(同計画第1章第2節「策定の趣旨」)との基本認識に立ち、平成2年度～6年度を対象期間として、各課題について具体的な方向を示している。

ごみ処理計画では、既設の第2処理工場(第1工場・150t/日、第2工場・240t/日)の処理能力低下と、ごみ搬入量の増加からみて、平成8年度には全量処理が困難になると推定のもとに、処理能力340t/日程度の焼却炉を新設するものとした。

し尿処理では、下水道整備の進展に伴ってますます減少しつつある搬入量に対し、施設規模が過大となるところから、適正な処理が行える規模に施設の改造を行うこととした。

さらに本計画は、今後取り組むべき課題として、プラスチックの取扱、公害対策の推進、焼却残灰の溶融固化、余熱利用の推進、し尿の無希釀処理、清掃工場間の協力、粗大ごみ処理施設の更新、粗大ごみおよび古紙の再生利用、資源回収、体育施設(低利用施設)の対策、清潔園の有効利用の11項目をあげている。

3. 「一般廃棄物処理基本計画」の策定

平成3年(1991)3月には、目標年次を平成17年度とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定した。これは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)第6条に基づく厚生省生活衛生局環境部環境整備課長通知(平成2年2月1日付)に則り^{のつと}り、立案したものである(翌平成3年10月施行の改正廃掃法においては、この基本計画策定は市町村の義務となった)。

本基本計画では、「廃棄物の減量化・再生」「廃棄物の適正な処理の確保」を2本柱とし、構成4市の廃棄物の排出構造の解析に基づいて、資源化・減量化の方策の立案を行った。

(1) 資源化・減量化に関する目標

構成4市における「資源化・減量化に関する目標」については、次のような具体的な広報・啓発を行っていくこととした(第5章第1節「ごみ処理基本計画」)。

- ① 市報等広報誌を活用する。
- ② 清掃施設の見学会を実施する。
- ③ 自治会等の住民団体へのPR及び協力要請
- ④ 副読本の検討と学校教育での啓発
- ⑤ 自治会等による集団回収の推進と組織の育成
- ⑥ 生ごみの処理容器(コンポスター)の普及PR

⑦ 資源回収業者の確保と指導

また、「資源化の実行」については、次の2段階で資源回収を行うこととした。

- ① 排出・収集時に、資源ごみ収集・集団回収等によって回収する。
- ② 中間処理施設(柳泉園組合施設)の不燃・粗大ごみ処理施設およびストックヤードで回収する。

これにより、将来的な資源化の目標値を次のように設定した。

可燃物資源化の目標値 10%

不燃物資源化の目標値 30%

(2) 中間処理に関する目標

当組合が行う中間処理については、4市での資源化・減量化の実施状況、ごみ搬入量の増加、現有施設の老朽化などの問題を考慮し、さらに緊急性も加味して、次のような優先順位で施設整備の目標を設定した。

① ストックヤード(資源物置場)の整備

4市において資源ごみ収集が開始・発展するにつれ、収集した資源ごみのストックヤードの確保が緊急の課題となっていた。これに対応するため当組合では、平成4～5年度を目標に、組合敷地内あるいは清柳園跡地を候補地として、ストックヤードの整備を行うものとした(既述のように、その後、この発想を転換し、資源ごみ回収に組合が積極的な役割を担おうとするところから進められたのが、リサイクルセンターの建設であった。第2節「1. ごみの減量化・再資源化の流れとリサイクルセンター建設計画」参照)。

② 焼却処理施設の整備

過去の搬入・焼却実績から目標年次(平成17年度)の1日平均処理量を395tと算出し、これを全量処理するため594t/日(198t/日×3炉。うち1炉は将来増設分)の焼却炉を整備することとした(この新焼却炉は、その後、東村山市との広域化検討の際に規模が大きく変更され、広域化終結後に再び柳泉園組合単独の建設となった。その際、想定の基数となった搬入量のデータを近年のものにずらした結果、施設規模はやや縮小された。本章「第3節 東村山市との広域化問題の経緯」および第6章「第2節 新ごみ処理施設の建設」参照)。

③ 粗大ごみ処理施設の整備

平成16年度を目標として、70t/日の施設整備を行うこととした。

第5節 周辺自治会との協議

1. 道路新設に関する協議の経緯

既述(第4章第3節)のように、ごみ処理第2工場の建設にあたり、当組合は柳泉園施設対策東村山協議会(地元住民と東村山市とで組織)との間で、「ごみ処理施設建設に係る協定書」を昭和58年(1983)4月28日に締結した。

I 通 史

同協定書の「4. 周辺対策事業について」の(3)は次のとおりである。

- (3) 乙(柳泉園組合)は、環境整備をはかる見地から、別図による道路について東村山市当局と協議し、協議結果をもって整備を行うものとする。

ここでいう道路とは、組合敷地南西に隣接する東村山市恩多一丁目から、テニスコート北側の組合敷地内の山林を抜けて、組合正門前の道路につながる延長約200mの「新設道路」のことである。元来、この地区から組合正面道路に通じる道は、久米川グリーンランド東北端からテニスコート南側を抜ける1本しかなかった。そのため、第2工場建設にあたっての地元住民との折衝の過程で、地元地主の間から道路新設についての要望があり、それが協定書に盛り込まれたのである。

当組合では昭和59年(1984)、協定書の事項を遵守・履行すべく、この道路新設についても整備を前提として、地元住民および東村山市との協議を行うこととした。しかし、昭和59年6月、やはり地元である久米川グリーンランド自治会から東村山市および当組合に対し、道路新設による緑地の減少と交通問題(事故・騒音・排気ガスによる汚染など)の発生を懸念する立場から、道路整備計画中止の要望が提出された(組合宛は同年7月13日付「新設柳泉園の周辺道路の中止及び環境保全についての要望書」)。同自治会の要望は、道路新設計画の中止、私有地の組合による買収、その他テニスコート・駐車場等の設置中止、というものであった。当組合では、要望書中の他項目(テニスコート・駐車場の設置等)について改善案を示すとともに、新設道路問題については、用地買収は困難であること、新設については協定書の取決めに基づき協議を行うことを回答した(同年8月15日付および10月31日付「回答」)。

翌昭和60年(1985)10月、同自治会は、「道路新設反対請願書」(129世帯署名)を、東村山市および当組合に対して提出した。以後、当組合・久米川グリーンランド自治会・地元地主側・東村山市の間での協議は5年間、数十回に及んだ。この間、グリーンランド自治会側は一貫して道路新設反対を主張し、また地主側は協定書の約束事項を守っての道路新設を要請して、協議はなかなか集約点を見いだせなかった。昭和62年には、地主の私有地部分約92mについてだけ道路整備を行う考えが浮上し、さらに平成元年(1989)からは新設道路計画区域における地主側の土地開発という新たな問題も発生した。

このような経緯を経て平成2年(1990)9月、グリーンランド自治会から、通り抜けの道路の整備は反対であるが、地主の私有地部分の整備について反対はできない旨の回答を得た(28日受理)。一方、平成3年12月には、柳泉園周辺の地主を中心とする自治会「柳泉園周辺地主会」が組織され、以後、道路整備に関する協議はこの地主会を通じて行った。この結果、平成4年3月から地主側の約92mについて道路整備が行われ、当組合では工事費用1,720万円を東村山関係整備負担金(周辺地域振興費)として東村山市に支払った。

その後、残りの柳泉園組合敷地部分についての道路整備は行われていない。当組合としては、

昭和58年(1983)4月締結の協定書に従い、関係者間の合意が整えば履行する予定である。

2. 「柳泉園組合周辺自治会協議会」の設置

当組合と柳泉園施設対策東村山協議会の間で昭和58年(1983)4月28日に締結した「ごみ処理施設建設に係る協定書」の「4. 周辺対策事業について」の(4)は次のとおりである。

- (4) 甲(柳泉園施設対策東村山協議会)・乙(柳泉園組合)及び丙(東村山市)は、甲・乙間の諸事項について、年2回定期的に協議を行うものとする。

この取り決めにしたがって、当組合では昭和58年10月以降、柳泉園施設対策東村山協議会の各自治会(当初は恩多自治会・川東組、恩多東自治会、久米川グリーンランド自治会、恩多一丁目工業団地自治会の4自治会)および東久留米市関係の3自治会(下里自治会、柳窪自治会、久留米西団地自治会)との定期協議会を開催し、施設の運転状況・工事の進捗状況・組合の計画する事業・当面の諸課題等について説明し、協議を行った。

この協議会を20回ほど継続したのち、平成5年(1993)6月には、当組合と周辺自治会との相互理解をより深め、必要な事項について連絡調整を行う場として、「柳泉園組合周辺自治会協議会」を組織した。同協議会は、「柳泉園組合周辺自治会(東村山市)協議会」と「柳泉園組合周辺自治会(東久留米市)協議会」からなる。

柳泉園組合周辺自治会(東村山市)協議会は、次の団体によって構成される。

- ① 柳泉園組合
- ② 柳泉園施設対策東村山協議会
 - ア 恩多自治会(川東組)
 - イ 恩多自治会(梨恩会)
 - ウ 柳泉園周辺地主会
 - エ 久米川グリーンランド自治会
 - オ 恩多東自治会
 - カ 恩多一丁目工業団地自治会

③ 東村山市

柳泉園組合周辺自治会(東久留米市)協議会は、次の団体によって構成される。

- ① 柳泉園組合
- ② 東久留米市関係自治会
 - ア 下里自治会
 - イ 柳窪自治会
 - ウ 久留米西団地自治会

③ 東久留米市

I 通 史

本協議会は、事務所を組合事務局に置き、定期協議会を年2回(4月、10月)開催するほか、臨時協議会(隨時開催)や研修会等を開催して現在に至っている。

第6節 組合内の動向

1. 管理者の交代

平成元年(1989)3月、第7代管理者の都丸哲也保谷市長が退任した。都丸氏は昭和56年12月以来8年にわたって管理者を務められ、この間に、ごみ処理第1工場の改造、ごみ処理第2工場の建設、温水プールの設置などの大事業を完成させた。退任後も、引き続き副管理者として組合にとどまられた。

平成元年4月、第8代管理者に吉田三郎東久留米市長が就任した。吉田氏は、昭和57年(1982)1月に東久留米市長に当選し、以来、当組合副管理者を務められていた。副管理者には、前記都丸保谷市長のほか、末木達男田無市長(昭和60年5月から在任)、渋谷邦蔵清瀬市長(昭和45年4月から在任)が留任した。

平成2年(1990)1月、吉田三郎東久留米市長は2期8年の任期満了をもって市長を退任し、当組合管理者の職も離れた。

平成2年(1990)1月、第9代管理者に末木達男田無市長が就任した。末木氏は田無市助役から昭和60年(1985)5月に田無市長に当選、以来、当組合副管理者を務められていた。副管理者には、都丸哲也保谷市長(平成元年4月から在任)、渋谷邦蔵清瀬市長(昭和45年4月から在任)が留任し、また東久留米市長に当選した稻葉三千男氏が新たに就任した。

2. 規約の変更

平成4年(1992)2月、組合規約の変更を行った(1月24日申請、2月21日許可)。これは、地方自治法改正に伴い、第13条2号の監査委員の資格に関する条文を、次のように一部修正したものである。

(旧)

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、知識経験を有する者及び議員のうちから各1人を選任する。

(新)

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから各1人を選任する。

これが規約制定(昭和35年9月30日)以来、第12回目の変更であり、ここで変更された規約が現行規約となっている。

第6章 新ごみ処理施設の建設とごみ・し尿処理の明日 平成7年～

第1節 概 説

ここ数年のごみ処理を取り巻く状況は、一言で言えば、ごみ処理が1つの大きな社会問題であるとの認識が定着したことである。例えば、資源化・再利用化の流れから生まれた家庭ごみの多様な分別収集への対応は日常生活に直結し、また中間処理におけるごみ処理のあり方は生活環境に直結し、また最終処分場埋立ての進行は将来の生活に直結しているのである。

このような状況のなかでも、当組合は、減少しつつあるとはいえ毎年9万t前後のごみを十分に、適切に処理していかねばならなかったが、既にごみ処理第1工場(150t/日)は老朽化し、ごみ処理第2工場(240t/日)も能力低下をきたしていた。そこで当組合は、将来のごみ量予測と資源化・減量化率を踏まえ、更新施設として平成6年(1994)2月に新ごみ処理施設を建設する計画を発表し、一連の環境影響評価手続きに入った。その過程では、近年の状況を反映して、環境を守る立場から処理方法や施設規模に対する意見が多く寄せられた。当組合は、その一部を受け入れ、2回の事業変更(平成7年10月：施設規模を「330t(165t×2炉)」から「315t(105t×3炉)」へ縮小変更、平成8年5月：煙突の高さを59mから100mに変更)とそれに伴う環境影響評価書案の変更を行ったのち、平成8年11月に環境影響評価書を東京都に提出した。最終的に新ごみ処理施設の規模は、可燃ごみの資源化・減量化率を「30%」、平成20年度の1日平均ごみ処理量を210tと設定し、これに対応する「310t/日(105t×3炉)」とした。

新ごみ処理施設は、平成9年(1997)7月に着工、平成12年3月には第1期工事の焼却施設部分が完成した(全体工事の93.1%)。この間の平成11年、公募により施設名称が「柳泉園クリーンポート」に決定した。柳泉園クリーンポートは、平成12年7月からはごみを受け入れての試運転に入った。

一方、し尿は、下水道整備の進展により劇的に減少を続け、平成6年度には1万7,000kℓ/年とピーク時である昭和50年代前半の約11万kℓ台/年の16%程度にまで落ち込んだ。このため、減少しつつあるし尿に技術的な対応として生物処理から化学処理に転換することとし、また進捗しつつある下水道整備との整合性をもたせたし尿処理施設(35kℓ/日)を平成8年(1996)3月に完成させた。これに伴い、し尿処理第1工場・し尿汚泥コンポスト施設・脱臭設備は稼働を停止したため、これが当組合における唯一のし尿処理施設となったのである。

第2節 新ごみ処理施設の建設

1. 新ごみ処理施設建設計画の背景

ここでいう「新ごみ処理施設」とは、第1期工事完成を受けて平成12年(2000)7月から稼働を開始した「柳泉園クリーンポート」のことである。この施設は当組合がバッチ式固定炉(昭和36年(1961)9月完成)・連続式機械炉(昭和44年8月)・湿式連続機械炉(昭和51年3月)・ごみ処理第2工場(昭和61年3月)に統いて建設した5つ目の焼却施設である。

既設焼却炉と同様に、本焼却炉建設の背景にも、人口増加に伴うごみ搬入量の増加という社会的要因と焼却炉の処理能力低下という技術的要因があった。当組合構成市の総人口は、組合設立時(昭和35年)の約9万4,000人から、昭和44年に20万人を、次いで清瀬市の加入を経た昭和49年には30万人を突破し、昭和62年(1987)からは34万人台に達していた。これに伴い、搬入される年間のごみ量は、昭和45年の約4万8,000tから、47年に7万t台、50年に8万t台、53年に9万t台、そして61年には10万t台と、年々増加していた。一方、これらのごみを処理する焼却炉は基本的に消耗施設であり、稼働から日数がたつに連れて能力は低下する。したがって、過去におけるごみ処理実績に基づくごみ量の変動予測と焼却炉の実質処理能力とを常に付き合わせながら、ごみ処理計画を立て、予測されるごみ搬入量が焼却炉の処理能力を上回る時点を目標として、焼却炉の更新を行う必要があるわけである。

昭和61年(1986)4月にごみ処理第2工場が稼働を開始した時点での当組合のごみ処理能力は、第1工場150t/日、第2工場240t/日の計390t/日であった。しかし、その後の平成2年の時点では、実質処理能力は第1工場105t/日、第2工場212t/日の計317t/日に低下していた。この間、一方でごみ搬入量は昭和61年の約10万2,000tから平成2年の約10万9,000tへと増加を続けており、なおも増加することが予想された。

平成2年(1990)5月策定の「第二次五カ年計画」においては、これらの数値を踏まえて検討を行った結果、平成8年度には全量焼却処理が困難になるとの予測を立て、老朽化する第1工場の更新施設として340t/日(170t×2)の焼却炉を建設する必要があるとした。

また、翌平成3年3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」では、ごみの再資源化率を10%としたうえで、平成17年度の1日平均処理量を395tと予測し、その全量処理のためには594t/日(198t/日×3炉)の整備が必要であるが、さしあたり第1期工事として396t/日(198t×2炉)の焼却炉を平成9年度までに整備するものとした。

この基本計画に基づき、当組合では平成3~4年度には新施設の環境に与える影響調査を行って準備を開始したのであるが、その過程の平成4年2月に生じたのが東村山市との「広域化」の一件であった(第5章第3節「東村山市との広域化問題の経緯」参照)。これにより当組合では、東村山市との広域化を前提とする(すなわち柳泉園・秋水園の両管内を併せた地域を対

象とする)施設計画と当組合単独での施設計画とを、並行して検討することになった。

広域化による施設計画については、平成5年3月に作成した「広域化基本計画報告書」の中で、第1期工事として516t/(172t×3炉)、510t/日(170t×3炉)、420t/日(140t×3炉)のうちいずれかに決定したのち、平成7年度に着工するものとした。一方、当組合単独の施設計画については、平成4年(1992)8月、新たに平成3年度のごみ処理実績を加えて平成17年度の1日平均ごみ処理量を374tと予測し、これに対応する380t/日(190t×2炉)の焼却炉を建設することとした。これは、広域化の施設計画にも対応しており、広域化が決定した場合はそのまま広域化の施設計画に吸収できるように考慮したものであるが、結果として広域化は実現しなかったため(平成6年9月検討終結)、この施設計画が「新ごみ処理施設」の当初計画ということになった。

2. 環境影響評価手続きと意見への対応

(1) 当初計画と環境影響評価書案の提出

① 当初計画

当組合では、東京都環境影響評価条例に基づき、上述の「380t/日(190t×2炉)」規模の焼却炉の建設に向けて平成3～4年には作業を開始し、具体的には平成4～5年度に環境影響評価予測調査を実施した。平成6年(1994)2月1日、「柳泉園組合清掃工場建設事業 環境影響評価書案」を東京都に提出して一連の手続きを開始した。この評価書案における評価の対象事業及び施設の概要は次のとおりである。

・対象事業の名称 柳泉園組合清掃工場建設事業

・対象事業の内容および施設の概略

所在地 東京都東久留米市下里四丁目3番10号

計画地 約45,000m²

(うち、新工場敷地約17,000m²)

工事着工年月 平成7年9月(予定)

工事竣工年月 平成11年3月(予定)

処理能力 可燃ごみ 620t/日

[うち、計画工場380t/日(焼却炉 190t炉×2基)]

焼却設備：連続燃焼式火格子焼却炉、排ガス処理設備、灰・飛灰処理設備、灰污水処理設備

工場棟 約5,750m²(鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ35m)

管理棟 約855m²(鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ16m)

変電室 約96m²

I 通　　史

煙　突	外筒鉄筋コンクリート造・内筒鋼板製、高さ59m
構内道路・駐車場	約6,659m ² [構内道路および一般外来車両用駐車場(約65台)]
更　地	約2,280m ²
縁　地	約1,360m ² (植栽等)

② 環境影響評価書案

ア 環境影響評価の概要

環境影響評価については、以下に予測・評価項目と評価の結論を摘記する。

1 大気汚染

工事施工中の工事用車両の走行に伴う排出ガスおよび建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響は、将来予測濃度の現況濃度に対する影響割合が前者は1%未満、後者は3%未満で、いずれも小さい。工事完了後の煙突からの排出ガスおよび清掃車の走行に伴う排出ガスの影響は、将来予測濃度の現況濃度に対する影響割合が小さい。

2 臭気

悪臭防止対策を講ずることにより、計画工場稼働時における敷地境界における臭気濃度および悪臭物質濃度は、規制基準を下回る。

3 騒音

工事施工中の建設作業騒音は、条例の勧告基準を下回る。工事用車両の走行による道路交通騒音は、通常の道路交通騒音と同程度であり、増加する騒音レベルはわずかである。工事完了後の工場騒音は、法令・条例の基準を下回る。清掃車の走行による道路交通騒音は、一般車両および関連施設車両の走行による道路交通騒音と同程度で、増加する騒音レベルはわずかである。

4 振動

工事施工中の建設作業振動は、条例の勧告基準を下回る。工事用車両の走行による道路交通振動は、通常の道路交通振動と同程度であり、増加する騒音レベルはわずかである。工事完了後の工場振動、清掃車の走行による道路交通振動は、ともに通常と同程度で、増加する騒音レベルはわずかである。

5 地盤沈下

6 地形・地質

工事施工中は、山留め壁背面において地盤沈下が発生するが、沈下範囲は組合敷地内に限られるため、周辺に対する影響はない。掘削工事中には流下地下水を揚水するが、掘削域の地盤は硬いため地盤沈下の発生はない。

7 日照阻害

既存のごみ処理第2工場および計画工場による日影は、法令・条例による基準を満たしており、現況の日影と比較して変化はわずかである。

8 電波障害

計画工場の建物等によりテレビ電波の遮蔽障害・反射障害が発生すると予測されるが、当該地域には事前に受信施設の設置やアンテナの改善、位置の変更等の電波障害改善対策を講ずるため、影響は解消できる。

9 景観

本事業は、既存のごみ処理第1工場の建替えであり、計画工場壁面や煙突には周辺環境の配色と調和する白色を採用し、また、計画工場周囲に植栽を施すことにより新たに緑地景観要素が加わるため、周辺の景観に与える要素は少ない。

イ 環境保全と公害防止対策

上記の環境影響評価を踏まえて同評価書案では、環境保全と公害防止対策について以下のような対策を講じることとした。

「大気汚染防止対策」については、清掃工場から排出されるガス中の汚染物質を極力抑えるため、ろ過集塵設備・触媒脱硝設備を設けて排出ガスの規制を行い、厳しい自己規制値を設定して遵守する。

「悪臭防止対策」については、ごみピット内を負圧に保ち、臭気が漏れないようにする。また、ごみピット内の空気をごみ燃焼用として強制的に焼却炉に吸引し、高温で熱分解し臭気を取り除く。

「騒音・振動防止対策」については、工事中の騒音・振動の発生を抑えるため、できる限り低騒音の建設機械および低振動の工法を採用する。また、既存建物および煙突の解体時には、周間に仮囲いを設置する等の措置をとる。騒音を発生させる主な機器は、防音対策を施した室に設置する。

「景観保全対策」については、工場敷地北側の煙突周辺および南側の駐車場周辺にまとまった緑地帯を配置するなど、全体で約1,360m²の緑地を設ける。

③ 評価書案に対する意見と当組合の見解

当組合が東京都知事に提出した「環境影響評価書案」は、平成6年(1994)3月28日に公示され、次いで3月29～4月27日には縦覧に付された。4月5～15日には、周辺住民に対する同評価書案説明会を実施した(東久留米市、東村山市、田無市・保谷市、清瀬市、小平市の5会場。4月20日には、埼玉県所沢市においても実施した)。さらに同年6月10日には、東久留米市中央図書館において、東京都環境保全局主催による同評価書案の公聴会が開催された。

評価書案に対して寄せられた意見は、周辺地域住民からの意見書3件、公聴会での公述4件、関係市長からの意見3件(東久留米市長、東村山市長、保谷市長)の、計10件であった。当組合では、住民説明会および公聴会で表明された意見に対する組合側の考え方を「見解書」にまとめ、平成7年1月10日、東京都知事に提出した。同見解書は同年2月に縦覧され(2月15～27日)、

I 通 史

並行して当組合では見解書の周辺住民に対する説明会を実施した(小平市、保谷市、東久留米市、清瀬市、東村山市の5会場)。主な意見とそれに対する見解は次のようにあった。

【大気汚染】

主な意見：生ごみと塩化ビニールなどの混合ごみが焼却されれば、現在では常に800度以上の温度を保ち続けることが完全に可能でない以上、猛毒物質ダイオキシンは排出される。子供たちや病院・老人ホームの弱い人たちへの影響が心配である。

組合の見解：計画工場においては、厚生省の「廃棄物処理に係わるダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成2年12月)に基づき、燃焼管理によるダイオキシン発生の抑制を図るとともに、集じん効率の高いロ過式集じん器を採用することで排出を抑制する計画で、以下のような運転制御を実施します。

- ・燃焼温度は800℃以上とする。
- ・上記温度での燃焼室ガス滞留時間は2秒以上とする。
- ・煙突出口の一酸化炭素濃度は50ppm以下にする。
- ・炉出口の排出ガス中酸素濃度は6%以上とする。
- ・集じん器入口排ガス温度は200℃以下にする。
- ・集じん器出口のばいじん量は0.02g/Nm³以下とする。

【監視調査】

主な意見：周辺井戸の水位、河川の水質及び大気汚染測定などを徹底して、その記録を公開してほしい。

組合の見解：都環境影響評価条例に基づき、工事中あるいは工事の完了後に周辺環境への影響を調査し、その結果は縦覧されます。工事完了後の工場排ガス濃度については、東京都清掃規則に基づき年4回の測定を実施します。計画地周辺井戸については、工事中及び工事の完了後に水位測定を行う計画です。これらの結果についても要請があれば公開します。排水は下水道放流する計画なので、河川の水質への影響はありません。

【施設規模】

主な意見：廃棄物に対する厚生省の方針は排出量削減と再利用率向上であり、都の方針はごみの削減施策を充実して中間処理施設は縮小するというものだが、本事業のような大幅な能力増強は、それの方針に反している。ごみ量の算定では人口増加以上の增量を見込んでいるが、20%以上の減量を行えば、当分第二工場だけで十分である。

組合の見解：関係4市の「一般廃棄物処理基本計画」(平成3年策定)では、平成17年度を目標に可燃ごみを10%、不燃・粗大ごみを30%再資源化・減量化する計画です。目標年度におけるごみ量は、各市のごみの再資源化・減量化対策及び将来の人口増加を考慮して設定しました。工事の完了後のごみ処理については計画工場で対応し、既存のごみ処理第二工場は予備炉とする計画です。計画工場の1炉が長期の定期点検に入ても1日当たり380tの焼却ができるように計画をしています。本事業は、関係4市がごみ減量化対策を進めた上で、可燃ごみを全量衛生的に処理し、生活環境を保全することを目的として立てた自治体としての主体的計画であり、この計画は国及び都

と同じ方向を目指しています。

【資源循環型清掃工場】

主な意見：本事業で計画している焼却処理より、生ごみの堆肥化システム、可燃ごみの固形燃料化、プラスチック油化還元装置などの処理技術のほうが環境に及ぼす影響、建設コスト、運転コスト、最終処分場に運ばれる廃棄物の量等で優れていると思う。計画を見直し、焼却以外の処分方法を検討してほしい。

組合の見解：生ごみの堆肥化については、関係市においてコンポスト化施設設置の助成を行い積極的に取り組んでいますが、35万市民を対象に柳泉園組合で一括して行うことについては、

- ・堆肥になるまでに約1～3ヶ月かかるため、広大な用地、設備が必要である。
- ・安定した供給先の確保が必要である。
- ・醸酵・熟成時の悪臭対策が必要である。

といった問題が考えられ、現状での実施は難しいと判断しています。

固形燃料化、プラスチック油化については、現状では安定した供給先の確保が難しい状況であり、また、これらの燃料は熱エネルギーとして使用するため、供給先には公害防止設備の設置が必要となる等の問題が多く残されています。

焼却処理は、ごみを大量かつ衛生的に処理でき、減量・減容化に優れている点で、現状では最も安定したごみ処理を行える処理方法であると考えます。

(2) 施設計画の修正と環境影響評価書案の変更

① 施設計画の修正(第1次)

環境影響評価手続きと並行して、当組合では新ごみ処理施設建設計画の検討を行い、いくつかの主として施設規模にかかわる事業内容の修正と変更を行った。

最初の修正は、平成6年(1994)9月に国・都に提出した「廃棄物処理施設整備計画」において行った。前述のように、現行計画では施設規模は「380t/日(190t×2炉)」となっているが、これは平成3年度までのごみ処理実績に基づき、平成17年度における1日当たりの処理量約373.7t、資源化率を10%とする設定に対応する施設として計画したものであった。しかしその後、平成4・5年度には年間ごみ搬入量はわずかながらも減少傾向を示し始めていた。このため当組合では、この廃棄物処理施設整備計画においては、平成5年度までの処理実績を加味し、また資源化率を10%から13%に引き上げることによって、ごみ量予測の修正を行った。すなわち、平成17年度における1日当たりの処理量を361tとし、これに対応する施設規模を「330t/日(165t×2炉)」と縮小修正したのである。

② 施設計画の修正(第2次)

新ごみ処理施設は、既存のし尿処理第1・第2工場を取り壊した跡地に建設されるが、更新施設の建設が平成7年度末(平成8年3月)までかかることになったため、新ごみ処理施設の建設は1年遅らせて平成8年度着工の予定に変更せざるを得なくなった。

そこで当組合では、これによって生じた若干の時間的余裕を利用して、平成7年度の開始

I 通 史

早々から、新ごみ処理施設建設事業の内容を再検討した。その際、検討の視野に入ってきたのは、折から成立した「容器包装リサイクル法」(「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」平成7年6月制定)で、関係4市では、その方向性を踏まえて、平成5年度までの排出ごみ量のデータに平成6年度分を加え、また可燃ごみの資源化・減量化率を前項で述べた13%から20%へと引き上げ、さらに1人当たりのごみ排出量をより低く抑えることにより、平成20年度の1日平均ごみ処理量を262tと設定した。

これにより当組合では、新ごみ処理施設の規模を、従来の330t/日(165t×2炉)から「315t(105t×3炉)」へと縮小変更して、平成7年6月に新たに「新ごみ処理施設整備計画案」を作成した。従来の計画案では、新たに建設する330t/日の施設は既設ごみ処理第1工場の更新施設であり、これを既設ごみ処理第2工場(240t/日)が補完するという計画であったが、この整備計画においては、新たに建設する315t/日(105t×3炉)の施設は既設ごみ処理第1・第2工場の更新施設とし、将来のごみ処理は本施設においてのみ行う計画とした。工期は、平成8年度～12年度の5か年とした。

③ 評価書案(事業計画変更後)に対する意見と当組合の見解

平成7年(1995)10月27日、当組合は事業計画の変更(315t/日(105t×3炉))に伴う環境影響評価書案(事業計画変更後)を東京都知事に提出した。

同評価書案は同年11月8日～12月7日の間、縦覧に付された。また同年11月には周辺住民に対する説明会を実施した(小平市、保谷市、東久留米市、清瀬市、東村山市の5会場)。平成8年1月17日には、東京都環境保全局主催による公聴会が開催された。

本評価書案に対して、周辺地域住民からの意見書、公聴会での公述、関係市長からの意見の計432件の意見が寄せられた。当組合ではこれらに対する組合側の考え方を「見解書」にまとめ、平成8年3月11日、東京都知事に提出した。寄せられた主な意見とそれに対する当組合の見解は、次のようなものであった。

【ダイオキシンについて】

主な意見：今、「地球環境にやさしい生活」と言われているのに、なぜダイオキシンをまきちらす焼却型大型炉を作らなければいけないのでしょうか。

組合の見解：計画工場については、バグフィルター・触媒脱硝装置等の公害防止施設を充実させるとともに、炉内燃焼温度を800°C以上に、燃焼室ガス滞留時間は2秒以上にするなど適切な運転管理に努め、法的措置よりも厳しい自己規制値あるいは目標値を遵守することから、周辺環境への影響は軽微なものと考えます。

主な意見：現状のダイオキシン濃度の数値では人体に影響を与えないという根拠を、明確に住民に知らせてもらいたい。

組合の見解：平成7年1月のダイオキシン類の調査結果を基に試算すると、既存のごみ処理施設から発生したダイオキシン類の一人1日あたりの吸収量は 0.924×10^{-5} ng/kg/日(ヒト1日あたり)

の呼吸量15m³、体重60kgとした場合)と考えられます。これは暫定評価指針「0.1ng/kg/日」を大きく下回っており、人体への影響はないと考えます。なお、平成6年度以降は毎年度調査を行っており、平成6年度の結果は既に公表しています。また、今後も調査結果は公表していきます。

【浮遊粒子状物質について】

主な意見：新炉は既存施設の排ガス処理設備とどう違うのか。ばいじん等の排ガスは基準値内に抑えられるような除去が可能なのか。

組合の見解：本事業ではばいじんの自己規制値を、0.02g/Nm³としており、それを基に予測した本事業による浮遊粒子状物質の影響割合は、最高0.19%と非常に小さい値となっております。なお、既存のごみ処理施設では電気集じん器を使用していますが、計画工場には、より集じん能力の高いバグフィルターを導入し、ばいじん等の除去に努める計画となっています。

(3) 周辺自治会との協議と事業内容の再変更

① 要望への対応

環境影響評価手続きを進める一方で、当組合では新ごみ処理施設建設計画の当初からほぼ2年にわたり、柳泉園組合周辺自治会協議会を通じて周辺住民との話し合いも重ねた。

協議を通じて、生活環境を守る立場から周辺自治会が最も懸念したのは、有毒物質やばいじんの排出による大気汚染である。とりわけ、ダイオキシン類については、昭和52年(1977)に都市ごみ焼却炉から発生することが報告されて以来その猛毒性が知られていたため、計画の初期の段階から既にいくつかの市民グループが、焼却方式の再考、市民参加の検討委員会の設置などを求めて陳情や要望を重ねるなど、活発な反対運動を展開していた。協議会においてもいくつかの自治会は強い疑念を表明し、焼却に代わる他の方法を要望して、新ごみ処理施設の建設に反対の姿勢をくずさなかった。

処理方式については、当組合としても、既にごみ処理第1工場(昭和51年3月完成)の計画段階のころから、最適の処理方式を求めてさまざまに検討を重ねてきた。その結果、「見解書」でも述べているように、「焼却処理はごみを大量に、かつ衛生的に処理ができ、減量・減容化に優れており、現状では最も安定したごみ処理を行える処理方法」であると考えたわけである。もちろん、焼却処理である以上は万全の公害防止対策をとらなければならない。当組合はこの認識に立ち、本計画においては、厚生省のガイドラインに則り^{のつと}、運転管理によるダイオキシン発生抑制をはかること、また、ばいじん・塩化水素・いおう酸化物・窒素酸化物などの汚染物質についても法規制を超える厳しい自己規制値を設定、遵守することなどを繰り返し表明して、周辺住民に対して理解と協力を心からお願いしたのであった。

この協議を通じて、周辺自治会からはさまざまな要望が寄せられた。日頃、ごみ焼却場という“迷惑施設”から有形無形の影響を受けているだけに、いずれも切迫した要望であった。当組合ではその多くについて了承し、誠実に履行することを回答した。一例をあげれば、「煙突の高さの変更(59mから100m)」である。当組合としては59mの設定には十分な理由があったので

I 通 史

あるが、大気汚染物質のより効果的な拡散を期待する住民感情は十分に理解できるものであり、これに配慮することが事業への理解を深めることになると判断して変更に踏み切ったのである。

このような形でのほぼ2年に及ぶ協議を経たのち、平成8年(1996)3～5月の間に、柳泉園組合周辺自治会協議会に加入している9自治会のうち6自治会から、新ごみ処理施設建設(柳泉園組合清掃工場建設事業)に対する同意を得た(世帯数で約94%)。

② 事業内容の変更と予測・評価

当組合では、前項で述べた周辺自治会との協議を踏まえて、平成8年(1996)5月23日、煙突の高さを変更する一部変更届を東京都に提出した。そして事業内容再変更後の環境への影響について改めて予測・評価を行ったのち、同年7月5日に「環境影響評価書案の一部変更に伴う予測・評価の内容」を提出した。

今回の変更は「煙突の高さを59mから100mに変更する」ことのみであり、その他の施設は位置計画や工事計画に変更事項はないので、予測・評価はこの事項についてだけ実施した。予測・評価項目のうち悪臭、地盤沈下、地形・地質は変更による予測条件に変化はないので、大気汚染、日照阻害、電波障害、景観の4項目について見直しを行ったが、そのいずれにおいても評価の結論を変更する必要のないことを確認した。

「環境影響評価書案の一部変更に伴う予測・評価の内容」は、平成8年7月24日～8月12日に縦覧に付され、並行して当組合では同年7月～8月に周辺住民に対する説明会を実施した。

(4) 環境影響評価書の提出

① 環境影響評価書

平成8年(1996)11月21日、当組合は新ごみ処理施設計画に伴う環境影響評価書(「環境影響評価書 柳泉園組合清掃工場建設事業」)を東京都に提出し、環境影響評価にかかる諸手続きを終了した。平成6年2月に最初の「環境影響評価書案」を提出して以来、二回の事業内容の変更(平成7年10月：施設規模を「330t(165t×2炉)」から「315t(105t×3炉)」へ縮小変更、平成8年5月：煙突の高さを59mから100mに変更)とそれに伴う環境影響評価書案の変更を経ての評価書提出であった。

提出した環境影響評価書の事業内容の概略は次のとおりである。

所在地 東京都東久留米市下里四丁目3番10号

計画地 約45,000m²

(うち、新工場敷地約16,000m²)

工事着工年月 平成9年3月(予定)

工事竣工年月 平成13年9月(予定)

処理能力 計画工場 315t/日

(焼却炉 105t/日×3基)

工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ35m

管理棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ16m
煙突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ100m
駐車場	一般車両(外来客)用、約65台

二回の事業内容変更に伴う調査、予測・評価のやり直し、および東京都知事意見に基づく修正を踏まえた、最終的な評価の結論は次のとおりである。

1 大気汚染

工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する付加割合は、最大でも約1%と小さい。また、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する付加割合は、最大でも約6%である。

工事の完了後の煙突からの排出ガス及び清掃車の走行に伴う排出ガスによる影響濃度の将来予測濃度に対する割合は小さい。

2 臭気

工事の完了後における計画工場の稼働時における敷地境界における臭気濃度及び悪臭物質濃度は、悪臭防止対策を講ずることにより、条例の規制基準を下回る。

3 騒音

工事の施工中における建設作業騒音は、敷地境界で最大でも71dB(A)で、条例の勧告基準を下回る。工事用車両を含む将来交通量による道路交通騒音は、一般車両、既存のごみ処理施設第二工場清掃車及び関連施設車両のみの走行による道路交通騒音と同程度であり、工事用車両の走行により増加する騒音レベルは1dB(A)とわずかである。

工事の完了後における工場騒音は、敷地境界において昼間で最大48dB(A)、夜間で最大44dB(A)であり、法令及び条例の規制基準を下回る。清掃車を含む将来交通量による道路交通騒音については、一般車両及び関連施設車両の走行による道路交通騒音と同程度である。

4 振動

工事の施工中における建設作業振動は、敷地境界で最大でも49dBであり、条例の勧告基準を下回る。工事用車両を含む将来交通量による道路交通振動は、一般車両、既存のごみ処理施設第二工場清掃車及び関連施設車両のみの走行による道路交通振動と同程度であり、工事用車両の走行により増加する騒音レベルは1dBとわずかである。

工事の完了後における工場振動は、敷地境界において最大でも34dBで、法令及び条例の基準を十分下回る。清掃車を含む将来交通量による道路交通振動は、一般車両及び関連施設車両の走行による道路交通振動と同程度である。

5 地盤沈下

6 地形・地質

工事の施工中は、山留め壁背面において地盤沈下が発生するが、その沈下範囲は組合敷地内に限られるため周辺に対する影響はない。また、掘削工事中には流入地下水を揚水するが、掘削域の地盤は硬いため地盤沈下の発生はない。揚水に伴い掘削部周辺の地下水位の低下が生じ

I 通 史

るが、低下範囲にある井戸は、柳泉園組合で使用している井戸のみである。

7 日照阻害

既存のごみ処理施設第二工場及び計画工場による日影は、法令及び条例による基準を満たしている。現況の日影と比較すると、変化はわずかである。

8 電波障害

計画工場の建築物、煙突等によりテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、電波障害が発生すると予測される地域については、事前に共同受信施設の設置、アンテナの改善及び位置の変更等の電波障害改善対策を講ずるため、影響は解消できる。

9 景観

本事業は、既存のごみ処理施設第一工場の建替えであり、計画工場壁面や煙突等は、周辺環境の配色と調和する白色系の色を採用し、また、計画工場周囲には新たに植栽を施すことにより緑地景観要素が加わるため、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は少ない。

② 従来からの変更点

以上の結論のほか、本環境影響評価書において従来の計画から変更したのは次の点である。

まず、事業内容の変更に伴って環境影響評価手続きが遅れたため、工期を従来の「平成8年9月着工、平成13年3月竣工」から「平成9年3月着工、平成13年9月竣工」に変更した。環境影響評価上からは工期は55か月とされているため、工事着工の遅れに伴って竣工時期も遅れる見込みとなったのである。その場合に問題となるのは、昭和58年4月28日に当組合と柳泉園施設対策東村山協議会との間で締結した「ごみ処理施設建設に係る協定書」において、ごみ処理第2工場の使用期間は「稼働後15年間」とされている点である(同協定書1.(1))。第2工場の稼働開始は昭和61年(1986)4月であるから、その使用期間は平成13年(2001)3月までということになり、同年9月竣工では協定に抵触することになるのである。しかし、この点については環境影響評価書作成当時から、工事は平成13年3月までに終えることを表明しており、事実の経過はそれよりも若干早まったのであった。

また、灰溶融固化処理設備の処理能力については、「30t/日」と表現を明確化した。これは計算上、315t/日のごみ量から生じる乾灰量は約25.8t/日であり、これに5%の含水量を見込み、さらに10%の余裕率をもたせると29.92t/日となることによる。

さらに、排ガス中のダイオキシンの自己規制値を「0.5ng/Nm³」から「0.1ng/Nm³」へと強化した。前者はもともと、平成2年(1990)12月に厚生省が発表した「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(旧ガイドライン)に示された新設焼却炉への期待値であり、当組合もこれに従って当初計画では0.5ng/Nm³を自己規制値としたのであった。しかし、この値についてはその後も厚生省・環境庁で検討が進められ、平成8年6月には厚生省研究班が、「当面の耐容一日接収量(TDI)として10pg-TEQ/kg・日(0.01ng-TEQ/kg・日)」を提案する中間報告書をまとめ、この線に沿って新設炉に対する従来の期待値も0.1ng/Nm³と強化することが検討されてい

た(そして実際に、翌平成9年1月23日の「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(新ガイドライン)において $0.1\text{ng}/\text{Nm}^3$ とされた)。当組合が $0.1\text{ng}/\text{Nm}^3$ とする措置を発表した平成8年6月の段階では、まだ新ガイドラインは発表されていなかったが、当組合はそれを言わば先取りする形で自己規制値としたのである。

3. 新ごみ処理施設の建設

(1) 施設整備計画と廃棄物処理基本計画

平成9年(1997)1月、当組合は「平成9年度廃棄物処理施設整備計画書」を東京都に提出した。本計画書においては、過去の実績をもとに厳しい条件設定を行い、新たなごみ処理量の推計を行った。すなわち、従来は昭和60年度～平成6年度の10年間を実績年度としていたものを、本計画では直近の「平成3～7年度の5年間」とし、また、可燃ごみの資源化・減量化率を従来の「20%」から「30%」へと引き上げたのである。その結果、「平成20年度の1日平均ごみ処理量を210tと設定し、これに対応する焼却施設の規模を「315t/日(105t×3炉)」とすることとした。

従来の計画(平成7年6月の事業内容変更)は、平成20年度の1日平均ごみ処理量を262tと設定し、施設規模を「315t/日(105t×3炉)」とするものであった。一見して、262t/日のごみが210t/日に減るという予測にもかかわらず、施設規模が「315t/日(105t×3炉)」と変わらないのが不思議に感じられるかもしれない。その理由は、実は従来の計画における焼却施設の規模の設定が、適正よりもやや小さかったからである。厚生省の構造指針によれば、262t/日のごみ量に対応する焼却施設は380～390t/日の規模となるのが適当であるが、前回の計画の立案時には住民の要望等に応える意味から、やや小さめの315t/日に抑えたのである。実のところ、さまざまに工夫するにしても、かなり厳しい運用となる懸念もないではなかった。その点、210t/日のごみ量に対応する施設は、構造指針からも315t/日の規模が適正である。すなわち、今回の規模設定が適正であるということである(付け加えておけば、315t/日(105t×3炉)という3炉による設定は、1炉は予備炉とする考えに基づく。通常は2炉($105\text{t}/\text{日} \times 2 = 210\text{t}/\text{日}$)を稼働して1炉はオーバーホール時に備え、年末年始等の非常にごみ量が多い場合には3炉を稼働するのである)。

平成9年5月には「平成9年 柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画」を発表し、そのなかで、

- ・可燃ごみ処理施設(新ごみ処理施設)を平成9年度に着工し、平成13年度に竣工させること
- ・目標年度(平成20年度)における計画日平均処理量を210tとすること
- ・施設規模は315t/日(105t×3炉)とすること

を算定の根拠を示しつつ明記した(第10節ごみ処理施設整備計画 1「(1)可燃ごみ処理施設」)。

平成9年(1997)5月27日、厚生省から当組合のごみ処理施設整備計画に対する国庫補助金の内示があった旨、東京都から連絡を受けた。これにより当組合では、平成9年度～13年度の5年継続事業として、直に新ごみ処理施設の建設に動きだしたのである。

(2) プラントメーカーの選定

一方、当組合では新ごみ処理施設建設設計画と並行して、業者(プラントメーカー)選定のための調査・検討を進めていた。

その一連の過程は、平成4年(1992)4月、「一般廃棄物処理基本計画」(平成3年3月策定)に基づき、組合内に「ごみ処理施設検討会議」を発足させたところから始まる。同検討会議では、稼働実績、発電設備の実績などの観点から国内の代表的焼却炉メーカー9社を検討対象として調査を開始した。

平成4年8月には、焼却施設の規模を、従来の「396t/日(198t×2炉)」から「380t/日(190t×2炉)」とすることとし、これが新ごみ処理施設建設の当初計画となった。これに基づき、平成5年3月には発注仕様書を作成した。

平成6年(1994)2月、焼却方式をストーカ炉方式とすることとし、プラントメーカー8社に対して提案型見積り設計図書の提出を依頼した(1社については、その直前、他所において不祥事があり、指名停止処分となつたため除外した)。同年4月、ごみ処理施設検討会議を専門的な技術評価を行うための「技術検討委員会」に改組した。同委員会は発注仕様書の検討、メーカーヒアリング、視察等を実施し、平成7年3月には、提案型見積り設計図書のまとめを作成した。

その後、平成7年(1995)6月には、新ごみ処理施設の規模を「315t(105t×3炉)」へと縮小変更する「新ごみ処理施設整備計画案」が作成され、これに伴い同年8月には、新たな仕様に基づく見積り設計図書をプラントメーカー9社に依頼した(先に除外した1社については、自治体による指名停止処分および国による営業停止処分が終了したため、同年7月、再び検討対象に加えた)。平成8年3月には、見積り設計図書をまとめ、メーカーヒヤリングを行い、比較表を作成した。

平成8年(1996)6月、当組合では前述のように、ダイオキシン排出濃度の自己規制値を従来の「0.5ng/Nm³以下」から「0.1ng/Nm³以下」へと強化する措置をとることとした。これへの技術的対応について各メーカーに質したところ、9社すべてから対応可能的回答を得た(のち、各社が建設し現に稼働している工場で測定を行った結果、すべて0.1ng/Nm³以下を達成していることが確かめられた)。

平成9年(1997)5月29日、技術委員会は最終的な技術評価を行い、メーカー9社はいずれも組合の発注仕様書の条件を満足する技術があると結論した。これを受けて同年6月15日、柳泉園組合指名業者選定委員会規程に基づき「指名業者選定委員会」(委員長・廣部充美助役)を開催し、指名業者の選定を行った。

改めて記せば、一連の過程において、当組合が選定条件としたのは次の諸点である。

- ・国内で一定規模以上の焼却炉の受注、納入実績があり、長期に安定的な連続運転が可能なこと
- ・公害防止対策の総合的な技術を有し、その実験、研究発表並びに実績があること

・故障に対する迅速な対応ができ、豊富な経験と技術蓄積を持っていること(具体的には、1炉当たり100t/日以上で300t/日以上の連続炉の実績を有していること、および、発電設備が付いた焼却炉を設計施工していること)

等である。

指名業者選定委員会では、以上の条件と技術委員会の評価とを踏まえ、納入実績・技術・研究開発などが総合的な水準に達しているストーカ炉型式のメーカーとして、9社を選定して問題がないと判断した。とりわけ、ダイオキシン発生抑制技術は焼却炉の特性とも関係するため、日本を代表するプラントメーカーでなければ対応が困難であり、その意味からも9社を選定することに問題はないと判断した。また、不正行為もないと認められた。これにより、指名業者選定委員会は9社を指名業者として選定した。選定された9社は、次のとおりである。

三菱重工業株、日立造船株、日本鋼管株、川崎重工業株、株タクマ、株荏原製作所、株クボタ、石川島播磨重工業株、住友重機械工業株

平成9年7月16日、9社による指名競争入札を行い、その結果、住友重機械工業株が156億2,837万8,500円(税込み)で落札した。同年7月22日、組合議会の議決を経て、同社と請負契約を締結した。

(3) 建設計画の概要

平成9年(1997)8月1日、当組合は新ごみ処理施設建設工事に着手した。当初の建設計画の概要は次のとおりである。

1 計画概要

- (1) 工事件名 柳泉園組合ごみ処理施設建設工事
- (2) 施設場所 東京都東久留米市下里4丁目3番10号
- (3) 建設場所 し尿処理第1・第2工場跡地、ごみ処理第1工場跡地
- (4) 施設計画

- 1) 焼却施設 規模105t/日×3炉 計315t/日
- 2) 灰溶融施設 規模30t/日×1炉
- 3) 建築面積 工場棟:約7,127m² 管理棟:約978m²
- 4) 外構・植栽 構内道路、駐車場、土留擁壁等

- (5) 工期 平成9年8月～平成14年2月

2 ごみ処理施設

- (1) 焼却炉形式 全連続燃焼式火格子焼却炉(ストーカ炉)
- (2) 焼却能力 315t/日(105t/日×3系列)
- (3) ガス冷却方式 魔熱ボイラ形式
- (4) 排ガス処理方式 乾式消石灰(+活性炭)噴霧+バグフィルタ+脱硝反応塔
- (5) 灰処理方式 焼却灰:溶融固化(電気式30t/日×1系列)

I 通 史

飛灰：薬剤処理

(6) 排水処理方式 二段凝集沈殿 + ろ過方式

処理水：循環再利用(一部下水放流)

(7) 発電方式 蒸気タービン方式(6,000kW)

(8) 余熱利用 温水プール熱源、場内給湯および冷暖房

3 公害防止基準 (保証値。大気汚染関係のみ掲出)

項目	法規制値	自己規制値
ばいじん	0.15g/Nm ³ 以下	0.02g/Nm ³ 以下
塩化水素	430ppm以下	50ppm以下
いおう酸化物	1,000ppm以下	20ppm以下
窒素酸化物	250ppm以下	56ppm以下
ダイオキシン	0.1ng/Nm ³ 以下(基準値)	0.1ng/Nm ³ 以下

(法規制値は、大気汚染防止法、東京都公害防止条例、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン、ごみ焼却施設の窒素酸化物低減の指導指針等による。)

(4) 灰溶融設備からエコセメント化へ

① 灰溶融設備建設のとりやめ

新ごみ処理施設建設工事に着手すべく工事請負契約を締結した直後の平成9年(1997)7月、東京都から多摩地域の32市町村に対して、今後は焼却灰を「エコセメント」に加工して再利用してはどうかという提案があった。

エコセメントとは、「都市ごみ焼却灰を主原料として約1,400度で焼成したセメント」のことである。これは、焼却灰の成分がセメント原料(石灰石、粘土)の成分と似ていることに着目して開発されたもので、新しい焼却灰資源化技術として平成7年から開発・実証されてきており、用途は限定されるものの、無筋系セメントや固化剤などへの需要が見込まれていた。エコセメント化の大きなメリットとしては、次の点があげられる。

- ・焼却灰のほぼ全量をセメント原料にできること
- ・高温で焼成するため、焼却灰中のダイオキシン類は分散消滅すること
- ・大量処理システムのため広域処理に適すること

エコセメントの事業化については、その後、(財)東京市町村自治調査会が検討を進めたが、事業化が実現すると、当組合が計画していた灰溶融方式(焼却灰を高温で加熱溶融したのち、冷却してスラグとして固化することにより、灰の無害化・減容化を図る焼却灰処理方式)も再検討が必要となる。そこで平成10年(1998)1月、当組合はエコセメント化検討の進捗に合わせて事業内容の一部を変更することとした。すなわち、当初の計画では、「第1期工事(平成9~11年度)で焼却炉2炉と灰溶融炉を建設し、残る焼却炉1炉を第2期工事(平成12~13年度)で

建設する」予定であったが、このままではエコセメントの結論が出ないうちに灰溶融炉の工事に取りかかるざるを得ない状況となる懸念があるため、「灰溶融炉の位置を変更して、第1期工事で焼却炉3炉を建設し、第2期工事で灰溶融炉を建設する」計画に改め、エコセメント化の結論を待つことにしたのである。

平成10年(1998)2月、エコセメント事業化の方向付けがほぼ固まり、施設導入の具体的な内容等の検討は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が行うことになった。同処分組合はエコセメント化施設導入基本計画検討プロジェクトチームを設置して検討を進め、同年11月には、エコセメント化施設導入基本計画中間報告を発表した。同報告は、

- ・エコセメント化技術・事業は環境汚染を引き起こす恐れがないこと
- ・積極的な焼却残渣の有効利用により最終処分場の延命がはかれるうこと
- ・安全性・リサイクル性・埋立空間節減性にすぐれていること
- ・多摩地域から発生する焼却残渣を1施設において広域的に早期に処理できること
- ・財政上の負担が軽減されること

等の理由から、多摩地域に導入すべき技術として適切であると評価した。

この報告を受けて当組合では、エコセメント化施設導入と当組合の新炉建設工事の進捗状況を総合的に考慮して判断した結果、灰溶融設備の建設を見合わせることとした。そして、平成11年2月18日に東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合がエコセメント化施設導入基本計画を決定したのち、当組合の3月定例会において、灰溶融設備建設をとりやめ、広域処分組合のエコセメント化事業に同調することを議決した。

これにより当組合は、住友重機械工業㈱に支払う請負金額について、当初(156億2,837万8,500円)より約12億円を減じた144億18万3,000円に契約変更した。

② 基本計画の変更

灰溶融設備の建設とりやめに伴い、「柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画」のうち、焼却残渣の処理および処理の計画について変更を行った。

主な変更点は、まず工期の短縮である。すなわち、変更前においては平成9年(1997)8月～平成14年2月の約55か月であったが、これを平成9年8月～平成13年12月の約53か月に変更した。また、変更前は平成12年度に稼働を開始する焼却炉は第1期工事分の2炉だけであったが、変更後は第1期工事として建設した3炉がすべて平成12年度に稼働を開始することになった。

処理の流れでは、変更前は「焼却残渣のうち、灰溶融によるスラグ(16.57t/日)は資源化し、飛灰固化物(12.64t/日)を東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の最終処分場で埋め立てる」計画だったが、変更後は「焼却灰(17.33t/日)および飛灰固化物(12.64t/日)を、ともに東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合のエコセメント化施設で処理する」計画となった。

(5) 「柳泉園クリーンポート」竣工へ

新ごみ処理施設の建設は順調に進んだ。平成9年度には、実施設計および機械設備の工場製作に着手し、これに合わせてし尿処理第1・第2工場の解体とそれに伴う電気・水道・蒸気配

I 通 史

管などの切り回し工事、現場事務所の建設、仮設道路の建設などを実施した。平成10年度からは、機器類の工場製作に並行して杭・山留め工事・掘削工事を行ったのち、建屋・煙突の建設に入った。平成11年度からは、機器製作を含むプラント工事、その他設備・機器の据付工事を開始した。平成11年6月には高さ100mの煙突の外筒が完成した。同年末までには、工場棟・管理棟・煙突とも、ほぼコンクリート打ちや外装工事を完了し、機器の据付けや設備の取付け、内装など仕上げ工事にかかった。

平成11年(1999)3月には、建設中の新ごみ処理施設の名称を、「りゅうせんえんニュース」で関係4市の市民から公募した。これに応募した29件について柳泉園組合施設名称選定委員会で選考した結果、東久留米市在住の菊池平八郎さんが寄せられた「柳泉園クリーンポート」に決定し、平成12年1月発行の「りゅうせんえんニュース」(vol. 31)紙上で発表した。菊池さんは、安全に確実にごみ処理が行われる施設であってほしい、そして公害のない施設であってほしいという願いを、この名称に込められたという。「ポート」には港や基地という意味があり、新施設を環境行政の発信基地にもしていきたいとする当組合の考えにもぴったりと合った名称である。

平成12年(2000)5月には、第1期工事として焼却施設部分が完成し、5月29日には柳泉園クリーンポート中央制御室と2階プラットホームで火入式(主催・住友重機械工業株)を執り行った。式には東京都議会、関係市、周辺自治会など関係団体からの来賓60余名、また工事関係団体からは30余名が出席した。当組合からは稻葉管理者、末木副管理者、保谷副管理者、星野副管理者以下が、また柳泉園組合議会からは山田議長および11名の議員全員が出席した。

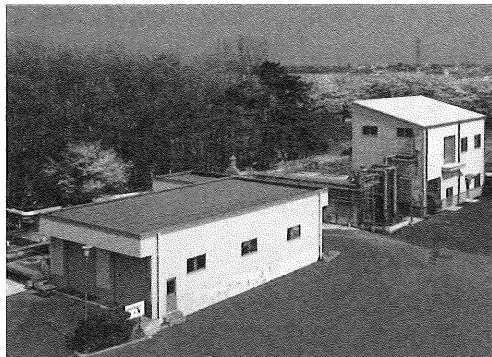
その後、平成12年(2000)6月には事務局も管理棟への移転を完了し、同月中にはごみを受け入れる体制が整った。同年7月3日、柳泉園クリーンポートはごみを受け入れての試運転を開始した。同年10月までの試運転期間中には、各種性能試験を行った。とりわけ、排ガス中のダイオキシン類濃度が、当組合の定めた保証値 $0.1\text{ng}/\text{Nm}^3$ 以下を達成しているかどうかの確認を行った。その後、11月からは本格稼働を開始した。

平成12年(2000)末現在、柳泉園組合ごみ処理施設建設工事は、第2期工事として組合敷地内の一帯道路、各種ストックヤードの整備や検量棟などの付帯工事を施工中である。今後は道路の整備や外溝工事など、すべての工事が完了するのは平成13年12月の予定である。

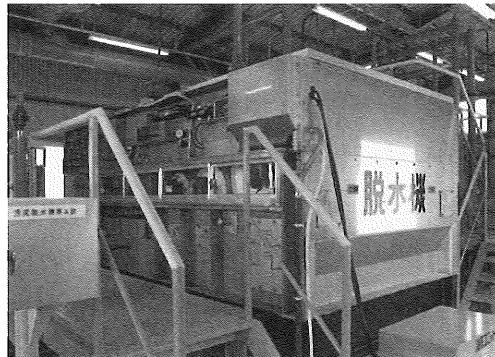
第3節 し尿処理施設の更新

しばしば触れてきたように、昭和40年代から50年代前半にかけて、膨張し続ける4市市民がもたらすし尿量の増加と、その処理に伴って発生する悪臭などさまざまな問題への対応は、当組合にとって常に緊急の課題の1つであり、それを反映してし尿処理関係の施設整備を数多く行ってきた。

まず、し尿処理施設としては、し尿処理第1工場(200kℓ/日、昭和40年(1965)9月完成)、同第2工場(100kℓ/日、昭和45年3月)および同第3工場(100kℓ/日、昭和46年12月)の3施設を建



し尿処理施設



汚泥脱水機

設し、400kℓ/日の処理能力を備えた。付帯設備としては、脱臭設備(410m³/分、昭和47年3月)の建設、同増設(昭和51年3月)などを行った。またし尿の資源化へも取り組み、余剰汚泥脱水装置(昭和48年12月)、コンポスト用加圧脱水装置(グレース脱水機、昭和53年3月)、余剰汚泥処理走行ろ布型脱水設備(RF脱水機、昭和55年3月)、そしてし尿汚泥コンポスト施設(10m³/日、昭和56年3月)の建設も行った。これらはすべて、大量のし尿をいかに衛生的に合理的に処理するかという課題から生まれた施設であり、施策であった。

しかし昭和50年代以降は、4市における公共下水道整備の進捗に反比例して、搬入し尿は劇的に減少していった。すなわち、ピーク時の昭和50年代前半の約11万kℓ/年から、昭和60年代前半には5万kℓ台/年とほぼ半減し、平成に入ってからも3万kℓ台/年・2万kℓ台/年と減少を続け、平成6年度にはついに約1万7,000kℓ/年となったのである。ピーク時の16%程度である。このため、昭和54年(1979)10月からはし尿処理第3工場を、また昭和59年2月からは同第2工場を休止し、第1工場だけで処理を行ってきた。しかしそれでも、200kℓ/日の処理能力に対して、平成4年度の1日平均搬入し尿量は72kℓ/日、5年度は同61kℓ/日、6年度は同48kℓ/日にとどまった。さらに、東久留米公共下水道事業が進捗して平成7年(1995)4月から供用開始される運びとなり、さらにし尿は減少することとなった。

一方、平成6年(1994)にはし尿処理第1工場は建設から約30年を経て老朽化が目立つようになっており、また、し尿量に対して過大な設備のため効率的な運用を行うことができない状況となった。さらに、敷地内のスペースの関係から、計画中の新ごみ処理施設の建設場所としてし尿処理第1工場・第2工場の跡地が予定されていた。

これにより当組合では、一方で減少しつつあるし尿に技術的に対応でき、一方で進捗しつつある下水道事業との整合性をもった施設を、し尿処理第1工場の更新施設として平成7年度に整備することとした。

施設更新にあたって当組合では、新たな処理方式を採用したいと考えた。当組合の3工場も含め、従来の多くのし尿処理場が採用していたのは、微生物の生理作用を利用して浄化処理する生物処理方式であった(当組合の3工場の場合は酸化処理といい、活性汚泥中の好気性微生物の生理作用を利用してし尿を酸化安定させ、それによって浄化する方式である)。しかし、

下水道の普及により、し尿の搬入量が減少し、処理施設を縮小利用しても微生物処理に必要な栄養分(し尿)が不足する状態となった。そのため、除害施設としての基準を維持することや、処理コストの面でも不合理なものになりつつあった。また、近年搬入比率を高めつつあった浄化槽汚泥は、既に一度、浄化槽において生物処理を行った後の余剰汚泥であって、性状がし尿とは異なり、また油分等の異物が混入している場合があるため、既存のし尿処理施設では対応しきれないという問題もあった。

そこで、新たに採用した処理方式は、前処理・脱水方式という新しいシステムである。従来の生物処理に対するこの化学処理工程は、次の3工程に分かれる。

- 受入・前処理工程では、沈砂・夾雑物除去装置によりし尿・浄化槽汚泥から混入物を除去し、残りを前貯槽に貯留する。一方、除去された混入物は、脱水のちホッパーに貯留し、その後トラックによって搬出する。
- 造粒・濃縮・脱水工程では、前貯槽に貯留されたし尿・浄化槽汚泥は造粒濃縮槽・脱水機で固化して脱水ケーキにし、ホッパーに貯留したのち、トラックによって搬出する。一方、脱水ろ液は調整槽に移送したのち、プラント用水と混合して下水道に放流する。
- 臭気処理工程では、し尿・浄化槽汚泥の受入槽、貯留槽から発生する高・中濃度臭気は、酸洗浄+アルカリ・次亜塩素酸ソーダ+活性炭吸着により除臭する。低濃度臭気は活性炭によって処理する。

本し尿処理施設の処理能力は35kℓ/日と設定した。業者選定は入札によって行い、栗田工業㈱に決定した。建設工事は平成7年(1995)6月に着工し、平成8年3月に完成した。総事業費は5億7,680万円(東京都補助金5,672万8,000円、起債4億5,350万円、一般財源6,657万2,000円)であった。

なお、本施設の稼働開始(平成8年(1996)4月)に伴い、し尿処理第1工場・し尿汚泥コンポスト化施設・脱臭設備はその使命を終えて稼働を停止した。平成12年現在、本施設が当組合における唯一のし尿処理施設である。

第4節 その他の動向

1. 「柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会」の設置

(1) 第1回設置

平成8年(1996)5月、「柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会」を設置した。これは稲葉管理者の発案によるもので、関係4市の清掃行政に見識のある方々に当組合を取り巻く諸課題について協議していただくことにより、環境行政に「幅広く力強い民意」を反映させていくこうというものである。

同年5月27日施行の「柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会設置要綱」から、目的、所掌事務、委員の選出方法(第1条～第3条)について引用する。

(目的)

第1条 一般廃棄物(事業系一般廃棄物も含む。以下「廃棄物」という。)を取り巻く社会経済の変貌及び生活様式の変化にともない派生する廃棄物に係る諸問題を把握し、柳泉園組合(以下「組合」という。)の将来あるべき姿を模索しつつ、関係市から発生する廃棄物の減量化、資源化及び廃棄物処理施設の整備等について、緊急に解決を要する状況を認識し、その対応として合理的な事業計画の策定に必要な事項について協議するため、柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、管理者の要請を受けて、次に掲げる事項について協議し、管理者に提言する。

- (1) 廃棄物の処理に関する重要事項
- (2) 廃棄物の減量化及び資源化に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(委員の選出方法)

第3条 懇談会は、関係市の廃棄物減量等推進審議会等(以下「審議会等」という。)の内より関係市がそれぞれ3名選出し、合計12名の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員が生じたときは、その委員の属する関係市において選任する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

これに従い、関係市から廃棄物減量等推進審議会委員・学識経験者・市民の計12名が選出された。次の方々である。

東久留米市：佐藤八十八(会長)、三宅參衛(副会長)、武田総一郎(平成10年1月辞任)

田 無 市：小林敏郎、倉島研一、滝沢滋子

保 谷 市：坪井照子、有福武治、江頭涉

清瀬 市：佐藤亮、可香正子、八代田道子

懇談会は平成8年(1996)8月～10年7月の間に11回開催された。そこで話し合われた内容は、「ごみ減量・資源化に関すること」「粗大ごみの有料化について」「容器リサイクル法について」「柳泉園組合一般廃棄物基本計画について」「可燃ごみ及び不燃ごみの処理について」「ごみ焼却灰のエコセメント資源化について」等であった。これらの協議を踏まえ、平成10年7月に同懇談会は「提言」をまとめ、稲葉管理者に提出した。同提言は、1.広域的取り組みの必要性、2.分別の必要性とそのための方策、3.)効果的な環境教育のあり方、の3点についてとりあげている。以下に、1.、2.の概要を記す。

1. 広域的取り組みの必要性

単独の市町村では解決できない課題については、広域的な対応をすべきです。

- (1) 技術的研究及び分析

I 通 史

リサイクルやごみ処理の技術開発とごみ施設の排ガスや排水の分析等を多摩地域全体で行うことが必要です。あわせて、専門職員の育成、配置を行ってほしいと思います。

(2) デポジット制度に関する調査、研究

リサイクルを進める一つの手法としてデポジット(預かり金)制度があります。価格の上昇や外からの持ち込みなど課題が多いようですが、ポイ捨てを防ぐのに効果的とも言われています。ここでは、研究課題として取り上げておきます。

(3) 家電製品リサイクルに関する広域的協力

家電製品のリサイクルのための法律が、平成13年から施行されることになりました。今後、対象品目の追加や不法投棄の防止などが課題になります。これらの点について、多摩地域の市町村が共通の条例を制定して対応する事を考えてもよいと思います。

(4) 環境事業としての広域的実施

リサイクルやごみ処理も、事業として成り立つ部分は積極的に民間の経営ノウハウを取り入れ、環境事業として育成するべきです。民間ベースにすることで利益を生み出し、事業運営の透明性、公平性を確保することが重要です。法律の改正も視野に入れ、未来をにらんだ環境事業を推進すべきです。

2. 分別の必要性とそのための方策

分別の徹底が必要なことは言うまでもありません。そのために、市民・行政・企業が応分の負担をすることが必要です。

(1) 市民の負担としては、ごみ収集を有料化することにより収集や処理の負担を分担する事が考えられます。これによって、市民がコスト意識を持ち、分別を徹底する重要な契機になることが期待できます。

(2) 行政の負担としては、以下のようないふる必要があります。

- ・ごみの収集日を減らしても、資源収集の日を増やす。
- ・共働き世帯などの負担を軽減するため、民間委託により夜間収集を行う。
- ・資源物を一時保管できる場所を確保する。

(3) 企業は、自社の製品について、使用された後の段階まで責任を持つべきです。製品の設計時点から配慮し、ごみにならない、分別しやすい、リサイクル可能なものをつくってもらいたいと思います。

柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会は、この提言をもっていったん役割を終えた。

(2) 第2回設置

平成12年(2000)2月、その後の新たな状況と課題への対応に市民の意見を反映すべく、懇談会を再び設置した。再開にあたっては、関係市4市の推薦により次の12名に委員を一新した。いずれも、各市の廃棄物減量等推進審議会委員である。

田 無 市：津村恒夫(会長)、滝沢滋子、池田美紀子

保 谷 市：堀越光津江、篠原美智子、池田秀昭

東久留米市：古沢広祐(後に小林辰三氏に交替)、中村忠敬、廣田二三子

清瀬市：佐藤亮、小田清次、本間ちづ子

同懇談会に対し、稲葉管理者は次の検討事項を依頼した（「廃棄物処理に関する懇談会における検討事項について（依頼）」平11柳泉発第386号、平成12年2月15日）

柳泉園組合組合では、新工場クリーンポートの建設を進めており、可燃ごみは、今後クリーンポートで処理することになります。一方、不燃ごみ・粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で処理しているものの、施設の老朽化が進んでいるほか、現在の施設は、主に金属くず、ガラスくず等の破碎を主眼にしているため、プラスチック類の比率が高くなる中で、施設の機能がごみ質に適合しない状況になっています。

今後、粗大ごみ処理施設の建替が組合にとって大きな課題となり、処理方式の選定、施設規模の算定、建設用地の選定などを早急に検討する必要があります。さらに、将来の不燃ごみ・粗大ごみをめぐる状況を考慮すると、プラスチック類の処理方法、容器包装リサイクル法への対応、家電リサイクル法への対応など、関係4市及び市民との関係で、慎重に検討を要すると思われます。

また、平成14年には、一般廃棄物処理基本計画の改定を予定しており、改定にあたっては、関係4市と緊密に調整することはもとより、市民の意見を十分に取り入れていく必要があります。

このため、柳泉園組合廃棄物処理に関する懇談会において、下記のとおり検討していただくよう、お願いします。

記

- 1 検討事項 (1) 柳泉園組合における不燃ごみ・粗大ごみの処理施設のあり方について
(2) 柳泉園組合一般廃棄物処理基本計画の改定について
- 2 検討期間 おおむね2年間

これにより、現在、懇談会は検討を継続中である。

2. 西下里遺跡の発掘調査

当組合敷地の東北部境界と228号線にはさまれた民有地に遺跡「西下里遺跡」が発見されたのは、昭和46年(1971)のことである。昭和50年には、東久留米市教育委員会が組織した西下里遺跡調査会が約300m²について本調査を行い、その結果、同遺跡が旧石器時代を主体とした遺跡であることが確認された。

平成9年(1997)初め、当組合が新ごみ処理施設の施設整備を計画した際、搬入路・検量棟等の計画部分が文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地域に該当することが判明したため、当組合では同年5月、東久留米市教育委員会に状況把握調査を依頼した。同教育委員会が同年7月19日に試掘調査を行ったところ、5か所の試掘場所のうち1か所から旧石器時代の剥片1点が出土した。検出が比較的難しい旧石器時代の遺物が出土したことから、当該地が遺跡の範囲内にあることは明らかであり、規模は不明ながらも、昭和50年の調査地点との間に遺

I 通 史

跡の分布することが推定された。

当組合では当該地の保護を念頭におきながら基本設計を進めたが、遺跡の保存・保護のためにはより詳細な確認調査の必要があり、平成10年においても東久留米市教育委員会に対して調査依頼することとし、同教育委員会と協議の結果、調査会を組織して確認調査を行うこととした。これにより、平成10年9月、「柳泉園組合の施設整備に伴い、西下里遺跡の分布状況および内容の確認を行い、遺跡の保護・保存の方法を検討するとともに、工事に伴う調査等の内容について検討し、必要な調査を実施すること」を目的として、「西下里遺跡調査会」(会長・岡田芳朗東久留米市文化財保護審議会会长、事務局・東久留米市教育委員会社会教育課内)が結成され、当組合は同調査会に発掘調査を委託した。

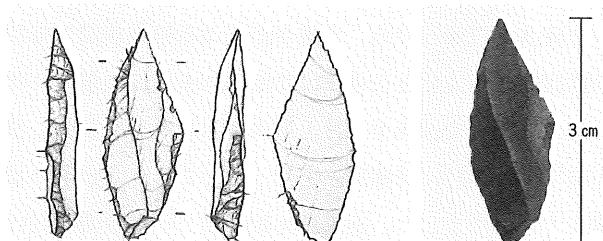
発掘調査は平成10年(1998)10月に開始された。調査対象は搬入路の入口(東門)付近一帯の約3,000m²の範囲である。調査は2次に分けて行われ、1次調査(平成10年度)では主に工事用仮設道路以西の遺跡の確認および発掘調査を行い、2次調査(平成11年度)では前年度の未調査部分の遺跡の確認および発掘調査を行った。この調査による出土件数は、遺構と呼ばれる「礫群」が6基、「集石土壙」が1基、遺物と呼ばれる「礫」が5,800点、「石器類」が1,500点であり、これら貴重な出土品は東久留米市の郷土資料室に保管した。

なかでも特筆すべきは、本調査で発見された画期的な遺構であろう。およそ1万6,000~1万8,000年前の時代の地層である第4文化層からは、4つの礫群(第1号・2号・4号・6号礫群)と1基の集石土壙および石器類のブロックを検出した。このうち集石土壙は「掘り込み」を有していたが、旧石器時代において掘り込みを有する遺構はきわめて稀で、全国でも数例しか知られていない。また、礫群は旧石器人の生活跡であるが、第1号礫群は構築時および使用時の状態をきわめて良好にとどめている、これも数少ない遺構例であった。調査会の報告では、これらは「遺跡内容として第一級に値する」ものだそうである。

発掘調査は平成12年3月(平成11年度末)まで行われた。平成12年度は、平成10~11年度に実施した遺跡の確認および発掘調査について資料整理を行い、最終的な遺



西下里遺跡の発掘作業



検量棟予定地から出土したナイフ形石器と実測図

跡調査の取りまとめは平成13年度に予定している。

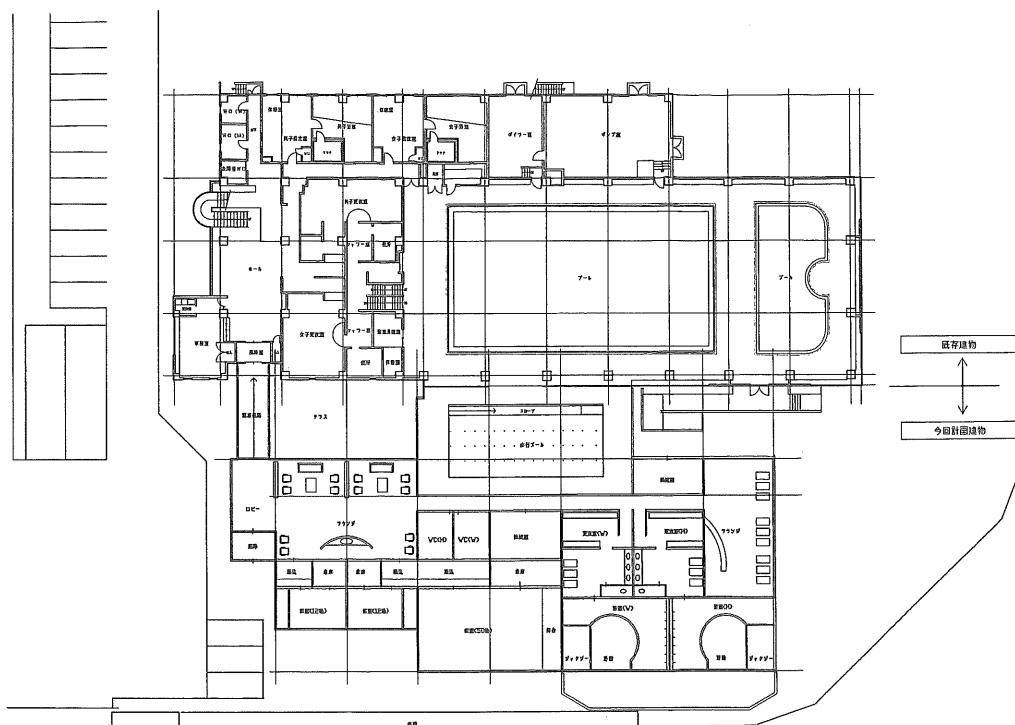
3. 福祉施設建設へ

当組合では、平成13年度事業として「柳泉園組合福祉施設(仮)」を建設すべく、現在(平成12年度)計画をすすめている。これは周辺住民への還元施設として計画しているもので、柳泉園クリーンポートの余熱を利用した温水施設(浴場)および集会施設(大広間)等からなり、屋外プールの位置に建設する予定である。

この福祉施設の建設は、昭和40年(1965)6月、組合として初めて環境整備事業に取り組んだ際に作成した「北部三町衛生組合立公園(仮称)新設事業」構想のなかで厚生施設整備に触れて以来、当組合としては長年にわたって心に掛けてきた課題の1つであった。というのも、その構想でふれた他の施設、すなわち野球場、プール、テニスコート、バレーコート等はすでに建設し、残るはほぼこの施設のみになっていたからである。

またこの間、周辺住民からは常に福祉施設(あるいはレジャーセンター、ヘルスセンター)設置の要望が寄せられてきた。そして、平成8年(1996)のはじめ、当組合が新ごみ処理施設建設計画について周辺自治会との話し合いを重ねるなかでも、複数の自治会から福祉施設建設の要望が出てきた。当組合はこれに対応して長年の懸案に着手することとしたのである。

本福祉施設の計画にあたっては、可能な限り周辺住民の意見を反映することを基本方針としており、そのため、平成12年1～3月には、東久留米市側の3自治会(久留米西団地自治会、



福祉施設 1 階平面図計画(案)

I 通 史

下里自治会、柳窪自治会)の代表者と月1回の割合で打合せを行い(その後も継続)、また静岡県磐田市の施設視察も行った。打合せのなかでは、「健康増進施設と交流の場」「高齢化社会に即した施設の充実」といったコンセプトや、「入浴施設、休憩スペース、大広間をメインとする」との要望が出た。それらをもとに、同年3月には「基本計画書」を作成した。建築概要は次のとおりである。

建築面積	1,400m ²
延床面積	1,250m ²
構造	主体構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨
階数	地上1階
主な施設	入浴施設(浴室、ジャクジー)、歩行プール、大広間、ラウンジ

4. 管理者の交代

平成7年(1995)4月、第9代管理者の末木達男田無市長が退任した。末木氏は平成2年1月から5年余りにわたって管理者を務められ、この間にリサイクルセンターの建設等に進取の姿勢と強い指導力を発揮された。退任後も、引き続き副管理者として組合にとどまられた。

平成7年3月、第10代管理者として稲葉三千男東久留米市長が就任した。稲葉氏は、平成2年1月に東久留米市長に当選して以来、当組合の副管理者を努められていた。副管理者には前記の末木田無市長が就任したほか、保谷高範保谷市長(平成5年1月に都丸哲也氏の後任として保谷市長に当選、同月、副管理者に就任)が留任した。また、平成7年4月には、昭和45年(1970)4月に清瀬町(当時)が当組合に加わって以来、25年にわたって副管理者を努められてきた渋谷邦蔵清瀬市長が市長を退任し、当組合副管理者の職も離れた。同月、星野繁氏が清瀬市長に当選し、平成7年5月に当組合副管理者に就任した。

平成12年(2000)10月現在、当組合の管理者は稲葉三千男東久留米市長、副管理者は末木達男田無市長、保谷高範保谷市長、星野繁清瀬市長である。

第5節 柳泉園組合の現在とごみ・し尿処理の明日

1. 柳泉園組合の現在

(1) 事 業

組合創立(昭和35年(1960)9月30日)からちょうど40年を経た平成12年(2000)10月1日現在、柳泉園組合が共同処理している事務は、次のとおりである。

- (1) ごみ処理施設の設置及び運営に関する事務。
- (2) し尿処理施設の設置及び運営に関する事務。
- (3) 廃棄物の、処理施設から最終処分場までの運搬に関する事務。
- (4) この組合が所有する敷地内における、関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設の

設置及び運営に関するこ。

(「柳泉園組合規約」第3条(組合の共同処理する事務))

これに基づき、当組合では以下の事業を行っている。

① ごみ処理事業

規約第3条(1)(3)に基づき、当組合が設置、運営しているごみ処理施設と規模は次のとおりである。

- ・柳泉園クリーンポート 315t/日 (105t×3炉) 平成12年7月から試運転開始
- ・粗大ごみ処理施設 50t/5h 昭和50年3月竣工(昭和58年度、60年度一部改造)
- ・リサイクルセンター 65t/h 平成5年10月竣工

柳泉園クリーンポートでは、搬入された可燃ごみ、粗大ごみ処理施設で切斷した可燃性の粗大ごみ、し尿処理施設で除去または固化したし渣を焼却する。焼却残灰は日の出町二ツ塚広域処分場に搬送している。

粗大ごみ処理施設では、鉄類・有価物(生ビンやガラス屑)は回収して再利用に回し、可燃性の粗大ごみは切斷してクリーンポートに回して焼却し、不燃ごみは日の出町二ツ塚広域処分場に搬送している。

リサイクルセンターでは、分別収集されたきた不燃系資源物(びん・缶)、可燃系資源物(新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古布類)、プラスチック内のペットボトル・トレイを選別・回収している。

② し尿処理事業

規約第3条(2)に基づき、当組合が設置、運営しているし尿処理施設は、前処理・脱水方式の35kℓ/日(平成8年3月竣工)が唯一である。ここでの処理過程で発生するし渣(前処理から発生する1次し渣、脱水機から発生する2次し渣)は、クリーンポートに搬送して焼却し、脱水ろ液はプラント用水と混合して下水道に放流している。

③ 環境整備事業

規約第3条(4)に基づき、当組合が設置、運営している関係市及び周辺住民の福祉の増進に関する施設は、次のとおりである。

- ・野球場 2面
- ・テニスコート 5面
- ・温水プール施設 屋内プール(温水25m)(平成12年度に廃止・撤去)
 - 屋外プール(25m)
 - スポーツサウナ(男性用1室、女性用1室)
 - トレーニング室(1室)
 - 会議室(和室1室、洋室1室)

I 通 史

(2) 組 織

① 議 会

規約第5条～第7条により、当組合には議会が置かれている。組合議会議員の定数は12人で、関係4市から各3人ずつが選出されている。平成12年(2000)10月1日現在の柳泉園組合議会議員は次のとおりである。

議 長：山田忠昭(保谷市)

副 議 長：岸伊佐雄(東久留米市)

田 無 市：遠藤源太郎、小峰和美、田崎敏男

保 谷 市：岩越笙子、桐山ひとみ

東久留米市：渡辺健一、石黒達弥

清瀬 市：西畠春政、霜村昌男、長野美保子

② 執 行 機 関

当組合には管理者1人および副管理者3人が置かれている(規約第9条)。また助役(第10条)、収入役(第11条)、監査委員2人が置かれている(第13条)。平成12年(2000)10月1日現在の管理者・副管理者、助役、収入役、監査委員は次のとおりである。

管 理 者：稲葉三千男(東久留米市長)

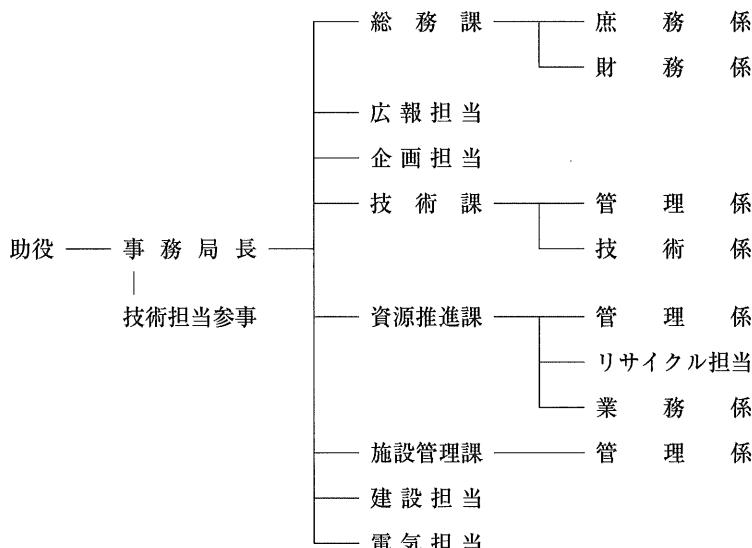
副 管 理 者：末木達男(田無市長)、保谷高範(保谷市長)、星野繁(清瀬市長)

助 役：金子重雄

収 入 役：西川彰夫

監 査 委 員：高橋茂(識見者)、田崎敏男(議会選出)

また、規約第12条により事務局が置かれている。平成12年10月1日現在の事務局機構は次表のとおりである。



職員は、助役(事務局長兼務)以下、専従職員60名、派遣職員5名の65名である。

2. ごみ・し尿処理の明日

当組合が平成11年度において処理したごみ量は約8万8,500tで、ピーク時(平成3年(1991)・約11万2,000t)の約79%であった。かつて昭和30年代から平成の初めまでの約30年間、ごみ量は関係4市の総人口増加に比例して増加していた。そしてその頃には、人が増えればごみも増えるのが当然のことのように考えられていた。それが、平成3年度から11年度の間には、4市人口は約34万9,600人から約35万9,800人と1万人増加しているにもかかわらず、ごみ量は21%減少したのである。

この大きな変化をもたらしたのは、バブル経済の崩壊もあるが、ごみの資源化・減量化・再生利用の考え方と、その市民への浸透、およびそれを具現化するために分別収集体制をつくりあげてきた4市の努力を見逃すことはできない。そして当組合もまた、リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設の処理を通じてその一端を担ってきた。たしかに今、人々のごみに対する意識は從来から変化しつつあり、その成果が現れてきたと言えるであろう。

その意識の変化は、「ごみ処理」に対する意識の変化も生み出した。よりよい環境とよりよいごみ処理を求める立場から、中間処理施設としての当組合が行っている焼却処理方法とその排ガスに含まれるダイオキシン類等の有害物質に向けられる目は、近年は非常に厳しく、その取扱いとデータに関して数々の指摘が行われている。ごみの処理方法にはいくつかがあるが、当組合としては、現状においては焼却処理が最も合理的・衛生的な処理方法であると考えている。もちろん、この方法を選択する以上、たとえわずかではあれ有害物質は発生する。当組合は、それを環境にも人体にもほとんど影響を及ぼさない程度にまで厳しく自主規制し、それを遵守しなくてはならない。ごみ処理施設は、周辺住民に有形無形の迷惑を与えるものであることは確かであるが、決して有害なものであってはならないのである。

人が生活する以上、ごみはゼロになることはない。しかし、それを可能な限り減らすことはできるし、また将来のことを考えればそうしなくてはならない。同様に、ごみが存在する以上、当組合はそれを最も適切な方法によって処理しなければならない。将来においては、必ずや、環境にも人体にも影響を与えない処理方法が現実化するであろう。それまでの間、ありつけの知恵をしづり、人々の意見に耳を傾け、その理解と協力のもとに、細心の注意をもって処理を続けていくのが当組合に課せられた使命である。

し尿処理に関しては、下水道整備という、かつて“明日”と思われていた方法が、今ほとんど現実のものとなった。同じように、ごみ処理の“明日”も、今日に続くところから必ず生まれてくるはずである。

